

512

95

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



512-95

法學士 宇野慎三 著

出版物法論

東京 巖松堂書店發兌

著者 寄贈本

大正
12. 5. 29
寄贈

序

一、言論の自由と其の制限との關係は國家の統治上最も考慮を要する問題の一であらう。蓋し一國文化の進展に至大の影響を齎らすからである。國民思想の低迷混沌を極むる現時の過渡期に於て、其の研究は吾人をして益々緊急を感ぜしむること、何人も認むる所であらう。

一、昔、秦の始皇は丞相李斯の言を用ひ「史官の記にして秦の記に非ざるものは皆之を焼き、博士の官の職する所に非ずして天下に敢て詩書百家の語を藏する者有らば悉く守尉に詣して雜へて之を焼かしめ敢て詩書を偶語する者有らば弃市し、古を以て今を非る者は族し、吏の見知して舉せざる者は與に罪を同じくし、令下りて三十日にして焼かざる者は黥して城旦と爲さん」ことを企て、世の人の嘲笑を買つたことは史實の傳ふる所である。惟ふに始皇は悉く民間の書を燒棄し諸儒を坑にした

ならば、阿房宮を廻る渭川の水は永久に咸陽の春を謳ふものと思つたのであらう。令して數年を出でず、憐むへし、彼の三百餘里を覆壓し天日を隔離すと傳へられた阿房宮は、楚人の一炬に依つて焦土となつた。

一、焚書坑儒の暴舉と、朝歌夜絃融々たる阿房宮の舞殿との史實が、遠く既に本問の解決を與へて呉れた様に思はれる。

一、職の傍ら乏しきを顧みず稿を起し創めて出版物法論を試みたのは、その問題の緊切なると難解である點から見て、或は盲人蛇に怖ぢずの類であるかも知れない。唯依つて以て多少の参考となり大方の誨を受くることを得たならば著者の最も至幸とする所である。

大正十一年初冬

著 者 識

出版物法論目次

第一編 總 論

第一章 緒 論 一

第二章 我國出版物法の沿革 六

第一節 明治以前 六

第二節 明治以後 二

第一項 新聞紙に関する法制 二

第二項 普通出版物に関する法制 二七

第三章 出版物に関する立法例一斑 三三

第一節 概 論 三三

第二節 各國出版法規概説 三六

目 次

第一項 佛國 三六

第二項 獨逸 五〇

第三項 白耳義 五九

第四項 英國 六三

第五項 米國 六七

第六項 過激思想取締に關する立法例 七〇

第二編 各論

第一章 出版並出版物の意義 六六

第一節 出版の意義 六六

第二節 出版物の意義 六八

第一項 出版物並文書圖書の意義 六八

第二項 出版物の區分 六五

第一目 出版法に依る出版物 六五

第二目 新聞紙法に依る出版物 六七

第三目 其他の法規に依る出版物 六五

第二章 出版手續 六九

第一節 出版法に依る出版物の出版手續 六九

第二節 新聞紙法に依る出版物の發行手續 一〇五

第一項 發行届 一〇五

第二項 納本の義務 一〇七

第三項 保證金の納付 一〇八

第三節 新聞紙雜誌の失効 一一三

第三章 出版物の形式的要件 一六

第一節 新聞紙 一六

第二節 普通出版物 一八

第四章 出版物に關する責任者 二二

第一節 概論……………一三一

第二節 出版法に依る責任者……………一三八

第三節 新聞紙法に依る責任者……………一三五

第五章 出版物掲載事項の制限……………一四七

第一節 概論……………一四七

第二節 積極的制限……………一五〇

第三節 消極的制限……………一六六

第一項 絶対的禁止事項……………一六七

第二項 相對的禁止事項……………一七九

第六章 行政處分……………一八九

第一節 概論……………一八九

第二節 發行(出版)の差止……………一九六

第一項 新聞紙の發行差止……………一九六

第二項 雜誌の出版差止……………一九八

第三節 發賣頒布の禁止……………一九九

第一項 概説……………一九九

第二項 安寧秩序紊亂の意義……………二〇二

第三項 風俗壞亂の意義……………二一五

第四節 差押處分……………二二〇

第五節 同一趣旨の事項の掲載差止……………二二三

第六節 外國出版物の行政處分……………二二六

第七章 司法處分……………二三八

第一節 概論……………二三八

第二節 出版違犯……………二三一

第一項 警察犯と刑事犯……………二二三

第二項 我出版物法と刑事犯及警察犯……………二三四

第三節 出版違犯と犯意	二四一
第四節 出版法の一次缺	二五三
第五節 出版違犯と刑法	二五九
第一項 時 效	一五九
第二項 併合罪	二六二
第三項 名譽に對する罪と出版犯罪	二六六
第一目 名譽毀損罪の概念	二六八
第二目 侮辱罪の概念	二七二
第三目 告訴權	二七三
第四目 出版物法の特別法規	二七三
第五目 外國立法例	二七七
第六節 主なる出版違犯	二八六
第一項 届出義務違犯と罰	二八六
第二項 新聞紙法と出版法の量刑	二八七

第三項 差押執行の妨害	二八九
第四項 新聞紙法第九條	二八九
第五項 新聞紙法第四十一條出版法第二十七條及特別法規の規定	二九一
第一目 安寧秩序紊亂罪	二九一
第二目 風俗壞亂罪	二九八
第三目 特別法規の規定	三〇二
第六項 新聞紙法第四十二條出版法第二十六條	三〇五
第一目 尊嚴冒瀆罪	三〇五
第二目 朝憲紊亂罪	三一三
第七節 發行禁止	三三六
第八章 餘 論	三三六
第一節 新聞紙法出版法改正法案に對する批判	三三六
第一項 第二十八議會提出新聞紙法中改正法律案	三三七

第二項 新聞紙法改正期成同盟會案……………三四〇

第三項 第四十四議會國民黨提出新聞紙法改正案……………三四五

第四項 第四十五議會國民黨提出出版取締法案……………三五〇

第二節 結論……………三五八

附錄

出版法……………三六三

新聞紙法……………三六七

届出書式……………三七四

— 終 —

出版物法論

宇野 愼 三 著

言論の自由

第一編 總論 第一章 緒論

凡そ各人の思ふ所其の信する所を口頭又は文書を以て發表することは、權利として自由であらねばならぬ。是れ各國の根本法規が自由權として保障する所であり我國憲法第二十九條に「日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス」と規定した所以である。思想言論の自由は如此尊重すべきものであるけれども、國家生活に非常に重大な關係を有するものなるが故に各人の思考の表示が國家社會の公安と緊密なる交渉を有する程度に至つたときに於て之に相當の制限を加ふることは、國家生活の向上進歩に又己むを得ない所であつて、これ諸國が原則として憲法に言論の自由を認めると同時に唯法律に依つて或る程度の制限を爲して居る所以で

ある、(註一) 換言すれば、言論著作の事たる皆政治上、社會上得た國民思想上に重大な勢力を及ぼすものであつて、其の影響する所極めて廣く且つ深いものであるが故に其の無制限の自由は或は小にして人の名譽權利を侵害し或は大にして一國の治安を紊り又は國家の存立を危くするの虞れあり、寔に其の餘弊の及ぶ所、測り知るべからざるものがある。故に國家は其の治安の保持上この犀利にして而かも濫用され易い言論の自由權に對し其の範圍を制限し其の埒を逸したるものに對して國家の權力を及ぼすことは又當然是認されねばならぬ。然し乍ら此の制限、此の羈束は、固より必要已むべからざるものであると同時に又必ず法律に由るべきものであつて命令の範圍内に屬せざる所に言論尊重の精神が包含されて居るのである。我國に於て新聞紙法、出版法、著作權法、豫約出版法等に規定する所、刑法、治安警察法等の及ぶ所孰れも此の趣旨に基くものである。

題して出版物法と稱するも主として現行新聞紙法(明治四十二年法 律第四十二號)及出版法(明治二十六年 法律第十五號)に就て研究を進めて見たいと思ふのである。蓋し各人が其思想を廣く且つ有效に表示する方法として(一)文字若は圖形又は文字圖形に依り(著作)(二)一時に多數を作成し得べき方法を以て之を複製し(印刷)(三)廣く公に頒布(發行)するに在る。従つて又此の種の方法に依る表示は最も公序に及ぼす關係大なるが故に茲に國家は出版警察として新聞紙法出版法の取締規定を必要とするのである。

出版警察に就ては從來二個の主義が認め得られる。一つは檢閱主義(prohibitive or präventiv system)であつて他は自由主義(repressiv system)である。前者は不法又は不當な出版を豫防する爲め、出版物の内容を豫め官廳に於て檢閲し然る後出版せしむるものである、故に或は許可主義と稱せらるゝ。後者は豫め檢閲を経ることを要せずして出版するを得せしめ唯其の出版物の内容が違法なる場合に於てのみ後とより之を處罰し又は取締るものを云ふのであつて又届出主義とも稱せらる。後述する如く出版警察法規は各國共設くる所であつて、佛國、白耳義、伊太利、獨逸、舊奧太利帝國は獨立の出版法規を有し反之英國、米國、瑞西は諸種の規則に依つて之に蔭んで居るが今日孰れの國に於ても、檢閱主義は文化の發達を阻害するものとして之を採つて居る所はない。我國に於ては久しく檢閱主義を採り來り、明治五年一月出版條例も全然此の主義に立脚して居つたが同八年布告第三百三十五號を以て創めて出版自由の原則を認め例外として或る場合に於てのみ檢閲を行ひ、次で二十年十二月出版條例に至つて全く檢閱主義を拋棄した。新聞紙に關しては明治六年十月の新聞紙條目に於て最初の規定を見たるが同法は新聞紙の發行に官准を乞ふて許可の印を受くべきものとし、而して一度許可を得れば毎號検査の必要な旨定めた。同八年六月の新聞紙條例十六年四月改正條例は共に此の主義を則り、明治二十年勅令第七十五號新聞紙條例に於

て之を改め發行に警察許可を要せず全然屈出主義を採用するに至つた。(第二章我國出版物法の沿革)
 現行新聞紙法出版法は植民地に施行せられない。朝鮮及臺灣關東洲に在つては新聞紙の發行は許可主義を採り、朝鮮又は臺灣總督若しくは關東長官の許可を必要とし、且つ其の取締は内地に於けるより一層嚴重である。樺太は明治四十三年勅令第三百四十五號に依り新聞紙法出版法は共に施行せらるゝが内務大臣の職權は樺太廳長官が之を行ふのである。(註二) 蓋し朝鮮臺灣關東州の如き殖民地に於て新聞紙の發行に許可を必要とするは文化の程度若しくは取締上の特殊の理由に基くものと見るべく、言論を徒に壓迫するは文化政策の上に於て將又個人の自由を尊重する上に於て避くべきものなること上述の通りである。

近年世界の精神物質界を攪亂した大戰の副産物は新思想の勃興を以て最も顯著なるものとす。我國も猶豫なく此の外來思想の洗禮を受けて國民思想の根底に否定すべからざる變動を與へられた。而かも尙現時の思想界は混沌として其の向ふ所を知らず益多事多端ならむとしてゐる。而して各國に於て此の改革運動に最も有力な武器は言論であり赫々たる殊勳を齎したのも言論であつた。主義思想の宣傳と共に之が取締規定との關係は充分攻究せられ批判さるべきであらう。我國に於ても出版法規の改正意見は朝野の間に熾烈を加へんとしてゐる、自分が乏しきを以て出

出版物法規の研究に筆を執り大方の誨を乞はんとする意も亦茲に存するのである。(註三)

(註一) 此の種の制限は各國の認むる所である殊に近年無政府主義共產主義等の跳躍は各國共取締に腐心する所であつて言論に重大な制限を加へんとする立法の傾向を示してゐる。又最も個人の自由の尊重を標榜する革命後のロシアに於ても其のソヴイェツト政府に反對する主義思想には極端なる壓迫を加へてゐる。獨逸共和國も其の新憲法(一九一九年八月十二日)第百十八條に「法律の範圍内に於て言論文書等に依る意見の發表の自由」を認め、又「破廉耻若しくは不道徳なる文學の録録」の爲め法律の制限あるべき旨規定し舊獨逸帝國の出版法を繼承したる外一九二一年八月二十九日更に緊急布令を發し獨逸民主的共和國の根本組織を不法に紊亂せんとし又は安寧を害すべき言論に對しては嚴重な制限を加へた。

(註二) 明治四一年四月三十日統監府令第十二號新聞紙規則、明治四三年五月二十八日同府令第二十號出版規則、大正六年十二月八日律令第二號臺灣新聞紙令、明治三三年二月二十一日臺灣總督府令第十九號臺灣出版規則、明治三九年十月二十六日關東都督令第二十七號營業取締規則參照

(註三) 我國に於ても言論機關たる新聞紙雜誌は逐年非常に増加しつゝある。殊に時事問題を取扱ふ新聞紙雜誌に付て最近の統計を示せば次の如くである。(内務省調査)

大正六年	一、九九七種
同 七年	二、一四二
同 八年	二、五四九
同 九年	二、七〇四
同 十年	三、〇九六
同 十一年(七月末日)	三、二五三

第二章 我國出版物法の沿革

第一節 明治以前

往昔人文未だ開化せざるに當つては民間に於て出版物の見るべきもの殆どなく従て之が一般的規定もなかつたことは當然である、元和偃武の後に至り京阪の書肆に教訓書往來狀の類、軍記醫書等次第に出版せらるゝを見るに至つた。慶安二年大阪の書肆西村傳兵衛の發兌にかゝる古狀揃の一書中「家康表裏之侍、前代未聞候、太閤之忘厚恩」云々の句あり、之れ徳川氏の祖先を誹譏せるものなりとして、其の書を絶版し、傳兵衛は死罪に處せられた。之れが徳川政府の出版發行を禁止した始である。次で寛文六年江戸の山鹿甚五左衛門の著した聖教要録なる一書も亦當局の忌諱に觸るゝ所となり、公行を禁せられ、著者甚五左衛門は淺野内匠頭に御預となつた。

この事あつてから幕府は出版取締の要を痛感し延寶元年五月出版に關する法度を發布した。之に依れば幕府の事は勿論、諸人の迷惑となるべき事及び新奇の説を記述出版せんとするときは、奉行所の允許を必要とし秘密出版は重罪とすべき旨規定せられた。蓋し我國出版法規の濫觴であらう。

出版法規
の濫觴

當時一枚摺の讀賣り流行して他人の名譽を害し「又好色一代男」などの俗文學出で、世の嗜好に投せしより好色本續出し風俗上よからぬものが多かつたので貞享元年十一月市中に達し「町中に於て、むざとしたる小唄はやり事、すなはち珍事異聞を版行し賣出する者あらば何處にても家主共吟味し、左様のもの一切出版せしむ可らず」云々と令した。元祿七年風俗壞亂の文書を發兌した四人の市民に「頃日傾城町之噂、其の外草すり引と申す書物作り候段不届に付四人共牢舎被仰付之書物並板木者町奉行所へ取上之」云々の裁斷があつた。これ風俗壞亂の文書を制禁した始めである。同十三年新に書物問屋、繪双紙問屋の組合を設立せしめ、彼等に月行事を定めて相互に検査して法則に違犯なからしむるやう努めた。

享保七年十一月に至り稍精細を極めた出版規定を發布した。是れに依ると徳川家代々將軍の事蹟は版行寫本とも禁制し又猥なる儀、異説の記述を禁し、出版物には必ず出版者の氏名の掲載を必要とした。(註一)

寛政三年戯作者山東庵京傳は錦の裏仕掛文庫と稱する洒落本を發行した爲め、此の享保令第二項に所謂風俗の爲宜しからざる書を作りたるものとして、作者京傳は手鎖五十日、版元葛屋重三郎は身上半減の闕所に處せられた。又翌四年林子平の著「海國兵談」は瀕海の防備を論したるに過

享保令

ぎないのであるに拘らず「異國より日本を襲候事可有之趣奇説異説を取交著述致し」たるは公儀を憚らざる仕方不届なりとし、絶版を命せられ仙臺藩に蟄居せしめられた事は人の知る所である。如何に出版物の取締りが峻厳を極めたか察知し得るであらう。林子平の筆禍は松平越中守即ち當時賢宰相の譽れ高かつた白河樂翁侯の判決であるのを見れば更に思ひ半はに過ぐるのがある。文化元年五月の布告に依れば、繪双紙類に天正以來の武者姓名を記入し或は紋所等紛らはしく認めるを禁じ、繪畫はすべて墨繪のみとし彩色を施すを禁じた。これ當時の武者繪頗る精細を極め武者繪中、艶麗なる婦女の容姿を畫き加ふる事など始め風俗を紊す虞れありたるによるとの事である。

天保十三年六月風俗を壞亂する虞れある人情本禁制せられ、爲めに寺門靜軒（江戸繁昌記の著者）柳亭種彦（田舎源氏の作者）爲永春水（梅曆の作者）等相踵いで處罰せられた。（註二）

之と同時に同年六月四日享保七年の禁令を斟酌し之を更に敷衍して取締の徹底を期した。即ち曆書天文書阿蘭翻譯書何によらず奉行所へ伺ひ差圖を受くべきものとし、又其の檢閲用として奉行所へ製本一部宛差出さしめ以て初めて納本の制度を規定し、（註三）同年六月四日重ねて布達し風俗に拘るの筋を以て人情本の賣買を禁じ俳優藝娼妓の容姿を畫ける錦繪を停止し又一方「彩色

を用ひ無益の手續を掛け高値に賣出す」が如きは面白からずとし自今相改むべきやう規定した。更に七月に至りては人情本の貸借をも禁じ、越えて十一月組々世話掛名主共に申渡があつて、錦繪は十六文以上に昇るを禁ずと價格の制限に迄及んだ。但し此れは利益の制限と言はんより寧ろ精巧なる彩色を禁ずる趣旨である。同十二月書物繪双紙改掛りより更に嚴重な心得書が配付せられた。（註四）

天寶十五年正月に至つて版權の保護を新に法に規定せられた。蓋し我國に於て法規上著作権の保護を認めた最初のものであらう。即ち前版の存するものを偽り新版として願出たるときは嚴罰に處せられ、又著作者の承諾を経ずして板刻を願出づるが如き心得違なき様戒告した。（註五）然るに從來僞版重刻其他版權に關する契約は慣習法上の私約に基いて居つた所、今法に規定したるが爲め實際は却て脱法行爲盛となつたと言ふ。蓋し法の不備に職由するのであらう。

以上略述した通り徳川時代の言論の取締規定は苛酷を極め、時事を論し又は時の政治を是非すれば其の寫本なると刊本なるとを問はず又小説なると演劇とを論せず、其の作者並に關係者は嚴刑に處せられる例は決して尠くない有様であつた。從て此の鬱憤は滑稽諷刺に意を言外に寓した落首に依つて纔かに洩らさるゝことゝなつたが爲めに、當時の落首は異常の發達を示した、その

上幕府は他の出版物及寫本に對して嚴重な法令を以て處斷せしに拘はらず、落首は何故にや默許の状態であつたから益々隆盛を極めた。例へば寶永年間柳澤の暴政を嘲罵諷刺した落首の如きは集りて「寶永落書」と稱する一卷の書を成するに至つた。然し此の傾向も明治維新に及んで漸次衰へて來た。

斯くて徳川幕府倒れ王政復古の大革新行はるゝや出版物に對する處罰の性質も大に趣を異にし從來幕府の禁忌した事項は概ね解放され、言論の自由は漸く曙光を見るに至つた。

(註一) 一、自今新版書物之儀儒書佛書神書醫書歌書都而書物類其筋一通り之事者格別、張成儀異說等を取交へ作出し候儀堅可_レ爲_レ無用_二事

一、只今迄有來候板行物之内好色本之類は風俗之爲不_レ宜儀に候間段々相改絶板可_レ仕事

一、(畧)

一、何書物によらず此以後新版之物作者並板元之實名奥書に爲_レ致可_レ甲事

一、權現様之御儀者勿論總て御當家之御事版行書本自今無用可_レ仕候無_レ細有_レ之者奉行へ訴出で差圖を請可_レ申候事右之趣を以て自今新作之書物出候共途々吟味可_レ致_二商賣_一候若右定_二背候者有_レ之者奉行所へ可_レ訴出_一候云々

享保七寅年十一月二十一日

中山出雲守
大岡越前守

(註二) 當時の取締を髮髻せしむる爲永春水の判決文を掲げて見る。

神田多町壹丁目五郎兵衛店

爲永春水事 長 次 郎

其方儀繪本草紙の類風俗之爲に不_レ相成畏_レ間敷事又は異說等書綴り作出し候儀無用可_レ致旨町觸に相背地木屋共より誂へ候とて人情本と唱候小冊物著作致右之内には婦女の勸善にも可_レ相成_二と心得違_一致不_レ束の事ども書類し剩遊女放蕩之體を繪入に仕組遣し手問賃請取候段不_レ埒に付_二手續_一申付る、云々

(註三) 右之外曆書天文書阿蘭書籍翻譯物は勿論何之著述に不_レ限惣而書物板行致候節木屋共より町年寄市右衛門方へ可_レ申出_二候同人より奉行所へ相違し差圖之上及_二沙汰_一候筈に付紛敷決無_レ之様可_レ致候且又彫刻出來之上は一部宛奉行所へ可_レ申出_二候若内證にて板行等致に於ては何書物に不_レ限板木燒捨懸_二り合_一之者共一同吟味之上嚴重之咎可_レ申付_二候右之通町中不_レ洩様可_レ觸知_二もの也

(註四) 一、諸事、勝負を争_レ候繪本堅無用之事、一、壹枚繪、團扇繪とも十六文以上は堅無用之事、一、繪本一枚摺とも表題上袋は墨摺彩色堅無用之事、一、繪入讀本、同小冊書物類、兩面摺、都而下繪草稿を以_レ摺者共月番方へ何之上差圖を受可_レ申事、一、三枚以上は堅無用之事(中畧)一、都而遊女繪、大人中人堅無用之事、幼少ニ限り可_レ申事右掛り名主より同役中へ達之事

(註五) 一、前版も有_レ之候を不_レ存體に致し做し願出後日願はるるに於ては急度可_レ被_レ仰_二之

一、板木磨滅、或は燒失等有_レ之持主へ達_二示談_一願出候分は重版にても不_レ苦候

一、他之者、著述致置候草稿を以、草稿主へ不_レ斷板刻願出候様なる儀は、有_レ之間敷候へ共猶又心得違_レ之儀無_レ之様可_レ致候

一、同じ書籍にても加除致候者類板に付異同書類可_レ願出_二候云々

第二節 明治以後

第一項 新聞紙に關する法制

創めて新聞紙に關する一般的立法を見たのは明治二年以後の事に屬し夫れ迄は普通出版物と同列に律せられて居つたのであるが、新聞紙に關しては特殊の沿革も存し且つ政界の推移と密接の關係があるので項を分ちて畧説する次第である。

德川時代に於ける出版物の取締が嚴重であつた上に印刷や通信の技術が幼稚を極めて居つた爲め、新聞紙の發生は非常に遅れた、江戸時代に於て發達した讀賣瓦版の類は當時僅に今日の新聞紙の三面記事の役目を承はつたに過ぎない。然し今日の所謂新聞紙は此等瓦版の進化したものと見るべきものでなく、寧ろ外國新聞紙の翻譯に緒を發したものである、即ち萬延元年に爪哇バダビヤに於て發行せる蘭字新聞を洋書調所に於て翻譯し文久二年正月「官板バダビヤ新聞」として初めて之を刊行せしめたのが本邦新聞紙の先驅であり且つ木活字版を新聞紙に利用した濫觴である。次で「官版海外新聞別集」其の他四種の新聞發行せられたが共に官板であり海外新聞紙の翻譯に過ぎなかつた。然るに元治元年四月に至り横濱に於て「新聞紙」と稱するもの發兌せられたが是

新聞紙の濫觴

れは實に今日の新聞紙の生みの母であつた。其の後民間に於て之に倣ふもの相踵いで起つたけれども、奈何せん財源を得るの途に盡き數月ならずして廢刊するに至る悲況であつた。

然るに偶々討幕の軍興り世情騷然たるに及んで、其の戰報を知らんとする民間の要求痛切となつた好機を見て、僅々一ヶ月間に十四種の新聞紙創刊せられ空前の盛觀を示した。然れども當時新聞紙の城廓に據つて議論を上下する者は殆ど佐幕黨に屬し薩長の政策に對し事毎に反對し、甚しきは戰報や政況について虚偽の通信を爲す等の所爲あつた爲め新政府は斷然たる處置に出で明治元年五月當時最も勢力のあつた「江湖新聞」の發行を禁止し版木を沒收し福地氏を獄に下すと共に其の累他に及び翌六月他の諸新聞も悉く發行禁止の處分をした。それと同時に太政官布告第四五一號を以てその取締を勵行した。該布告に曰く

近日新聞紙類頻りに刊行人心を惑し候品不少に付先達而不經官許書類刊行被差停候段御沙汰候處(註一)猶且陸續上梓致候趣に付官許無之分は御吟味之上板木製本を取上以後相背候節は刊行書林は勿論頭取竝に賣弘候者迄屹御答可被仰付候間此旨可相心得候事

然し乍ら如斯言論の壓迫は永續すべき又、せしむべきものにあらず、政府は翌二年二月新聞紙發行の許可を認めて布告を發し其の取締を開成學校に命じ且つ同時に取締規定として「新聞紙印

明治元年新聞紙取締

新聞紙印行條例

「行條例」を布告した。これ本邦に於ける新聞紙法の初めである。此の條例は勿論許可主義を採り、各箇に表題を掲げしめ、初めて編輯人の責任を定め、又政治に對し妄りに批評する事、妄りに教法を説く事、他人の罪を誣告すること等の記事制限を爲した。(註二)

翌三年鉛活字製造術完成し次いで郵便局の設置あり、政府も新聞紙に對し保護政策を採るに至りたるを以て各地方に新聞紙の發刊相踵き内容も次第に向上し茲に面目を一新すると共に其の隠然たる勢力亦侮るべからざるに至つた。而して當時國會開設其の他政界頗る多事多端であつて、改革の急進論者又は民權自由論を唱ふる者は多く新聞に依つて政府又は當路者を政撃するに寧日もなかつた。

於是政府も取締の必要を感じ先づ新聞紙印行條例に全部改正を加へて新聞紙條目(明治六年十月十九日太政官布告第三五二號)を發し、更に掲載事項に制限を加へ「國體を誹り國律ヲ議シ及外法ヲ主張宣説シテ國法ノ妨害ヲ生セシムルヲ禁ス」(第十條)「政事法律等ヲ記載スルコトニ付妄リニ批評ヲ加フルコトヲ禁ス」(第十一條)(衆心ヲ動亂シ淫風ヲ誘導スルヲ禁ス)(第十三條)となし又「凡ソ記載シタル事件ニ付錯誤アラハ必ス之ヲ改ムヘシ」と正誤の義務を課した。

然るに時世は益々險惡に傾き不平の徒天下に充滿する有様で人心漸く動搖の兆あつたので、政

府は新聞紙が其の勢力を利用して動亂を煽動することあるを怖れた。乃ち明治八年六月二十八日再び新聞紙條例を改正すると共に讒謗律八條を制定し公布した。同律は主として新聞紙を以て他人の名譽を毀損し又は他人を誹謗したる者を所罰するの制規にして又以て當時の時勢を察知するに足るものがある。同律第一條に依れば「凡ソ事實ノ有無ヲ論セス人ノ榮譽ヲ害スヘキ行事ヲ摘發公布スル者之ヲ讒毀トス、人ノ行事ヲ舉クルニ非スシテ惡名ヲ人ニ加ヘ公布スル者之ヲ誹謗トス著作文書若クハ畫圖肖像ヲ用ヒ展觀シ若クハ發賣シ若クハ貼示シテ人ヲ讒毀シ若クハ誹謗スル者ハ下ノ條例ニ從テ罪ヲ科ス」とし至尊皇族に對する讒毀は法官の職權を以て告發し官吏及個人に對して爲されたるものは告訴を俟つて之を論じ且つ後者に付ては讒毀と誹謗とに罪に輕重を分つて之を規定した。即ち同律の定むる所に依れば新聞紙に依り他人を誹載したる場合は、被告に事實の證明をも許さず假令公益のため善意を以てする場合と雖も假借しない趣旨である。(註三)此の讒謗律は當時の言論界に非常な制肘を與へ罪に問はるゝ者相次ぎ、各新聞紙の編輯長にして律に觸れざるものなきに至つた。(註四)

同律と同時に發布せられた改正新聞紙條例は更に規定する所詳細を極めた。其の改正の要點を擧ぐれば(一)從來新聞紙の取締は開成學校書史局等文部省系統に屬して居つたが本例に到つて初

めて内務省所管とし第一條に「内務省ニ捧ケ允准ヲ得ヘシ」とした(二)從來新聞紙の持主及筆者に付て何等規定する所なかつたが改めて持主又は社主の資格を制限し其の責任を論し又(三)筆者は變名を用ふるを許さす必ず尋常の瑣事を除く外其の姓名住所を著し、記事の内容に依る罪に付ては編輯人の首を以て論せらるゝに對し従を以て論せられた(註五)(四)正誤辯駁に付ては更に新聞紙の掲載義務を明に規定し(五)掲騒事項の制限とし(イ)「政府ヲ變壞シ國家ヲ顛覆スルノ論ヲ載セ騷亂ヲ煽起セント」する者は禁獄一年以上三年に至る迄を科し(ロ)「成法ヲ誹毀シテ國民法ニ遵フノ義ヲ亂リ及ヒ顯ハニ刑律ニ觸レタルノ犯罪を曲庇スルノ論ヲ爲ス者」は禁獄一月以上一年以下罰金五圓以上百圓以下を科する旨を定めた。(同條例第十三條、第十四條)

翌七月布告第一二四號を以て本條例を追加し凡て新聞紙雜誌類は東京府下は内務省及司法省に其の地方は内務省及府縣廳に二部宛を納本すべき旨規定し法の不備を補つた。又從來新聞紙に對する行政處分たる發行禁止に付ては秘密發行の場合に限りたるが、(註六)九年七月五日布告第九十八號を以て新に之に認め「已ニ准允ヲ受ケタル新聞紙雜誌雜報ノ國安ヲ妨害スト認メラル、者ハ内務省ニ於テ其發行ヲ禁止又ハ停止スヘシ」と規定した。爾來我新聞紙法は久しく内務大臣の發行禁止權を認めて居つた。

如此新聞紙に對する取締法規も漸を追うて整ふに至つたか一方新聞事業自身も逐次盛況に向ひ殊に明治十年西南の亂、發するに及び俄然として勃興し茲に該事業の基礎益々鞏固となるに至つた。新聞紙條例も明治十六年の全部改正に至る迄久しく改正の事もなかつた。

明治十六年四月十六日布告第十二號の新聞紙條例に依れば(一)持主社主編輯人印刷人は滿二十歳以上の男子にして内國人たること公權を剝奪せられたる者及公權を停止せられ又は演説を禁せられたる者其の停止又は禁止間中、孰れも持主等になることが出来ない(同例第七條)(二)又新聞紙の發行につき創めて保證金の制度を設けた、これは現行法に至る迄繼承した主義である(同例第八條)(三)内務卿に發行停止若しくは禁止を認めたるのみならず地方新聞社に對しては府縣知事縣令にも發行停止權を認め唯印刷器を差押ふる場合のみ内務卿の指揮を必要として(註七)(四)又新に陸軍卿海軍卿及外務卿に記事制限の權を認め「命令ヲ下シテ軍隊軍艦ノ進退及一般ノ軍事」若しくは「外交上ノ事件」に付き記事を制限することを得べき旨定めた(同例第三十四條)即ち命令を以てすれば軍事外交に關して汎く自由に制限し得るので大體今日に及んで尙踏襲する所のである。(五)記事の内容による罪を規定するに當り初めて「朝憲ヲ紊亂セントスルハ論說ヲ記載シタル者」云々の字句を用ひ(同例第三十七條)(六)風俗壞亂の文書圖畫の取締は八年の舊條例に何等

規定する所がなかつたが本例は新に「猥褻ノ文書圖書及誹謗ヲ寓シタル戯書ヲ掲載スルヲ得ス」と明定した(第三十九條)。(七)刑法總則との關係を規定し「刑法の自首減輕再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用ヒス」と爲した如きは顯著な改正要點である。尙茲に吾人の注意を惹くものは當時の新聞紙取締は新聞紙其のものに對すると同時に之を發行する編輯人印刷人等に重きを置き直接之等の人を取締らんとする傾きある點であつて是れ察するに法の不備と多端なりし時世の然らしむる所であらうか、例へば此の條例第十七條には若し數個の新聞紙を發行する一人又は一社が、一個の新聞紙を停止せらるゝならば其の經營に屬する他の新聞紙も同時に發行を停止せらるべきものと定めたる如き、又第二十四條に於て新聞紙にして發行を禁止せられたるときは其の持主、社主、編輯人、印刷人等は爾後二年間持主、社主等に爲ることを禁じたるが如き即ちこれである。

明治十六年の新聞紙條例は十八年布告第二十一號を以て一部改正あつて後明治二十年十二月二十八日勅令第七十五號を以て再び全部改正を行つた。(一)此の改正に於て最も重要なものは舊來の發行許可主義を廢し、届出主義を採つた點である。蓋し近く憲法の發布を見んとし又自由權の熾烈な要求が竟に當路者を司配するに至つたのではあるまいか、實に我國出版法制史に一轉機を與へたものであると言はねばならぬ。(註八)(二)從來は前掲せる如く社主又は持主を法の表面に拉

し來り之に重大なる責任を負はしめたるが本例は之を改め全然持主に關して言ふ所なく之に代ふるに發行人を以てし責任は主として發行人及編輯人に負はしめたるは新聞紙てふ出版物の性質上當然たるべきものと言はねばならぬ。(三)外國に於て發行する新聞紙が治安に害あるか又は風俗を壞亂する虞あるときは國內に於ける發賣頒布を禁止する旨規定せられたのも本例を以て嚆矢とする。惟ふに交通機關漸く發達し外國との交渉多きを加へんとするに至りたるに依るものならむか(第二十一條)。(四)又本例は新に新聞紙に依る誹謗に付き規定する所あり、即ち「私行ニ渉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ其人ヲ害スルノ惡意ニ出テス專ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實ヲ證明スルヲ許シ若シ其ノ證明ノ確立ヲ得タルトキハ誹毀ノ罪ヲ免ス」とした。以上の改正要點は何れも現行法の踏襲する精神である。且つ本例は明治十六年の舊條例に比し遙に言論の自由を認め、能く新聞紙の當然の職責を會得し立法技術の上に於ても格段の進歩を認め得る。即ち以上述べた外府縣知事縣令の發行停止權、外務大臣の掲載禁止權を廢し、又新聞紙の發行禁止は當該新聞紙のみに限定し、新聞紙の持主編輯人等に對し資格の制限を爲さず、又原稿保存の義務を免じたる如き是れである。

其の後久しく改正の事行はれなかつた處、明治三十年に至り新聞紙條例に重大な改正があつた

(明治三十年三月十九日法律第九號)それに依れば第一に第十九條及第二十條の削除である(註九)。即ち明治二十年の條例は久しく我立法例に認め來つた内務大臣の新聞紙の發行禁止(又は停止)權を依然として踏襲して來た。抑も新聞紙の發行禁止は其の新聞紙と稱する系統的全部に對する一種の死刑處分であつて根本的に其の存在を失はしむるものなるが故に立憲制度の下に於て將又言論の自由を尊重する上に於て、決して輕々に取扱ふべきものにあらざることは勿論である。従つて發行禁止なるものを抑々認むべき乎否乎に付ては別問題とするも、尠くとも行政官廳たる内務大臣に此の權限を認むるは穩當に非ざるや明白である。世運の進歩と立憲思想の普及とに促され茲に發行禁止權を内務大臣の權限より分離せしむるに至つたものであらうと推測される。

第二に明治二十年の條例には前述の如く外交に關する事項に付き外務大臣の掲載差止權を削除したが改正法律に依つて之を復活した。思ふに曩に日清戰爭あり又當時恰も條約改正の事あり、外交上幾多の機密を要する事件發生し其の新聞紙は現はるゝに依り外交上又は國交上支障を來したる場合を實際に體驗したる結果再び之を認むるに至りたるに依るものならむか。

第三に從來記事の内容に依り處罰する場合に於ては「政體ヲ變壞シ朝憲ヲ紊亂セムトスル」と言ひ又は「治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スル」と稱し(明治二十年條例第十九條及第三十二條)若は

「政府ヲ變壞シ國家を顛覆スルノ論ヲ載セ騷亂ヲ煽起セントスル」と規定したれども(明治八年布告新聞紙條第十三條)未だ曾て新聞紙取締法に於て皇室の尊嚴を冒瀆すべき記事に對し處罰の規定がなかつた。然し乍ら時世の推移と共に筆端遂に茲に及び累を皇室に及ぼすものを生ずるに至る虞あるに至つたのであらうか、本改正に於て新に之を加へ「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政體ヲ變壞シ又ハ朝憲ヲ紊亂セントスル論說ヲ記載シタルトキハ」云々と規定するに至つた。其の結果かゝる記事を掲載したる新聞紙の發行人編輯人印刷人は何れも之に公にしたる事に對し責任を負はしめらるゝに至るのである。

第四に從來は朝憲紊亂國體の變壞の程度に達せずして一般公安を紊亂し又は社會の秩序を脅威するが如き記事掲載の場合は單に其の新聞紙の發行禁止ありたるに過ぎず發行人編輯人等に對する司法處分を缺いて居つたが、此の不備を補ふ爲め第三十三條を以て風俗を壞亂する記事と並んで規定し發行人及編輯人を夫々處罰することとした。(第三十三條)

第五には前述の如く行政處分として發行禁止を廢止したと同時に之を裁判所の判決により司法處分とした。而して此の處分は(イ)陸海軍大臣及外務大臣の差止命令に違反した場合(ロ)皇室の尊嚴を冒瀆し政體を變壞し又は朝憲を紊亂せんとするの論說を記載したる場合(ハ)社會の秩序又

は風俗を擾亂する事項を掲載したる場合に於て其の犯罪の情狀に依るものとした。一方如此發行禁止を司法處分とすると同時に前記(イ)(ロ)(ハ)の場合に於て内務大臣は(一)其の告發を爲すと同時に當該記事の掲載ありたる新聞紙の發賣頒布を停止し假差押を爲し且つ(二)當該記事と同一の主旨の事項の記載を停止することを得る旨規定された。(第二十三條)從來内務大臣の此の發賣頒布の停止又は禁止は新聞紙の發行停止の場合に於てのみ認め來りたるが今發行禁止權が裁判所に移りたる結果其の告發を爲すときに於て單獨に其の發賣發布の禁止を爲し得るものとした。然れども其の告發を爲さざるべきは之を行ふ能はざるものと解せざるを得ない。從て司法處分と行政處分とを截然分ち、兩者各々單獨に行はれ得る現行法の規定とは重大な差異が存するものと言はねばならぬ。且つ此の改正に依る内務大臣の差押は司法處分の前提たる假差押と解すべく現行法が行政處分として差押を認め從つて犯罪不成立に依り差押解除を要せざるものとは又大に其の趣を異にするものである。

翌々三十二年二月七日法律第五號を以て再び一部改正が行はれた。夫れは明治二十年の條例第六條は發行人及印刷人の資格を制限し(イ)滿二十歳以上の男子たること(ロ)内國人たることを條件としたが、改正法は「年齢二十歳以上ニシテ帝國內ニ居住スル者ニアラサレハ發行人編輯人印刷

明治三十
二年の
改正法

人トナルコトヲ得ス」と規定した。其の結果(イ)國籍の如何を問はず(ロ)二十歳以上の者ならば男子たる女子たるを問はざること(ハ)然れども必ず帝國內に居住すべきを要すること(ニ)新編輯人の資格に制限を及ぼしたることとなつた。(イ)(ロ)は時勢の進歩に鑑みたるものなるべく(ハ)は取締上其の制限を必要とし(ニ)は新聞紙なる經營事業に於て最も重要な權限を有し從つて責任を負担せしむべき編輯人を新たに此の制限に服せしめむる必要あるものと認めたるに由るもので、共に緊切且つ有益な改正と言ふべきであらう。而して此の改正の施行は公布の日より爲すが如きは或場合酷冷に失する虞ある爲め約五ヶ月の猶豫を設け同年七月一日より實施するにとした。

緊急勅令

我國に於ける新聞紙に關する立法は以上縷述した沿革を経て現行新聞紙法に到達したのである。尙以上の外新聞紙に關しては急迫せる緊急の必要に依り一時の取締條規として勅令が公布せられた。即ち(一)明治二十四年五月十六日の緊急勅令は外交上の事項を記載する場合は豫め草案を内務省に提出せしめ、檢閲を経ざるべからざるものとした、是れ同年五月十一日所謂大津事件の突發したるが爲め國論沸騰し筆端或は外交の機微に累を來すことあらむを恐れたるものなるべく(二)同様の理由に依り日清戰爭に當りても軍事外交に關する記事は其の原稿の檢閲を強制し

た。(三)日露戦争の當時發布せられたる緊急勅令第二百六號は更に一步を進め、(イ)皇室の尊嚴冒瀆、朝憲の紊亂、暴動の教唆、犯罪の煽動等の虞ある事項を掲載せる新聞紙雜誌に對しては、内務大臣に獨立せる發賣頒布禁止權を認め、(ロ)且つ其の以後の發行停止をも爲すべき權能を之に認め、(ハ)更に發行禁止を爲したる新聞紙の經營者に屬する他の新聞紙の發行をも其の停止期間中停止し得るゝものと定めた。

以上の勅令は何れも特殊の緊急なる理由に基くもので且つ一時的の條規であつたことは前述の通りである。

(註一) 明治元年閏四月二十八日太政官布告第三五八號に「新著並翻刻書類官許之上刊行可致之處近來種々之書類撰りニ刊行致候段不謂事ニ候以後總テ官許ヲ不經候品賣買堅被差停候事」とあるを指す。

(註二) 斯の如く新聞紙印刷の許可があつたけれども、元年六月の發行禁止により新聞事業大に頓挫し、且つ新聞紙勃興の原因なりし戦争も亦平定したる爲め、開成學校に發行出願したのは二三種に過ぎなかつた。

(註三) 讒謗律(明治八年六月二十八日布告第一一〇號)第二條以下條文左の如し。

第二條 第一條ノ所爲ヲ以テ乘輿ヲ犯スニ涉ル者ハ禁獄三月以上三年以下罰金五十圓以上千圓以下

第三條 皇族ヲ犯スニ涉ル者ハ禁獄十五日以上二年半以下罰金十五圓以上七百圓以下

第四條 官吏ノ職務ニ關シ讒毀スル者ハ禁獄十日以上二年以下罰金十圓以上五百圓以下

下罰金五圓以上三百圓以下

第五條 華士族平民ニ對スルヲ論セス讒毀スル者ハ禁獄七日以上一年半以下罰金五圓以上三百圓以下

誹謗スル者ハ罰金三圓以上百圓以下

第六條 法ニ依リ檢官若クハ法官ニ向テ罪犯ヲ告發シ若クハ證スル者ハ第一條ノ例ニアラス其故造誣告シタル者ハ誣告罪ニ依ル

第七條 若シ讒毀ヲ受タルノ事刑法ニ觸ルル者檢官ヨリ其事ヲ糾治スルカ若クハ讒毀スル者ヨリ檢官若クハ法官ニ告發シタルトキハ讒毀ノ罪ヲ治ムルコトヲ中止シ以テ事案ノ決ヲ俟チ其ノ被告人罪ニ坐スルトキハ讒毀ノ罪ヲ論セス若シ事刑法ニ觸レズシテ單ニ人ノ榮譽ヲ害スル者ハ讒毀スルノ後官ニ告發スト雖モ尙讒毀ノ罪ヲ治ム

第八條 凡ソ讒毀誹謗ノ第四條第五條ニ係ル者ハ被害ノ官民自ラ告ルヲ待テ乃チ論ス

(註四) 從來禁獄刑は自宅禁錮なりしを以て自宅に在りて依然執筆し得たるが明治九年以後は入監せしめらるゝに至りし爲め讒謗律の制定は愈々各新聞社に恐慌を來せりといふ。其の政策甚だ苛酷に過ぎたる觀あるも實際其の當時の論客の唱ふる所亦頗る過激に走り今日と雖も默過し得ざるもの多かりしもの、如く且つ未だ刑法の制定なかりしに依るものならむ。

(註五) 第七條 紙中若クハ卷中載スル所第十二條以下ノ禁ヲ犯シ若クハ讒謗律ヲ犯シタル時ハ編輯人首ヲ以テ論シ筆者ハ從テ以テ論ス持主若クハ社主情ヲ知ル物ハ編輯署名ノ人ト同ク論ス

第八條 新聞紙及雜誌雜報ノ筆者ハ投書者ハ筆者尋常ノ瑣事ヲ除クノ外凡ソ内外國事理財人情時態學術法教議論及事官民ノ權利ニ係ル者ハ皆其ノ姓名住所ヲ書スヘシ

筆者姓名ヲ用キタルトキハ禁獄三十日罰金十圓ヲ科ス他人ノ名ヲ假托スル者ハ禁獄七十日罰金二十四圓ヲ科ス

第九條 外國新聞紙及雜誌雜報ヲ翻譯シテ記入スル者ハ尋常ノ瑣事ヲ除クノ外記名人ヲ署シ其事第十二條以下ノ禁ヲ犯シ

若クハ讒謗律ヲ犯シタルトキハ筆者其責ニ任スヘキコト第七條筆者從テ以テ論スルノ例ニ依ル
(註六) 明治八年新聞紙條例第一條

凡ソ新聞紙及時々出版ル雜誌雜報ヲ發行セントスル者ハ持主若クハ社主ヨリ其府縣廳ヲ經由シテ願書ヲ内務省ニ捧ケ允准ヲ得ヘシ允准ヲ得スシテ發行シタル者ハ法司ニ付シ罪ヲ論シ發行ヲ禁止シ持主若クハ社主及編輯人印刷人各々罰金百圓ヲ科ス其ノ詐テ官准ノ名ヲ冒ス者ハ各罰金百圓以上二百圓以下ヲ科シ更ニ印刷器ヲ没入ス

(註七) 第十四條 新聞紙ニ記載シタル事項治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ擾亂スル者ト認ムルトキハ内務卿ハ其發行ヲ禁止若クハ停止スルコトヲ得

第十五條 各地方ヲ除クニ於テ發行スル新聞紙前條ニ觸ルモノト認ムルトキハ府縣知事縣令ハ其發行ヲ停止シ内務卿ニ具狀シテ其指揮ヲ請フヘシ

第十六條 新聞紙ノ發行ヲ禁止若クハ停止シタルトキハ内務卿ハ其新聞紙ヲ差押ヘ又ハ發賣ヲ禁シ其情重キ者ハ印刷器ヲ差押フルコトヲ得

府縣知事縣令ニ於テ停止ヲ命シタルトキハ其新聞紙差押ヘ及發賣ヲ禁スルコトヲ得ルモノ内務卿ノ指揮ニ非レハ印刷器ヲ差押フルコトヲ得ス

(註八) 第一條 新聞紙ヲ發行セムトスル者ハ發行ノ日ヨリ二週日以前ニ發行地ノ管轄廳(東京府ハ警視廳)ヲ經由シテ内務省ニ届出ヅヘシ

(註九) 第十九條 治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ擾亂スルモノト認ムル新聞紙ハ内務大臣ニ於テ其發行ヲ禁シ若クハ停止スルコトヲ得

第二十條 新聞紙ノ發行ヲ禁止シ若クハ停止シタルトキハ内務大臣ハ其新聞紙ノ發賣頒布ヲ禁シ其新聞紙ヲ差押フルコトヲ得

第二項 普通出版物に關する法制

徳川幕府の後を承けた明治政府も出版物に對しては相當深甚な注意を拂ひ其の取締規定も數度改正を加へた。先是、前掲の如く徳川幕府の末期に於ては出版物に對し苛酷に失する取締をしたか、其の後世情益々恐慌を加へるに従つて之を顧みるの暇乏しきに至つた。然し同時に一方動亂の巷に於ても亦注目にするやうな新書の發兌もなかつた様である。當時新聞紙の普及を見なかつた爲め、各所に勃發した戰況は繪草紙に依つて窺ひ知るに止まつたから繪草紙は相當發行された様であるが、官軍不利の戰報あつては人心を動搖せしむる虞れあるので此等は一切嚴禁せられ當時十數種の繪草紙は爲めに發賣を禁せられた。

明治元年六月二十日の太政官布告第五百號は發行に付許可主義を明にし、「草稿を以學校官へ差出改之上彫刻可致」云々とし且つ「内々版行」する秘密出版物は嚴罰に處する旨規定した。

越えて二年正月二十七日行政官布告第八十一號は稍詳細に出版の形式的要件を定め且つ「製本一部ツ、行政官へ可相納事」として以て納本の制度を定め又發行許可の申請は管轄の府藩縣を経由すべきものとした。以上二布告は未だ取締規定と見るに足らなかつたが同年五月十三日に發布

繪草紙の
流行

明治初年
の法規

せられた行政官布告出版條例は明治最初の普通出版物取締法規と見るべきである。同條例の要點は(一)出版物に著作者發行者販賣人の氏名を記載せしめ(二)公安風俗を紊る者を罰し(三)草稿檢閲制度は出版を遅延せしめ爲めに文化を傷くるものとして之を廢し豫めその出版物の大意を添へて發行を出願せしめ(四)五部宛製本を納付せしめ(五)凡そ圖書肖像戲作等も出版物に準して取締るものとし(五)且つ著作権の保護に關する規定を設けた。元來著作と稱する人の能智的作用に基いた著作物に對して一種の無體權を認め之を保護すべきことは當然の條理であつて徳川幕府時代に於て既に此の規定を見たことは前述の通りである。而して我出版法規に於ては久しく著作権の保護を出版條例に規定し明治二十年十二月二十八日勅令第七十七號版權條例の制定を見る迄で此の主義を踏襲した。本條例に於ても著作出版者に專賣の利を得せしめ且つ此の權利は率ね著述者の一生涯繼續するを原則とし、舶來圖書の翻譯にも著作権を認め、且つ凡て著作権は讓渡し得べき旨規定した。故に發行許可の免許狀たる學校の檢印は、發行許可の證明たると同時に著作権の一種の登録であつた(註一)

出版物の取締は初め學校(開成校)に屬して居つたが次で書史局に移管し(明治三年布告第一一七號)又官制の改革と同時に文部省に於て取扱ふこととした。(明治四年布告第三九三號)

明治五年一月十三日出版條例改正あり逐條的に規定せられたが、其の内容は殆ど違はない。唯著作権に付テ「圖書專賣ノ規則ハ追テ一般ノ税法確定ノ時ニ至ツテ再令スヘシ」とし、納本五部を三部としたるが其の重なる改正要點に過ぎない。同年三月、兵書の出版免許は陸海軍省に移管せられた。(布告第九〇號)

明治八年に及び新聞紙條例の改正と同時に再び出版條例も改正せられた。(九月三日太政官布告第一三五號)、今其の要點を擧ぐれば(一)新聞紙に在つては明治二十年に至る迄許可主義を採つて居つたか普通出版物に對し之は早く既に本條例に於て届出主義を精神とするに至つた。蓋し新聞紙は其の性質上世道人心に及ぼす影響の重大なるものあり、従つて取締を嚴重にするの必要を認めたのであらう。(二)著作権は三十年間繼續するものとし之を登録出願するに依りて權利の發生するものとした。但し「圖書ノ特ニ世ニ鴻益アル者」は尙其の年限後十五年繼續延期を許す場合あるを認めた。其の他著作権に關係した、權利の讓渡相續者の出版他人の著譯書を出版する場合の著譯者の承認及連印、僞版及之等に關する罰則等に於て規定する所あつた。(三)届出主義を原則とするも必要な場合に於て「時トシテハ草稿ヲ徵シ檢査スルコトアルヘシ」となし(本例第三條)(四)草稿又は納本が世治に害ある場合は其の發行又は販賣を禁止するものとし(五)又記載事

項の制限としては(イ)讒謗律を犯し、(ロ)圖書に依り他人を教唆して罪を犯さしめ、(ハ)政府を變壞し國家を顛覆するの論を爲して騒亂を煽起せんとし(ニ)犯罪を曲庇し(ホ)豫審の内容等の記事を掲げたる場合に於て著譯者を主犯出版者を從犯として處罰し(以上新聞紙條例の準用)又猥褻俗風を亂るの圖書に對しても嚴罰する旨規定した。(六)圖書に關する取締は新聞紙と相共に本例より内務省所管となつた。尙本例の禁制たる前掲(ロ)(ハ)(ニ)を犯したる場合及風俗を亂る圖書は本條發布以前の既刊の圖書と雖も其の發賣頒布を禁止すべきものとし別に布達を發して豫戒した。但し此の法の溯及に付ては翌九年八月三十一日迄の猶豫を與へた。(八年十月二十八日内務省布達甲第二十號)

官廳の出版物に就ては前記條例の附則に於て規定する所あつたが更に九年内務省達乙第六十一號を以て官版の圖書は必ず内務省に届出すべき旨勵行した。

明治十六年新聞紙條例に全部改正行はるゝや之に伴つて出版條例亦一部改正を試みた。即ち本條例に於て納本期日の定めなかつたが新に出版の日より到達日數を除き十日前に之を爲すべきものとし(但し彫畫の類は單に出版前)又記事の内容に依り處罰すべき場合に於て新聞紙條例の改正を見たる爲め之を準用する出版條例も當然相伴つて改正せられた。但し新に當該官司の許可を得

明治十六年
改正一部

さる公文書上書請願書及官省院、府縣會の秘密會議の議事等の掲載を禁じ又圖書に依り犯罪の教唆を爲す場合等に付ては普通出版物の性質に鑑みて茲に削除せられた。

明治二十年に及び新聞紙條例と共に出版條例に大改正を行ひ、明治二十六年に公布せられた現行出版法の骨子が組立てられた。從來の法規とは全く面目を一新し、(一)文書圖書、出版、著作者、發行者、印刷者等の定義を掲げて其の性質を明定し(二)出版物の形式的要件を定め(三)全然届出主義を採つて原稿檢閲の制を廢すると同時に治安を害し風俗を懷亂する出版物に付ては内務大臣に發賣頒布の禁止及刻版印本の差押處分を認め(四)著作権關係の規定を出版條例より分離して別に版權條例に依らしめ、(五)外國に於て印刷せられたる出版物に付ても(三)の場合に於ける如く行政處分を認め(六)刑法總則との關係を明にし且つ出版犯罪の時効を二年と定め(七)發賣頒布の目的を有する出版物は未だ發賣頒布せずと雖も本條例に依るべきものとし(七)出版物の發行は著作者若くは其の相續者以外は總て營業者に限定し以て取締の徹底を期した。現行出版法は大體此の條例に一部の改正を加へたに止まり殆ど大同小異であるが故に詳細は各論に於て論ずるところとする。

以上は本邦に於ける出版物法規に關する沿革の大體である。其の説述する所或は冗漫に失した

明治二十年の
出版
條例

るを怖れるが、其の沿革の研究に付て吾人は常に津々たる興味を感ずるに止まらず現行法の研究及出版物に關する將來の立法政策上益する所多大なるを知つて敢て紙數を費した次第である。抑も總て法は社會國家の秩序であつて従つて社會國家と共に推移發達するものである。就中言論に關する法規は各時代に於ける社會狀態の最も確な反射鏡であり、各時代思想と最も離るべからざる關係を有するのである。従つて又一國に於ても其の社會狀態の變遷や時代思想の發達と共に之が取締に關する法規は大に趣を異にするに至るは、前記沿革を辿つて歴然として指摘し得る所である。殊に國を別にし人情風俗、文化を異する所に於ては固有にして特殊なる法制觀念を有するが故に言論に關する取締法規の如きは亦殊に日を同じうして論ずるを得ない。そこで久しきに亘る沿革を尋ね現行出版物法の精神を明にし其の研究に資するは必ずしも徒爾にあらざるを覺へた次第である。(註二)

(註一) 本條例の主要なる條文を擧ぐれば左の如し。

- 一、妄リニ教法ヲ説キ人罪ヲ誣告シ政務ノ機密ヲ洩シ或ハ誹謗シ及ヒ淫蕩ヲ導クコトヲ記載スル者輕重ニ隨ツテ罪ヲ科ス。
- 一、圖書ヲ出版スル者ハ官ヨリ之ヲ保護シテ專賣ノ利ヲ得セシム。
保護ノ年限ハ率ネ著述者ノ生涯中ニ限ルト雖モ其親屬之ヲ保護セント欲スル者ハ聽ス。

一、圖書ヲ出版スルニ先タチテ書名著述者出版人ノ姓名住所書中ノ大意等ヲ具ヘ學校ヘ出シ學校ニテ檢印ヲ押シテ被ニ付ス此レ即チ免許狀ナリ此ノ免許ノ月日ヲ併セ刻スヘシ。

一、凡ソ新タニ舶來ノ圖書ヲ翻刻スル者ハ亦專賣ノ利ヲ收メシム舊版磨滅スルヲ見テ再刻ヲ願フ者ハ磨滅ノ度ニ從テ聽ス。

一、凡ソ著述及翻刻ノ圖書双方ヨリシテ願ヒ出ルニ於テハ讓リ渡シテ得テ出版自在ナルヘシ。

一、官ニ告ケスシテ書ヲ出版スル者並ニ之ヲ賣弘スル者アレハ版本及製本ヲ沒入ス。
但シ之ヲ賣テ得ル所ノ金モ亦官ニ入ル。

尙本例の附録に於ては免許は兩費の官員相集つて議決し、學校より毎月又は隔月圖書目錄を發して著述者の参照とし以て剽竊を防ぎ又三部の書肆中より年行司を選び互に相機察せしめて過誤なきを期すべき旨附言せり。

(註二) 徳川時代の出版物法及明治維新後の出版物及新聞紙に付て其の詳細は「法制論叢」所載徳川政府の出版法規(關根正直氏述)「筆禍史」(宮武外骨氏著)「本邦新聞紙」(朝倉龜三氏著)等を参照

第三章 出版物に關する立法例一斑

第一節 概論

既述の如く出版物に關する法制は其の國文化の發達や固有の習俗と特に密接なる關係を有するが故に其の形式の上に於ても實質の上に於ても幾多の相異を含み區々として一定して居らぬ。第

一に形式上より見るならば出版物法として獨立した特別法を有するものと然らざるものとある。例へば獨逸、奧太利、佛蘭西、白耳義、伊太利及び日本等は前者に屬し英國、米國、瑞西は後者に屬してゐる。英國は其の國元來の法制觀念に基き言論の自由は廣き範圍に於て放任し斷片的の成文法としては、誹謗法、郵便法、著作權法、猥褻刊行物法等を有し、個々の場合を規定して居るに止まる。米國も殆ど英國と其の立法主義を齊しくし合衆國としては郵便規則、猥褻文書の取締に關する法規其の他個々の規定を有するに過ぎない。又各聯邦國家に於ても誹謗法、廣告取締其の他特定の場合を規律する法規を見るに止まる。更に瑞西に於ては聯邦の憲法に於て大綱を定め、細目は全部之を各州刑法の規定に委ねて居る。(註)又單行法を有する國の法規に就て見るも更に其の採る所を異にし例へば出版犯罪に就て佛國及我出版物法は之を規定して刑法の特別法と爲すに反し獨逸、奧國、白耳義は之を刑法の規定に讓る等の如きは其の顯著なるのである。

第二に實質上より見るときは各國とも驚くべき程夫々特異な主張に執着してゐるのを人は見るであらう。唯自由主義を精神とし檢閲主義を排してゐる點は各國其の軌を一にしてゐるのと大體に於て出版物に依る誹謗罪に付き比較的詳細な規定を設け、風俗壞亂の出版物を嚴重に取締る等の點は凡そ一貫してゐる共通精神である。

我國の出版法規が歐米各國のそれに比して最も顯著な特色は、(一)保證金制度(二)行政官廳の發賣頒布禁止權(三)司法官憲の發行禁止權である。(一)は曾て佛國及奧國出版法等の認むる所であつたが前者は現行法を以て、後者は一八九四年七月九日の法律を以て之を廢して以來各國其の例を見ない。(二)及(三)に付ても同斷である。言論の自由や文化の向上と此の種取締主義との關係は重大であつて、一般的に見ても輕々に論じ去るを得ない。我國が特殊な沿革と國情との持主である事が此の價值判斷を下すに當つて輕からざる鍵鑰たり得るや否や。曩に一言したる如く最近歐米の天地に現はれた、無政府主義や共產主義やテロリズムの妖雲は各國の警戒して措かない所であつて、其の巧妙な宣傳に對し可成り思ひ切つた取締を爲し、此種出版物に就て立法上漸次嚴肅な鎮壓方針を採るやうになつたことは最近の著しい特徴であり、且つ方今文明の進展と共に出版物殊に新聞紙が社會上絶大の勢力を有するに至り其の一舉手一投足が輿論を左右し社會國家の消長盛衰に重要な關係を有すと言ふも過言でない狀況であるが、此の時に當つて前記の我が特異な立法主義は果して是が非か、當か不當か、蓋し慎重考慮を要すべき問題である。即時の自由解放が假令理論上肯定せらるべきであつても、尠くも實際上的問題としては重要なる研究題目であらねばならぬと確信する。

(註) 瑞西憲法(一八七四年五月二十九日)第五十五條に曰く

「出版ノ自由ハ保障セラル

但シ州法ヲ以テ此ノ濫用ヲ抑壓スルニ必要ナル方法ヲ規定スヘシ 此ノ法律ハ聯邦議會ノ同意ヲ必要トス 聯邦國ハ國家又ハ其ノ官權ニ對シテ行ハルル出版自由權ノ濫用ヲ抑壓スル爲メ罰則ヲ規定スルヲ得」云。

アルゼンチン共和國に於ては危險思想に關する出版物取締法規を最近規定したる外其の他の取締法規は何等存するなく専ら刑法の條規に俟つのである。

又ブラジルは憲法制定當時佛國大革命及當時の學說の影響を受くること大にして從て其の憲法は出版言論の自由を極端に認めたるが故に今日にても新聞紙其の他の出版物取締に關する法規皆無である。然れども實際は新聞紙等が危險なる言論を弄して社會の秩序を害し又は同國大官或は駐劄外國大公使に對し個人的非難攻撃の筆を放ち名譽を毀損する等の場合からず。當局者は夙に之が取締法規制定の必要を感知し居るも今日に至つて之を提案せんとせば下院の通過困難の事情ありて未だ提案の運に到らず。從つてアルゼンチンと同しく専ら刑法に依つて處斷する外道なき實狀なりと言ふ。

第二節 各國出版法規概説

我國の出版法規は其の制定に當つて最も多く獨逸と佛蘭西のそれに暗示を得たものゝ如くである。故に此の兩者に付ては稍詳細に述べて見たい。

第一項 佛 國

同國の出版自由に關する法律 *Loi sur la liberté de la presse* は一八八一年七月二十九日の制定にかかり爾來數度の一部改正を施して現在に及んで居る。

(一)發行手續 一般に出版物は其の發行に當り國家の文書聚集の用に供する爲め製本二部を内務省又は地方廳に納本するを要し、(第二條)更に新聞紙其の他の定期刊行物の發行は許可の申請に保證金 *cautionnement* の納付を必要とせざるも一定の事項を記載した書面を以て届出づる事を條件として居る。即ち同國に於ても從來保證金制度を認めて來たのを此の規定を以て廢し且つ届出主義を明定したのである。(第五條第七條)但し同法は本邦出版法の如く行政官廳の處分權を認めず司法處分のみ委するが故に届出も直接の取締官憲たる檢事局に提出し且つ此にも二部の納本を必要とする。

定期刊行物の發行には右の納本及届出の手續の外必ず發行の責任者として一名の管理人 *gérant* を設置する事を法は命じてゐる。そして其の資格は佛國々籍を有する成年にして民權を享有し且つ公民權を剝奪せられざるものなるを條件とした。(第六條) 凡そ出版物に於て新聞紙及其の他の定期刊行物 *la presse périodique* は最も有力なる言論機關なると同時に最も其の取締を必要とするものであるが故に此の一種の組織體に一定の責任者を定め且つ其の資格を限定することは條理

形式的要件

の要求する所であつて、我新聞紙法に編輯人發行人の責任と資格を規定したるも同じ趣旨である。
 (一) 出版物の形式的要件　出版物に記載すべき事項に付て佛國出版法は獨逸や我國の如く多くを要求して居らぬ。即ち單に印刷人の氏名及住所の表示を以て足れりとし、唯定期刊行物に於て右の外納本に管理人の氏名を印刷すべきものとした。但し此等の形式的要件は廣告、諸種の用紙の如き類に適用せられない(第二條第一一條)。

印刷物の貼附及呼賣

(三) 印刷物の貼附及呼賣　同國出版法に於ける規定中最も異とすべきは、印刷物の貼附、公道に於ける呼賣等に關する規定である。即ち(イ)市町村長は法律文其の他の官憲の文書を貼附公告すべき適當の場所を豫め指定し此の場所に於ては私の貼紙を禁止し(ロ)政見の發表選舉の回章等は右以外の公の建築物に貼付するを認め(ハ)適法の貼紙を猥りに剝去汚漬したる者は之を罰した。(ニ)又總て業として文書、圖書、寫眞の類を道路又は公の場所に於て呼賣をなす者は管轄地方廳に届出づべきを必要とし(ホ)無届又は虚偽の届出に依り呼賣したる者には罰則を設けた。蓋し印刷物の貼附や營業取締の類の規定を出版物法中に規定するは頗る異例とすべきである。(註一)
 (四) 正誤の義務　定期刊行物に掲載せられた事項に付いて若し之に事實の錯誤あつた場合に於ては利害關係者の被むる損害は決して鮮少でない殊に之が公の事に關したる場合は國家生活上

正誤の義務

影響する所極めて大なることは寔に明白である。故に此の如き場合關係者より正誤書又は辯駁書の掲載を發行當事者に請求するの權利を認め、義務不履行の場合に於ては發行當事者に制裁を加ふることは、出版取締上當然必要とする所であつて、多くの立法例の認むる所である。

併し乍ら一方定期刊行物就中新聞紙の如きに在りては社會の一の公器にして最も迅速に社會の事象を報導するを以て任と爲すものであるから其の間往々錯誤の事實を含むことあるは、又殆ど不可抗力として寛容せらるべきものである。故に無制限なる正誤書又は辯駁書の掲載の強制を法を以つて認むることは、明に當を失したものであるが故に、正誤書辯駁書の分量に一定の限度を設け、それ以上に出づる場合は所定の廣告料を支拂はしめ、或は其の正誤書自體の内容に付ては新聞紙をして其の責に任せしめざるが如き種々の制限を附するを常とする。佛出版法第十二條及第十三條は又孰れも此の精神に準據したものである。即ち辯駁書を受領したる後三日以内に掲載すべきを原則とし且つ原文と同一の場所に於て之と同一活字 *à la même place et en mêmes caractères* を用ふべきものとした。其の上佛國出版法の特色とすべきは錯誤ありたる記載事項が公權受託者 *depositaire de l'autorité publique* の職務上の所爲に關するものなる場合に於ては、最近發行の號に於て、且つ其の冒頭に請求ありたる正誤文を掲載するを要し、之に違反したる場合に於て

は一人にかかる場合より重く處罰すべきものとした。正誤書辯駁書の掲載義務に關する規定は社會生活の複雑性を増すに従つて取締上非常に重要な研究題目であらう。(註二)

(五)出版物の内容に依る罪 是れ第四章に規定する所であつて、即ち出版物掲載の記事の内容が夫れ自身各種の罪を構成する場合である。分ちて(イ)重罪及輕罪の教唆、(ロ)公安 *La sûreté Publique* に對する輕罪(ハ)人に對する輕罪(ニ)外國の元首及外交官に對する輕罪とする。

(イ)重罪及輕罪の教唆 出版物其の他の公開の方法に依り重罪に該る罪を教唆し、且つ其の教唆が實際上豫期の効果を發生したる場合には共犯として罰し、(第二三條)(註三)又同様の方法に依り窃盜、殺人、強盜、放火の重罪、國の外部的安寧 *la sûreté extérieure de l'Etat* を害する重罪(刑法第七五條) 又は國の内部的安寧 *la sûreté intérieure* を害する重罪(刑法第八六條)乃至(第一〇二條)を直接に教唆したる場合は假令豫期の効果を生ぜざりしと雖も之を處罰するものとし(第二四條)。終りに前掲の方法に依り陸海軍軍人をして服從の義務を背かしむる爲め教唆したる場合を特に規定して教唆者を重く處罰することとした。(第二五條)(註四)

(ロ)公安に對する輕罪 本節の第二十七條及第二十八條の規定は我出版物法に所謂安寧秩序を紊亂し善良の風俗を壞亂する文書圖畫の取締條文に相近きものである。即ち前者は印刷が公の

治安を害し *trouble la paix publique* 且つ其の害惡に付き故意を有したる場合には一月以上一年以下の禁錮及五十法以上千法以下の罰金若くは其の一の刑に處するものとす。但し茲に重大なる相異は其の印刷物は虚偽の報導なるか又は偽造變造若は第三者の作成を詐稱するものなることを犯罪の成立條件とする點である。(第二七條)次に後者は第二十三條に規定せる方法の一に依り(註三)参照善良なる風俗を害したる者は一月以上二年以下及十六法以上三千法以下の罰金に處せられ又風俗を壞亂する虞ある圖畫、彫刻物、油畫、判し畫、畫像の類の頒布、展示も同様に處罰し且つ之を差押ふべきものと規定した(第二八條)風俗壞亂の文書、圖畫に對して外國立法例は周到なる規定を爲し之が取締に腐心しつつあることは前述の如くであるが、佛國も此の規定の外「風俗壞亂ヲ禁止スル法律」*Loi relative à la repression des outrages aux bonnes moeurs* (一八八二年制定一八九八年及一九〇八年修正)を有し、所謂書籍以外の印刷物、繪畫其の他歌吟等に依りて善良なる風俗を亂るべき行爲を處罰して居る。

公安に對する輕罪は右の外大統領に對する不敬罪を含むものとする。(第二六條) 個人に對する誹謗罪は後に述ぶる所であるが大統領は特に國家の重要な機關なるが故に此れが誹謗は公安に對する罪として規定したのである。

(ハ)人に對する輕罪 即ち個人又は團體に對する誹謗罪である。出版物に依る誹謗は比較的多數の人に且つ最も有效に印象を與へるものなるが故に被害當事者に正誤の要求を認むると共に一方斯種の行爲を嚴に取締るを要することは自明の理である。佛國出版法は先づ第二十九條に於て誹謗罪の定義を掲げ、事實を摘發して個人又は團體の名譽を毀損するものを誹謗罪 *diffamation* となし、事實を摘發するに非ずして凌辱罵詈の言詞を用ひて誹謗したるものは侮辱罪 *injure* とした。此の方法に依る罪に就て被害當事者の資格に依つて刑罰を異にし且つ誹謗を重く侮辱を軽く罰するものとする。即ち高等法院、裁判所、陸海軍隊、組織せられたる團體及行政官廳又は内閣大臣の一名又は數名、兩議院の議員一名又は數名、官吏、公權受託者、國庫支辨の法教師、公の役務を命ぜられたる人又は公の代理人等の職務に在る人に對し誹謗を爲したときは共に八日以上一年以下の禁錮並百法以上三千法以下の罰金又は其の一刑に處するものとし、(第三〇條第三一條)侮辱を爲したる者は六月以上三月以下の禁錮並十八法以上五百法以下の罰金又は其の一刑に處するのである。(第三二條)次に同様の方法に依つて個人を誹謗したるとき又は侮辱したるときは共に比較的刑を低減して規定した(第三二條第三三條第二項)尙同出版法は更に死者に對し誹謗侮辱の行はれ爲めに相續人の名譽毀損せられたるときは特に誹謗罪の成立を認め各本條に照して判斷せられるべき旨明定した。(第三四條)

次に誹謗罪の場合に於ける被告人の舉證の權利に關する規定である。抑も出版物殊に新聞紙は所謂ニユースの報導を生命とするが故に其の掲ぐる所、論ずる所、或は事實を誤傳し或は更に架空の事實を根據とする事なきを保し難い時に或は又世道人心の鴻益を慮り敢て隱蔽されたる事實を列挙することがある。かゝる場合に於ける處罰に相當考慮を用ふべきことは立法政策上賢明な方法であらねばならぬ。我國新聞紙法四十五條は此の精神に準據したものであるが佛出版法は第三十五條を以て規定した。即ち其の誹謗したる事實の證明を爲し得たる場合は之を罰せざるものとした。但し被害當事者は組織せられたる團體、陸海軍々隊、行政官廳、又は第三十一條列擧の者に限ること及其の事實が私行に涉らず其の職務に關するものなることを要件とする。故に高等法院裁判所に對する誹謗又は一般に私行に涉る誹謗若は個人に對する誹謗には此の權利を認めない。

(ニ)外國の元首 *Les chefs d'Etats* 又は佛國駐在の外交官に對する誹謗の罰則を出版法に規定したるは特に異とすべきである。曰く「外國ノ元首ニ對シテ公然不敬ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三月以上一年以下ノ禁錮及百法以上三千法以下ノ罰金又ハ其ノ一ノ刑ニ處ス」(第三六條)「共和國政府ニ

派遣セラレタル外國ノ大使、全權公使、辨理公使、代理公使又ハ其ノ他ノ外交官ヲ公然誹謗シタル者ハ八日以上一年以下ノ禁錮及五十法以上二千法以下ノ罰金又ハ其ノ一ノ刑ニ處ス」と。(第三七條)

終りに誹謗罪の訴の手續に就ては其の罪の性質上之を法廷に於て白日の下に置くは時に或は被害を累加する虞れあるべきを以て利害關係者の告訴を俟つて論ずるを常とする。(例我刑法二二二條)但し特別の場合例へば國王又は大統領、公權擁護又は實行の任に在る個人若くは團體等に對する誹謗に於ては檢事の職權に依る起訴を認むるものがある。(例白耳義出版法、獨逸刑法)佛國出版法規に於ては、内閣大臣、上下兩議員、外國の元首、外交官に對する誹謗罪を非親告罪となした。(第四七條)(註五)

(六)記事の制限 外國立法例は一般に出版犯罪に付ては豫防的手段に重きを置かず事後の分に付てのみ規定するを主とし記事の制限の如きは言論の自由に掣肘を加ふるものと爲すが故に之に關して多くを規定せざるを例とする。佛國出版法に於ては前記第五に列舉せる事項は間接に一種の制限を與ふるものであるが、直接に之に言及したるは第三十八條乃至第四十條である。即ち(イ)凡そ重罪又は輕罪に關する起訴書類は公判廷に於て讀み上げらるゝ以前に於て出版物に掲載

するを禁じ(第三八條)(ロ)事實の立證を許さる誹謗の訴訟は原則として之を報導するを禁止し(第三九條)又は(ハ)重罪の判決ありたる罰金、訴訟費用又は損害賠償を補償するか爲め公に寄附金の募集又は廣告を禁止するものとした。(第四〇條)之は我出版物法第十六條新聞紙法第二十一條に所謂犯罪人又は刑事被告人を賞恤救護する事項の掲載を禁止したると同趣旨に出でたるものである。

一九一二年七月二十二日の法律は兒童裁判所に於ける判決は之を公表し得るも其の辯論、被告、兒童の寫眞、肖像又は其の處罰行爲に關する圖面、繪畫は之を出版物に掲載するを禁止した。是亦一の掲載事項の制限である。(註六)

(七)出版法上の責任者 出版犯罪に付て何人を責任者と爲すべきかは研究題目である。蓋し定期刊行物には事業主(持主)あり編輯人あり發行人、印刷人あり又或る場合に於ては著作人の顯著なることあり、普通出版物に付ても著作者發行者、印刷者等が之に干與してゐる。出版犯罪に於て其の手續違犯に關するものは持主又は編輯人發行人等の、又其の出版物の發行行爲自體に關しては之に干與したる者の責任に附屬すべきことは論がない。佛出版法第八條は定期刊行物の發行手續違反に付ては持主及管理人を處罰すべきものとした。問題は記事の内容に依る犯罪の場合

であつて、其の掲載記事自體が反社會性を有し法益を侵害すべきものなるときに於て當該記事を作成したる執筆者を責任者とすべきか之を掲載發行して公然の状態に置きたる發行人編輯人等を違犯者と爲すべきか或は以上兩者を併せ律すべきかは各國立法例の分るゝ所である。我出版法新聞紙法は原則として前記第三の精神を採つた。佛出版法は第四十二條に於て責任者の順位を明定し(一)職業又は名稱の如何を問はず管理、人又は發行人(定期刊行物以外の著作物に於ける發行人を云ふ)(二)管理、人又は發行人のあらざるに於ては著作、人(三)著作人のあらざる時は印刷、人(四)印刷人のあらざるときは販、賣者、頒布者又は貼、附者とした即ち原則として管理、人又は發行人を責任者として他を論せず、只其の知れざるとき又は欠缺せるときは所定の順を追うて罰するものである。但し管理、人又は發行人を責任者として起訴したる場合に於ては著作、人をも其の共犯者として起訴すべきものとした。(第四三條)又管理、人著作、人等が如斯刑責を負擔する場合に於ては定期刊行物の持主は如上の各人に對し第三者の利益に於て言渡されたる民事上の責任を有するものと明定した。(第四四條)蓋し前掲手續違反の場合と相共に新聞紙其の他の定期刊行物の持主に財産上の責任を負擔せしむるは持主の性質上洵に當を得たるものと言ふを得べく我新聞紙法が單に其の氏名等を届出でしむるに止まつて何等の責任をも之に負はしめざるは明かに條理を逸して居ると認むべきである。

て居ると認むべきである。

(八)出版物の差押 自國內の發行にかゝる出版物に付ては行政處分を認めないが外國に於て發行したる新聞紙又は定期刊行文書若は國內發行の外國語新聞紙の國內に於ける頒布は内閣閣議の特別なる決定に依つて禁止し得べく且つ或る一號の頒布禁止は單に内務大臣の認定に依つて爲し得るものとした。(第一四條)其の如何なる内容を有するものを禁止すべきかは法律に規定がない従つて閣議又は内務大臣の認定に依つて隨時處分せられ得るものである。

自國內の發行にかゝる出版物に關して其の差押は孰れも司法處分に連關して爲さるゝものである。即ち(一)猥褻文書圖畫等(二)納本を爲さずして發行したる場合の製本四部(三)記事の内容が重罪又は國の外部的安寧を害する重罪、輕罪を教唆煽動すべき出版物(四)及び此の種の犯罪を曲庇したる出版物(五)軍人に對する教唆煽動を爲したる出版物に於て其の差押を認めたる。孰れも犯罪物件として差押へらるゝものである。(第二八條第四九條、「公の場所ニ於ケル猥褻ナル文書圖畫ノ販賣ニ關スル法律」第一條第二項)(註七)

(註一) 第十五條 市町村長ハ市町村毎ニ専ラ法律及其ノ他總テ官憲ノ文書ヲ貼附スルノ用ニ供スル場所ヲ條例ヲ以テ指定スベシ其ノ場所ニハ私ノ貼紙ヲ爲スコトヲ得ス。

官憲ヨリ發シタル文書ニ非サレハ白紙ニ印刷シテ貼附スルコトヲ得ス。

本條ノ規定ニ違反シタル者ハ第二條ノ刑ニ處ス。

第十六條 政見ノ發表書及選舉ノ回章又ハ貼紙ハ前條ニ規定セラレタル場所ヲ除キ總テ禮拜ノ用ニ供スル建築物以外ノ他ノ公ノ建築物殊ニ選舉投票場ノ周圍ニ之ヲ貼附スルコトヲ得。

市町村長又ハ各縣知事(巴里ニ於テハセーヌ縣知事)ハ假令選舉ニ於テモ美術的ノ性質ヲ有スル建築物又ハ紀念物ニ貼紙スルヲ禁スルコトヲ得。

前項ニ違反シタル者ハ五法以上十五法以下ノ科料ニ處ス。(一九〇二年一月二十七日法律)

第十八條 何人ト雖モ文書小冊紙、新聞紙、圖畫彫刻物石版畫及寫眞ヲ公道又ハ總テ其ノ他ノ公ノ場所ニ於テ呼賣リ又ハ頒布スル職業ヲ營マントスル者ハ其ノ住所ノ管轄縣廳ニ之ヲ届出ツヘシ。

但シ新聞紙及其ノ他ノ定期刊行物ニ關シテハ其ノ頒布ヲ爲スヘキ市町村ノ役場若ハ郡役所ニ右ノ届出ヲ爲スコトヲ得郡役所ニ届出テタル場合ニ於テハ其ノ郡内ノ各市町村ニ届出テタルト同一ノ效力ヲ生ス。

第二十條 非職業的若ハ一時的ノ頒布又ハ呼賣ニ付テハ別ニ届出ヲ爲スヲ要セス。

(註二) 第十二條 管理人若シ公權受托者ノ職務上ノ所爲ニ付新聞紙又ハ定期刊行物ニ誤謬ヲ記載スルコトアリテ其ノ公權受托者ヨリ正誤ノ文ヲ送ラレタルトキハ其ノ新聞紙又ハ定期刊行物ノ最近ノ號ノ冒頭ニ無償ニテ其ノ正誤ノ文ヲ掲載スヘキモノトス。

但シ其ノ正誤ノ文ハ其ノ誤謬ヲ記シタル文章ノ二倍ヲ超ユヘカラス若シ本條ニ違反シタルトキハ管理人ヲ百法以上千法以下ノ罰金ニ處ス。

第十三條 管理人ハ新聞紙又ハ定期刊行物中ニ指名シ又ハ指名シタル各人ノ辯駁書ヲ受取リタルトキハ三日内ニ之ヲ其ノ

新聞紙又ハ定期刊行物ニ掲載スヘク若シ又三日ノ期限内ニ其ノ新聞紙又ハ定期刊行物ヲ發行セサルトキハ其ノ最近ノ號中ニ之ヲ掲載スヘシ若シ之ニ違反シタルトキハ五十法以上五百法以下ノ罰金ニ處ス但シ其ノ掲載ヲ爲サシムル原因タル文章ノ爲ニ言渡サルルコトアルヘキ刑罰及損害賠償ヲ妨ケス。

右ノ掲載ハ之ヲ爲サシムル原因タル文章ト同一ノ場所ニ於テ之ト同一活字ヲ以テ爲スコトヲ要ス。

其ノ辯駁書ノ長サカ右文章ノ長サノ二倍ニ過キササルニ於テハ無償ニテ掲載スヘク若シ二倍ヲ超ユルトキハ其ノ超過部分ニ對シ掲載料ヲ徵收スルコトヲ得但シ其ノ料金を裁判上廣告ノ價ニ依テ之ヲ計算スヘシ。

(註三) 第二十三條に曰く

公ノ場所又ハ集會ニ於テ爲シタル演說叫呼脅迫ニ依リ若ハ公ノ場所又ハ集會ニ於テ販賣頒布陳列縱覽ニ供ヘタル文書又ハ印刷物ニ依リ若ハ公衆ノ眼ニ觸レシムル貼紙又ハ揭示ニ依リ、重罪若ハ輕罪ニ該ル行爲ヲ直接ニ教唆シタル者ハ若シ其ノ教唆ノ效果アリタルニ於テハ其ノ行爲ノ共犯者トシテ刑ニ處ス其ノ教唆ノ爲利法第二條ニ規定セル重罪ノ豫備ノミヲ爲スニ至ラシメタルトキ亦同シ。

(註四) 第二十四條及第二十五條は一八九三年十二月十二日の法律ヲ以テ改正せられたのであつて、第二十四條は尙(イ)殺人強盜放火等の重罪の一を曲庇したる者をも教唆者と同刑に處し(第三項)(ロ)又公の場所又は集會に於て不穩なる叫呼又は歌吟を爲したる者をも處罰すべき旨規定した(第四項)。文書に依る犯罪人の賞恤し犯罪を曲庇したる者を處罰する事は我新聞紙法も認むる所であるが不穩の歌吟等を出版法中に禁止するは蓋し異例とすべきである。第二十五條の文書に依る軍人の教唆は外國立法例に於て往々見る所であるが我出版法規に於ては類例の規定さへ見出し得ない要するに其の國情が此の種の規定を必要としたものであつて、軍隊に對する犯罪の教唆宣傳を最も怖れたのである。

(註五) 一八八七年六月十一日の法律に依れば更に誹毀又は侮辱を掲載せる無封の通信を郵便局に差出したる者は其の私人

宛なると又は出版法第二十六條、第三十條、第三十一條、第三十六條、第三十七條に規定したる團體又は個人宛なるとな問はず處罰せらる。

(註六) 其の他這般の歐羅巴戰爭に當りて佛國政府は一九一四年八月五日出版物の取締法を發し、凡て敵國に利用せられ又は自國軍隊又は民衆の精神上に惡影響を與ふる軍事外交に關する事項の報導又は通信を一切禁止した。然しこれは勿論一時的非常取締であつて平和克復に依つて其の效力を喪ふものと規定した。

(註七) 戰時法律に於ては外國にて出版せられたる新聞紙其の他文書圖書は單純なる内務大臣の命令を以て國內に於ける發賣頒布を禁止し得る旨定めたるが前述の如く一時的規定である。(註六參照)

第二項 獨逸

獨逸帝國出版法 Gesetz über die Presse は一八七四年五月七日の制定にかゝり、革命以後に於ても獨逸共和國の繼承する所である。一九一九年八月十二日公布の公和國憲法に於ても「獨逸人民ハ法律ノ範圍内ニ於テ」言論著作等の自由を有すべき旨規定した。現在では右出版法の外憲法第四十八條に基き一九二一年八月二十九日に緊急布令を發し過激思想又は反動派の思想を取締ることを目的とした。(後掲參照)

茲に出版法に付て概述すれば

(一) 出版物の意義 先づ本法を適用すべき出版物の意義を定め「印刷物及機械的化學的方法

出版物の
意義

に依り mechanische oder chemische Mittel 頒布ノ目的ヲ以テ作製シタル文書圖書樂譜ノ複製物」と爲した。(第二條) 即ち凡そ機械的化學的方法に依つて作成せられたる總ての文書圖書に及ぶものであつて、我國出版法第一條に「凡そ機械含密其他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス」と規定したると同一精神を奉して居るものである。又出版物は凡て頒布行爲あつて創めて取締の對象となり得るものなること勿論なるが故に同條は此の趣旨を明瞭ならしむる爲め頒布の目的を以て云々と規定し尙此の所謂頒布は他人に交付又は讓渡する行爲の外「公衆ノ認知シ得ヘキ場所ニ於テ陳列」することをも包含する旨を明定した。(第三條) 蓋し有償又は無償の讓渡と同時に廣く公の場所に陳列することも亦其結果に於て前者と同一の效果を生ずるものなるが故に之が取締を要すべきは誠に明白であつて法の精神解釋に委ねずして明文を設けたのは大に當を得たるものと信ずる。

(二) 發行手續 出版法上に就ては發行手續として特別の届出を必要としない。唯定期刊行物 periodische Druckschriften のみは各冊號發行と同時に製本一部を所轄警察官署に納付すべきものとしたり、それも専ら學術技藝營業若は工業の目的にのみ供せらるゝ所謂専門の出版物には此の適用を除外し納本を要せざるものとした。(第九條) 即ち納本の義務を單に新聞雜誌に限定したのは佛國や我國と大に其の趣を異にして居る。

發行手續

(三) 出版物の形式的要件 出版の届出を必要としない代りに出版物には一般に印刷者、及出版者の住所氏名を記載するを要し、(出版書肆に依頼せずして自身發行する場合は著作者又は發行人の住所氏名) 定期刊行物は更に尙責任を負ふべき編輯人 Redakteurs の住所氏名を各冊號毎に記載するを必要とした。且つ此の編輯人は定期刊行物に於て最も重要な責任者なるが故に其の資格を限定し(イ)行爲能力者なること(ロ)公民權を有すること(ハ)獨逸帝國內に住所又は居所を有するを要件とした。(第七條第八條) 而して定期刊行物の何たるかは、法には唯一月以内の期間に於て發行するものと規定したるに止まり號を逐ふことや題號を一定することなどを要件としな(第七條) 而して定期刊行物に主として時事の報導を爲す爲め編輯人にのみ頒布するを目的とする所謂定期通信 periodischen Mitteilungen の類に付ては、定期刊行物に關する本法の規定を適用せずして一般の出版物と同様に取扱はれる。(第一三條)

(四) 正誤の義務 定期刊行物の責任編輯人の正誤の義務に付て法は(イ)その請求を受けたる後印刷の締切らざる次回發行の號に於て爲すべきこと(ロ)原文と同一活字を用ふべきこと(ハ)原文と同一部分に掲載すべきことを條件とし、之を請求する者に付ては、(イ)關係官公署又は關係個人なること、(ロ)請求者の署名あること、(ハ)事實的辯明なること、(ニ)其の内容が犯罪行爲

を構成せざることを要件とした。而して正誤の部分が原文掲載の部分を超過せざるときは勿論料金を請求するを得ない。(第一一條) 此の規定の違反は百五十馬克以下の罰金又は拘留に處せらるゝのであるのが、其の私行上のものなると否とを問はず悉く親告罪としたる我國及佛國出版法と異なる所であつて、又請求者が官公署なると個人なるとに拘らず其の違反行爲を同律を以てするのは我國と同じく又佛國と趣を異にする點である。(第一九條) 前者に就て尠くも私行に渉るものを除く外は、檢事の職權を以て起訴し得るものと爲すを以て立法上妥當とすべきではなからうか、獨逸出版法は更に進みて、正誤掲載義務の違反に當り有罪の宣告ありたるときは同時に裁判所は再び掲載の義務を命じ得るも若し係争の義務違反が善意に基くものなるときは、刑罰及其の費用を免除し單に掲載義務のみを命ずるものと規定した。親告罪の規定と相俟つて一般社會を顧みるに聊か冷淡に失するものではなからうか。(第一九條第二項) 因に官公署が廣告掲載の定期刊行物に對し通常廣告料を支拂つて廣告を依頼したる場合、次の二號中に之を掲載すべきを責任編輯人に強制したるは同國出版法の異彩であつた。(第一〇條) 此の義務違反を正誤義務違反と同様に取扱つて罰則を設けた。(第一九條)

(五) 出版物の内容に依る罪 出版物の内容に依つて處罰さるべき行爲は悉く刑法の規定に讓

り、刑法以外に特別出版犯罪を認めない主義を採つた。今其の主なる犯罪行爲を示せば左の如し。
 (イ)不敬罪 *Die Majestätsbeleidigung* 獨逸皇帝、自邦の君主一邦に滞在中其の君主 (刑法第九五條) 一邦君主の一族又は自國若は滞在國の攝政(同第九七條)其の他の一邦君主(同第九九條)一邦の攝政(同第一〇一條)及獨逸帝國に屬せざる國の君主又は其の攝政(同第一〇三條)等に對し單純なる不敬行爲(名譽毀損)を爲したる罪。

(ロ)名譽毀損罪 (A)狭義の名譽毀損即ち行爲者自身が非尊敬を表示する行爲(第一八五條)
 (B)悪性の陰謗 *Uble Nachrede* に依り名譽に危険を與ふること、即ち他人に關して證明し得べからざる不實の事實を主張又は弘布し其の事實が此者をして侮蔑を被らしめ又は輿論に於ける其の者の價値を貶すに適するものを言ふ(第一八六條)(C)誣言に依り名譽に危険を與ふること(第一八七條)(D)誣言に依り信用 *Kredit* に危険を與ふること(同條)(E)死者を誣罔するに依り家族の名譽に危険を與ふること(第一八九條)(註)。

(ハ)有罪の挑發行爲 *die strafbaren Anforderungen* (A)法律又は法律上有效なる命令又は官廳が其の權限内に於て爲したる處分を遵奉せらんとことを公然挑發する場合(第一一〇條)(B)具體的の犯罪行爲を爲すべきことを公然挑發する場合(第一一一條)(C)獨逸國の陸海軍人をして上官の

命令に遵奉せしめざる爲め、又は非役の軍人をして服役の召集に應せざらしめんが爲め、此れ等を挑發煽動する場合(第一一二條)。

(ニ)國の制度、又は政府の處分を蔑視 *missachten* せしめんが爲め虚構又は附會の事實なることを知つて公然之を主張し又は公布すること(第一二二條) 蓋し國の制度 *Staats-inrichtungen* とは國の憲法及國の行政中の恒久的の成分例へば聯邦參議院、帝國議會、帝國宰相の職、一般兵役義務等を指示するものなること同國大審院判決の示す所である。

(ホ)國民の各書類をして相互に暴行を爲さしめんが爲め公然之を煽動する罪(第一三〇條)
 即ち公安 *öffentlichen Friedens* を危うすべき方法を以て階級(共同の觀察思想を有し且つ利害關係を一にするに依つて他の人民と範疇を異にするに至りたる國民の部類)間相互の暴行を煽動するものである。

(ヘ)大逆罪の挑發 大逆の目的が直に實行せらるゝに至るべき總べての計畫行爲を實行せむことを公然挑發し又は文書其の他隱畫を公布し又は公然貼付し若は陳列して挑發する罪(第五八條)。

(ト)風俗壞亂 (A)猥褻の文書圖畫の發賣、頒布、陳列、揭示等(B)猥褻文書圖畫を十六歲

未滿の者に交付又は提供する行爲(C)猥褻物件を陳列廣告推薦する行爲(D)猥褻の交通を來すことを目的とする廣告を爲す行爲(以上第一八四條)(E)猥褻に非ざるも人の羞耻の情を著しく毀損すべき文書圖畫を十六歳以下の者に交付又は提供する行爲(第一八四條甲)(F)風俗を害するが爲め公開禁止されたる裁判所の審理又は其の審理の基礎たる官の文書中より人をして不快を懷かしむべき事項を公然傳達する行爲(第一八四條乙)。

(六)記事の制限 以上は記事の内容が刑法上の犯罪を構成する場合であるが尙出版法は直接に或事項の掲載を禁じ其の違犯を處罰すべき旨規定した。第十五條乃至第十七條の規定即ち是れである。(イ)開戦の危険あるとき若は開戦中總理大臣が軍隊の行動又は防禦方法に關し公告を以て公表を禁じたる事項(第一五條)(ロ)犯罪に依り宣告された罰金費用を贖金せんことを公然勸告する記事若は此の目的を以て贖金したる金額の受領證明たる記事、即ち國家の認めて以て犯罪人と爲したる者を賞恤救護し以て國權を蔑視せしむると同時に一面犯罪を挑發する行爲なるを以て茲に制限を加へたるものであつて我新聞紙法第二十一條、出版法第十六條と其の精神を一にする所である。(ハ)起訴狀其他の刑事訴訟に關する官の書類を是等の書類が公開の審理に於て公にせら、前又は手續の終了する前に出版物に公表する事(第一七條)。我新聞紙法第十九條出版法第

記事の制限

十七條於にても同一趣旨の事項を規定して居る。

責任者

(七)出版法上の責任者 前述の如く出版物の内容に依る處罰に付ては刑法の規定に譲り行爲者を處罰することを原則としてゐるが、定期刊行物に在りては、特別の事情に依り犯罪者たらざる限り其の責任編輯人を以て責任者とするを原則とする。(第二〇條第二項)然し乍ら責任編輯人出版者、印刷者、出版物販賣業者又は頒布者が共に孰れも犯罪者又は共犯者として處罰し得ざる場合は、義務上の注意を爲し又は注意を爲す能はざりし事由を證明せざる限りは其の過失の理由に依つて百馬克以下の罰金又は一年以下の體刑若は其の一に處せらるゝものとす(第二一條第一項)但し以上列擧の者と雖も、其の公表に同意を與へたる著者又は其の出版者(不定期刊行物)若は自己の先順位者を第一審判決の通告前に證明するならば處罰を免れる。然し勿論此の場合には著者等が獨逸帝國裁判權の及ぶ範圍内に在り且つ公表の當時生存者たることを要件とする。(同上第二項)

差押

(八)出版物の差押 裁判判決に依らない出版物の差押は(イ)第六條又は第七條に規定した形式的要件を具備しないで出版物を頒布し又は禁止された外國發行の出版物を頒布したる場合(ロ)非常時の掲載禁止命令を犯して出版したる場合(ハ)出版物の内容が大逆罪の挑發、不敬罪又は其

の挑發、猥褻罪、國民部類間の鬭争の挑發等の犯罪事實を構成したる場合(但し不敬罪の挑發、國民部類間の鬭争の挑發に於ては緊急已むを得ざる場合に限り)に於て之を認めたる。(第二三條)而して此の差押を維持すべきか廢止すべしかは裁判所の決定する所であるが故に假差押の性質を有するものであつて、檢事は申請後二十四時間以内に之を決定しなければいけない。(第二四條)差押の規定に於て獨逸出版法規の特色であり且つ推獎すべきは、差押部分を出來得る限り限定し頒布に差支なき部分を寛大に取扱つた點である。即ち刑法第四十一條第二項は「若シ文書圖書其ノ他記事ノ一部ノミカ處罰スヘキノナルトキニシテ其ノ部分カ分離シ得ヘキトキハ當該部分ノ不使用及其ノ原模型ノミノ廢棄ヲ命スヘシ」とし又出版法第二十七條は「出版物ノ差押ハ頒布ノ目的ヲ有スル製本ニ限ル差押ハ複製ノ用ニ供スル刻版及鑄型ニ及フコトヲ得印刷物ノ一部を差押フヘキ場合ニ於テ關係者ノ申請アリタルトキハ其ノ一部ノ除却ヲ命スルコトヲ要ス、差押ヲ爲ストキハ出版物中ノ原因タル箇所及其ノ違反法律ヲ指示スヘシ處罰スヘキ事實ヲ包含セサル出版物ノ分離シ得ヘキ部分ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス」と規定した。我出版法第三十條も此の精神に基くものである、差押の目的は要するに反社會性を有する犯罪物件から隔離するに存するが故に、分離し得ヘキ出版物に於ては其の頒布に支障なき部分を差押ヘず又は當該部分のみの廢除を命ずること

とは必然條理の要求する所と目すべきである。

(九)外國發行の定期刊行物 其の記事の内容が犯罪事實を構成し有罪の宣告を受くること年二回に及びたるときは、爾後二年の範圍内に於て其の頒布を禁止し得るのである。但し總理大臣の公告を必要とす(第一四條)。

(註) 獨逸皇帝自邦の君主其の一族又は其の攝政に對する不敬罪、獨逸帝國又は帝國內の一邦の立法議院又は其の他の政治團體に對する名譽毀損は告訴を要せず、其の他の一般名譽毀損は親告罪とす。(第一九四條、第一九七條)

尙名譽毀損罪は於て被害者に満足を與ふる爲め償金(第一八八條)の外二個の方法を認めたる。即ち第二百條に曰く公然又 文書圖書若ハ隱書ノ公布ヲ以テ爲シタル名譽毀損ニ付キ刑ノ言渡ヲ爲ストキハ同時ニ犯人ノ費用ヲ以テ其ノ有罪ノ言渡ヲ公告スルノ權ヲ名譽毀損セラレタル者ニ與フヘキモノトス其ノ公告ノ方法並ニ其ノ期間ハ判決中ニ定ムヘキノトス。

新聞又ハ雜誌ヲ以テ名譽ヲ毀損シタルトキハ名譽ヲ毀損セラレタル者ノ申立ニ依リ公告用新聞紙ヲ以テ判決中ノ處刑文ヲ公告スヘキモノトス但シ成ルヘク名譽ノ毀損ヲ掲載シタルト同一ノ新聞又ハ雜誌中同一ノ部分ニ於テ同一ノ書體 以テスヘキモノトス犯人ノ費用ヲ以テ名譽ヲ毀損セラレタル者ニ判決ノ正本ヲ付與スヘキモノトス

第三項 白耳義

一八三一年七月二十日の出版に關する布令及之が修正したる一八四七年四月六日の法律が同國

出版法の根基である。尙出版の自由權は憲法の保障する所であつて、同法第十八條に「出版自由トス檢閲制 censure ハ之ヲ設クルコトナク著作家、發行者又ハ印刷人ハ保證金ヲ要求セラルルコトナシ、著作家ニシテ知得セラレ且ツ白耳義ニ住所ヲ有スルトキハ發行者、印刷者又ハ頒布者ハ訴追セラルルコトナシ」と規定した。出版法規の大要を見るに出版物の内容に付ては相當嚴重な取締方法を設けて居るけれども、出版物の範圍や形式的要件や出版手續等に付ては何等規定する所がない。唯刑法第二百九十九條には印刷物の掲記要件を規定し「故意ニ發行人又ハ印刷人ノ眞實ノ氏名又ハ住所ヲ記載セスシテ印刷物ノ類ヲ發行又ハ頒布シタルモノハ八日以上二月以下ノ禁錮ニ處シ二十六法以上二百法以下ノ罰金ヲ附加シ又ハ其ノ一ノ刑ニシテス」ものとし但し印刷物に右の所定要件を缺く場合に於て前の發刊に依つて其の出所が認められ得る發行物の一部たるときは禁錮の刑は宣告せられないものと規定したに過ぎない。

記事の内容に付ての所罰を見るに大體刑法と相俟つて取締の目的を達せんとした。(一)一般重罪輕罪の教唆は、公の場所に於ける演説たると印刷物又は筆寫の販賣たると無償頒布たると若は揭示たるとを問はず直接之を爲したる場合は教唆が效を奏せざる場合と雖も處罰せられる。(刑法第六六條第五項)(註一) 又公然且惡意を以て法律の強制力を妨害し又は其の違犯を直接教唆した

る者は六月以上三年以下の禁錮に處すとして重刑を規定したるは同國法の一異色であつて(出版布令第二條)我が新聞紙法第二十一條に犯罪を煽動若しくは曲庇したる記事を制限したると稍相似たるものである。(二)誹謗罪に付て同布令の特色と見るべきは、佛國出版法規と同じく官吏又は公權の受托者若は此等の團體等に對する罪を一般個人のそれと區別したる點である。即ち此の種の誹謗罪は國王又は國王の家族に對し爲されたるものと同じく告訴を俟たず檢事の職權を以て起訴するを得るものとした。(出版布令第四條第十條)但し此の種の者に對する讒侮にして誣告の輕罪 *délit de calomnie* に該るものなるときは、其の職務に關する行爲なる限り、其の讒侮の事實を舉證することを許し、其の確證を舉げ得たるときは處罰を免るゝものとする。(同第五條第六條)我が新聞紙法第四十五條と同様の精神に基くものである。(三)出版の方法に依る不敬罪に付ては同布令第三條及一八四八年の法律第一條及第二條に規定する所であつて又外國元首に對するものは一八五一年十二月二十日發布の「外國政府ノ元首ニ對スル不敬行爲 *outrage* 防止ニ關スル法律」第一條の規定する所である(註二) (四)駐在の外國使節に對する誹謗罪は一八五八年五月十二日發布せる「國交上影響ヲ及ホスヘキ重罪及輕罪ニ關スル法律」中に規定する所であつて、即ち同法第六條に「白耳義政府ノ信任セル外國使節ニ對シ其ノ職務ニ關シ誹謗シタル者」は二月以上十八月以

下の禁錮及罰金刑に處する旨定めたる。(五)正誤文の掲載に付て特色と認むべきは、新聞紙編輯部に到達後遅くも翌々日迄に掲載すべきものとし且つ若し所定の日限以内に掲載せざる場合は發行人は其の遅延一日毎に二十法の罰金に處せられるものと規定した點である(同布令第十三條)。

(註一) 其他未遂を處置する場合の規定と共に、初め出版布令第一條に規定して居つたが刑法改正と共に其の第六十六條第五項、第六十七條第五十一條乃至第五十三條に規定せられたるため廢止された。

(註二) 出版布令第三條 公然且つ惡意ヲ以テ國王ノ憲法上ノ大權、身體ノ不可侵權又ハ皇室ノ憲法上ノ權利又ハ上下兩院ノ權利又ハ威信ヲ干犯シタル者ハ六月以上三年以下ノ禁錮ニ處ス。

一八四七年四月六日法律、第一條 公ノ場所又ハ集會ニ於テ演說、叫呼、脅迫ニ依リ若ハ文書、圖畫、印刷物又ハ記事ノ類ヲ頒布、貼布、販賣シ又ハ公衆ノ觀覽ニ供スルニ依リ國王ニ對シ不敬ヲ爲セルモノハ六月以上三年以下ノ禁錮三百法以上三千法以下ノ罰金ニ處ス。

第二條前條ノ方法ニ依リ國王ノ家族ニ對シ不敬ヲ爲セル者ハ三月以上二年以下ノ禁錮百法以上二千法以下ノ罰金ニ處ス。外國政府ノ元首ニ對スル不敬行爲防止ニ關スル法律第一條 文書、印刷物、繪畫、記事ノ類ヲ頒布シ又ハ販賣シ若ハ公衆ノ觀覽ニ展示シテ以テ外國政府ノ君主又ハ元首ニ對シ不敬ノ罪ヲ犯シ若ハ故意ニ其ノ尊嚴ヲ冒瀆シタル者ハ三月以上二年以下ノ禁錮ニ處シ百法以上二千法以下ノ罰金ニ處ス(第二項畧)。

第四項 英國

英國は米國と共に最も極度に出版の自由を認めたる。従つて出版の自由に對する制限は公益保護

The newspaper libel and regulation act

新聞紙の意義

の爲に設けられた二三の者あるに過ぎない。其の内容に依る犯罪に付ては誹謗に關する法律に俟つ外は一般刑法の規定に依つて取締る外はない。

(一)新聞紙の意義 一八八一年新聞紙誹謗及登記法 The Newspaper Libel and Registration Act (註一)に依れば「販賣ノ目的ヲ以テ印刷シ英蘭若ハ愛蘭ニ於テ二十六日以内ノ期間ヲ隔テテ定期ニ部若ハ號ニ分チテ發行シ公ノ新報、報導通信又ハ評論觀察ヲ記載シタル刊行物及頒布ノ目的ヲ以テ印刷シ毎週一回若ハ一回以上又ハ二十六日以内ノ期間ヲ隔テテ發行シ廣告ノミヲ内容トスルカ若ハ廣告ヲ主タル内容トスル刊行物」を謂ふものとし、一八八一年の誹謗修正法に於ても新聞紙の意義とは此を踏襲すべき旨規定した。(同法第一條) 郵便法(一九〇八年)に於ては新聞紙の範圍を更に局限し「其ノ全部若ハ大部分カ政治其ノ他ノ報導又ハ夫ニ關スル評論若ハ他ノ時事ニ關スル評論ヨリ成立」するものであつて且つ(イ)英國内に於て印刷及發行せらるゝものなること(ロ)七日以下の期間を隔て逐號發行せらるゝものなること(ハ)完全なる題號及發行日を第一頁の上部に印刷し且完全なる若ハ一部の題號及其發行日を以後各頁の上部に印刷せらるゝものなることを要件とした。(同法第二〇條) 斯の如く郵便法の新聞紙に目して規定する所前者と相異するは誹謗法其他の取締法規と其の目的を異にするが爲めであること勿論である。

(二)發行の要件 新聞紙の印刷者及發行者は毎年一定の書式に依り登記所に對し(イ)新聞紙の題號(ロ)持主の氏名、職業、事務所及住所を登記すべき義務を有し(新聞紙誹謗及登記法第九條)所定の時日内に登記を爲さず、又は虚偽の登記を爲したるときは夫々罰金刑に處せらる、(同法第一〇條第一一條)又新聞紙雜誌其の他の出版物の印刷者は其の自己の氏名、住所及營業所を所定の場所に掲記するを要す、(ヴィクトリア女王第二年及第三年法律第一二章、第二條)著作権法第十五條は(イ)聯合王國內に於て發行せらるゝ出版物の發行者に對し英國博物館に製本一部を納付すべきを命じ(ロ)牛津、劍橋兩大學圖書館、エデンボロー市の辯護士會圖書館、ウエールス國立圖書館等に對しては其の請求ありたる場合に限り等しく納本の義務を課した。

(三)誹謗に關する規定 誹謗罪に就て親告主義を採らないのは異色である。(イ)事實の虚偽なるを知つて惡意を以て他人を誹謗したる場合は二年以下の懲役及罰金刑とし(ロ)事實なると否とを問はず惡意を以て他人を誹謗したる場合は一年以下の懲役又は罰金刑に處するものとした。(一八八四年誹謗法第四條第五條)即決裁判權を有する裁判所は誹謗を受ける事項が眞實なりや公平なりや惡意なきや否やを調査する爲めに被告に證據陳述を許し陪審員が犯罪不成立の意見を有するときは之を却下すべきものとす(新聞紙誹謗及登記法第四條)誹謗罪の判決事情の公表に付

ては種々規定する所あり即ち之が裁判は却つて時には社會に周知せしむる機會を與へる虞あるからである。各國に於て新聞紙等に依る誹謗に付て相當處罰規定を有し乍ら被害者が往々權利の上に眠むるべく餘儀なくされるのは如上の慮あるが故である。一八八八年誹謗修正法第二條は裁判の報導を新聞紙上に掲載するは之は認むるも瀆神的又は卑猥なる事項の公表は之を禁じ一八四三年の誹謗法第九條は利害關係者を記述するに當りては單に單數若は男性を意味するの語のみを使用し且つ此の語は數人若は女性をも意味すべきものと理解せらるべきものと規定し前掲誹謗修正法第七條には、卑猥なる記事に依る誹謗の訴狀其の他の裁判手續に於ては卑猥なる言句を示すの要なく其の誹謗の掲載せられたる出版物の部分の頁、行、段を指示するを以て足れりとした。以上の如き規定は孰れも上記の杞憂を除却せんとする趣旨に出づるものであらう。

(四)猥褻印刷物の取締 此の目的の爲め制定せられたるものは猥褻刊行物法(一八五七年)、猥褻物廣告法(一八八九年)を主たるものとする。卑俗猥褻の性質を有する繪畫、印刷物、筆寫物等を貼付頒布、陳列、展示等の方法に依り公衆の目に觸れしめたるものは即決裁判にて五十志以下の罰金又は一月以下の禁錮若は懲役に處し(猥褻物廣告法第三條)又以上の廣告の目的を以て此の種の印刷物、繪畫等を他人に交付したる者は五磅以下の罰金又は三月以下の禁錮若は懲役に處し

(同法第四條)花柳病に關する廣告が前記の方法に依りて爲さるゝ場合に於ては同様の處罰を免れない。(同法第五條)猥褻刊行物の差押に付ては保安判事又は警察參事依員の特許狀を所持せる警察官吏は日中其の犯罪場所に於て強力を用ひ犯罪物件の搜索、差押を爲すことが出来る。(猥褻刊行物法第一條)

出版物取締規定は以上の外、國會議員選舉に關する腐敗及違法行爲防止法(一八八三年)、地方自治體員選舉に關する腐敗及違法行爲防止法(一八八四年)、賭場法(一議五三年)並其の改正法(一八七四年)、外國の富籤其の他の違法なる富籤廣告防止法(一三六八年)等に於て見る所であるが孰れも斷片的な規定に過ぎない。(註一) (註二) (註三)

(註一) 本法はインゲランド及ノイルランドに適用せられスコットランドに適用せられず。

(註二) 例、國會議員選舉に關する腐敗及違法行爲防止法第十八條 選舉ニ關ル張札揭示札若ハ辻ビラハ其ノ表面ニ印刷者及發行者ノ住所氏名ヲ記スルコトヲ要ス而シテ之ニ違反シテ印刷シ發行シ若 揭示シ又ハ之ヲ爲サシメタル者ハ若シ其ノ物が議員候補者ナルトキハ本法ニ謂フ「違法行爲」ノ罪トナリ若シ議員候補者ニアラサルトキハ即決裁判ニ依リ百磅以下ノ罰金ニ處ス。

(註三) 印度に於ては一八七八年に於て東洋語を以てする出版物の取締に關する法律を制定し可成り峻嚴な取締を爲し保證金の制度、發行禁止等を認めた。埃及に於ても其の出版法は又嚴重な威容を備へて居る。公安保持の爲め定期刊行物の發行禁止は停止を爲し得るものとしたるが如き一例である。尤も該法は特別の理由に基いて制定せられたものであつて適用

には慎重なる考慮を用ひらるゝと云ふ。

第五項 米 國

(A) 合衆國法規

合衆國及其の各州は英國と同じく出版に付ては廣い範圍に於て自由を認め單獨の取締法を有しない。合衆國に於ける制限法規と認むべきものは、第二種郵便物に關する法律及規則(一九一四年)郵便法の外刑法、關稅法等に之を見るに過ぎない。(註一)

第二種郵便物法に於て定期刊行物の意義を定め法定の第二種郵便物たる性質を有するものにして其の一週間以内の期間を隔て、發行するものを新聞紙となし一週以上に亘るものを普通定期刊行物とした。(同法第四三三條)但し第二種郵便物たるには(イ)一年四回以上定期に規則正しく發行せらるゝこと、(ロ)發行日及號數を記載すること、(ハ)公知の發行所を有すること、(ニ)正規の購讀者名簿を備ふることを要件とする。(同法第四一二條)蓋し此の購讀者名簿を要求し購讀者別に依り之を記載せしめ、(第四二二條)殊に日刊新聞に在りては半年毎に前金支拂購讀者に發賣頒布したる發行部數の平均數を届出でしむるが如きは極めて異例と言はねばならぬ。刑法典中郵

第二種郵便物法

便禁制品に關する法律は卑猥なる印刷物等を禁制品として配達を禁し、之を郵便に付し又は付せしめたる者、情を知りて之を受取りたりものは五年以下の懲役又は罰金刑に處し(第二二一條)又表装封筒等に卑猥、誹謗に亘る言句の印刷又は手寫されたるものをも上記のものと同様に取扱ひ(第二二二條)其の處罰を同じくした。又上記のもの輸入に付ても嚴重なる取締と爲し(第二四五條)猥褻なる文書の類の出版、頒布、廣告、展示等に付ては別に規定を設け行爲者を五年以下の懲役又は罰金刑に處すべき旨規定した。(第二二二條)

合衆國に於ては以上の如き取締規定を其の主なるものとし他は之を各州の規定に委して居るのである。

(B) 各州法規

合衆國の各州に於ける規定は畧々大同小異であつて個々に特記するの必要を認めない、試に紐約州に付て見るに營業稅法第三百三十條には新聞紙の形式的要件を定め各部には持主の氏名住所を記載せしめ、其の違反に付ては罰金を課し、刑法第千三百四十條には文書に依る誹謗罪を規定し之を輕罪とした。但し立證を許し、善意且正當なる目的の爲め發行せられたるの確證を爲し得たる場合は之を免するの規定を設けたのは多くの立法例の同一精神である。其の他定期刊行物の

持主若は發行人が顧客を得るが爲め發行部數に付き虚偽の叙述を爲したるときは輕罪を以て問ひ(刑法第九四六條)又銀行業者の營業狀態に付き虚偽の叙述若は風説を流布したる場合は輕罪として一年以下の禁錮又は千弗以下の罰金に處し(同第三〇三條)、猥りに他人の所有物に廣告を貼付したる場合に、六月以下の懲役又は二百五十弗の罰金に處する(同第一二二條)が如き規定は出色なものであらう。(註二) 猥褻なる文書圖書の出版、頒布、輸送等に關しては合衆國と殆ど同様の規定を有して居る。(註三)

(註一) 此の外、敵國人制限條例、對敵取引に關する法律、間諜取締法等に出版自由の制限規定を認めらるゝも孰れも這般の大戦に際し判定せられた一時的規定である。

(註二) ベンシルバニア州法は定期刊行物の形式的要件として更に編輯主任者の氏名を掲記せしめ誹謗に關しては其の材料供給者をも處罪したる如きは特記すべきである。

(註三) 其の他の各國の出版法規を一瞥するに伊太利出版法(一八四八年)は比較的規定する所詳細を極めて居る。國教其の他の或る信仰を嘲弄侮辱する者は禁錮刑及罰金刑に處し(同第一八條)日刊新聞紙には責任代表者を定めしめ且つ其の住所氏名を内務大臣に豫め届出づべきものとし、(第三六條第三七條)又各日刊新聞紙は其の首部に公の文書、又は官憲より政府の利益の爲めに送致せられたる記事を掲載する義務を有し其の拒絕或は遲延に罰則を設けたるが如き(第四六條)孰れも其の特色である。

ルーマニア出版法規は各國と同じく出版の自由を原則とし、其の内容に付ては著作者を責任者として其の知れざる場合

に限り管理人若し編輯人を訴追するものとした。

奥國は歐羅巴に於て最も近き頃まで保證金制度を有して居たが、一八九九年十二月の法律に於て初めて之を抛棄した、其の規定は大體獨逸と相似て居る。匈牙利は一層嚴重なる取締を爲し、誹謗、犯罪煽動等の外、政治上の出版犯罪に付ても規定する所があつた。

瑞西は刑法の「警察違反及罰則」の規定中に出版取締を規定し印刷物に責任ある編輯人、發行者發行年月印刷者の住所氏名を記載せしめ(第二四〇條)正誤の義務を規定し(第二四一條)刑の宣告を受けたる印刷の複製物は禁止又は廢棄を命じ(第二四四條)誹謗罪に付ては親告主義を採り(第一七八條)其他大體獨逸の出版法規と軌を一にしてゐる。
舊露西亞帝國は出版立法例に於て最も嚴重を極め出版の自由は十分認められなかつたが今日其の跡を尋ねる必要を有しない故に之を省略する。

第六項 過激思想取締に關する立法例

共產主義や無政府の徘徊する歐米の天地は之が抑壓に付て各國の齊しく焦慮する所であり之が宣傳運動に嚴重な壓迫を加へ言論の自由に重大な制限を爲さんとする立法の傾向を有して居ることとは曩きに述べた所である。

佛國に於ては夙に「無政府主義的陰謀ノ禁止ヲ目的トスル法律」Loi ayant pour objet de réprimer les menées anarchiste を制定し(一八九四年七月二十八日)無政府主義宣傳の目的を有する行爲

を教唆し、曲庇し又は勸誘したる場合或は陸海軍々人に對し此の種の行爲を違傳する目的を以て其の服從義務違反を教唆したる場合は三月以上二年以下の禁錮、百法以上二千法以下の罰金を課し又其の判決、辯論等は出版物に轉載するを禁止することあるべく其の違反は六日以上一月以下、千法以上一萬法以下の罰金に處せらるるのである。(同法第二條、第五條)

亞米利加合衆國に於て其の取締法制定の輿論高く既に一九一九年十月二十七日之が法案上院を通過した、即ち無政府主義其の他總ての政府顛覆の計畫を援助する者の行動を嚴罰し之が宣傳若は赤旗の掲揚を禁止せんとするのである。

各州に於て例へば紐育、ケンタツキー、ミネソタ、カリフォルニア等の諸州は此の目的を有する法律を制定し爾餘の各州も漸次之に倣はんとして居る。紐育州は一九〇九年に於て規定を設け(一)不法の手段に依り政府顛覆の義務必要適當を勸告教示したる者、(二)不法の手段に依り政府を顛覆せんとする主義を勸告教示する文書其の他の印刷物を發行頒布展示したる者、(三)無政府主義の適當なることを宣傳する目的を以て口頭又は文書に依り公然合衆國又は州の官吏の暗殺を是認したる者等は重罰として十年以下の懲役若は五千弗以下の罰金又は兩刑を併科すべき旨定めた。

ケンタッキー州に在りては一九二〇年三月二十五日此の種の法規を制定した。之れに依れば違法サンディカリズム criminal sandicalism (政治的目的を遂行する手段とし又は政治的革命を惹起するの手段として犯罪、暴行、放火、財産の破壊、脅迫、威嚇又は其の他不法行為を犯し援助し又は教唆する等の行為——第一條)及煽動 Seditious (公の騒動 public disorder 又は憲法法律に對する反抗、暴行若は不法手段に依る之が改廢を言語、行動、動作又は文書に依り唱導すること——第二條)は重罪とし之を禁止し違犯者は二十一年以下の懲役又は百萬弗以下の罰金又は兩刑を併科するものとし、(第三條)犯罪、違法サンディカリズム又は煽動の義務、必要妥當便宜なる旨の教唆辯護を爲す者、政治的革命を完成する手段として、不法行為を爲すことの教唆辯護を爲す者、以上の事實を記載する文書を出版、編纂、頒布、展示したる者政治的革命の手段として違法サンディカリズム又 煽動の教義 doctrine 又は不法行為の教唆辯護すべき結社を組織したる者等は前者と同様に二十一年以下の禁錮若は百萬弗以下の罰金又は兩刑を併科するものとし、(第四條)暴力を以て州政府若は合衆國政府の形式、又は憲法法律の改廢を口頭文書等に依りて宣傳したる者等は又同様の重刑に處せられ(第七條)、國權に對する暴力の抵抗、憲法、法律の改廢等を教唆し辯護する新聞、書籍、回章、繪畫等を印刷、出版、頒布する者若は此等の目的を以て之を所持する者等

は二十一年以下の禁錮一萬弗以下の罰金又は兩刑を併科せられ(第九條)州政府を顛覆し國憲を紊亂する目的を以て階級争闘を煽動し又は此の目的の爲め赤旗、革命旗、貼紙、徽章、繪畫を掲揚する者は亦前者と同様に處罰せらるるものと規定した。(第十條)

カリフォルニア州法(一九一九年四月制定)は違法サンディカリズムを定義し「産業的所有權 industrial ownership 又ハ管理ノ變更ヲ成就シ又ハ政治的變革ヲ遂行スル手段トシテ犯罪、サボタージユ(有形的財産に對する故意又は惡意の有形的損害又は損傷の意)又ハ腕力若ハ暴力ノ不法行為又ハ暴逆ノ不法手段を遂行スルコトヲ擁護シ教示シ援助シ又ハ煽動スル主義又ハ教義トシテ之ヲ定ム」と爲し(第一條)(一)違法サンディカリズムを成就遂行する手段として不法手段敢行の義務、必要及其の妥當を擁護教示援助又は煽動したる者(二)故意又は隱密に口頭又は文書に依り違法サンディカリズム又は其の主義を助長擁護する意思を以て不法手段の遂行若は計畫を辯明し若は辯明せんとする者(三)違法サンディカリズムを教示宣傳する印刷物を印刷、出版、發行、頒布若は公示したる者(四)違法サンディカリズムを宣傳教示する結社團體を組織し援助し又は其の會員となりたる者(五)違法サンディカリズムの主義に依り教示宣傳又は煽動せられたる行為を實行したる者は何れも重罪の刑とし州監獄に於て十四年以下の禁錮に處するものと規定した(第二條)

ミネソタ州も亦殆ど同様の規完を制定するに至つたが趣きを一にするが故に茲に省畧する。(一九一七年—一九一九年)

獨逸新政府に於ては其の憲法を擁護する爲め反動思想の取締を期すると共に無政府共產主義過激主義等の宣傳を防遏する爲め一九二一年八月二十九日大統領令^{フエルトス令}を發したのは最も事新らしい所である。其の第一條に依れば定期刊行物の内容が獨逸國若は各邦の憲法若は憲法に基く施設の暴力的改廢又は民主的共和國なる國家形式の擁護者に對する暴行、法律上の命令又は官廳の命令に對する不遵奉を煽動挑發したる時は十四日以内の期間發行停止を命ずるを得べく、(第一條)此の禁令を犯したる出版物を編輯し發行し印刷し又は頒分する者は五十萬馬克の罰金及禁錮又は兩刑の一を以て處罰せられるべき(第三條)旨規定した。而して其の制定の翌日ドイテス・ターゲブラット初め其他七新聞が新法規の適用を受け發行停止を命ぜられた。

其他和蘭は刑法を改正し(一九二〇年七月二十六日)革命(立憲政府、皇室繼承の秩序の破壊若は不法的變更)の準備及補助を爲す者及文書等に依りて之を煽動する者を嚴罰した。因に勞農ロシアの出版取締政策は材料に乏しきが故に十分知り得ないが Charles Dumas 氏の *La vérité sur les Bolcheviki* に依ればソヴェット政府は初め新聞紙取締令を發し(一)新聞紙の販賣の一定の

年俸を給せらるる共和國官吏に依りて之を爲すべきものとし(二)資本家新聞紙及偽社會主義新聞紙に對しては割引契約を爲さず(三)且つ各號毎に三留以下の税金を課した。其の後更に命令を發し反ボルシェヴィキの出版物は悉く發賣頒布を禁止したと云ふ。

新思想の勃興や共產主義無政府主義等の跳梁と共に言論政策の研究の重大は言を俟たぬ、以上略述した立法の新傾向に付ては他日題を新にして叙述したいと思ふが故に茲では其の一斑を示すに止めたい。

第二編 各論

七六

第一章 出版並出版物の意義

第一節 出版の意義

出版とは凡そ機械含密其の他何等の方法を以てするを問はず文書圖畫を印刷して之を發賣頒布する行爲を謂ふのである。(出版法第一條)、故に其の要素を摘記すれば

(イ)印刷すること 茲に所謂印刷とは其の方法の如何を問はず比較的短時間に同一の象形を數多く同一物上に作出する行爲を謂ふのである。出版法第一條には「機械含密其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス」と規定した。蓋し含密とは *Chémie* を音譯したものであつて、所謂化學的方法の義である。即ち印刷方法の例示として機械的化學的方法を挙げたのである。要するに其の方法の如何を問はず同一の文書圖畫を複製することであつて、獨逸、奧國、伊太利等の出版法規に規定する所と同義である。然し乍ら茲に比較的短時間内に同一の形象を複製すると謂ふも要するに程度問題であつて、一般社會觀念や出版法規の精神等に依つて其の標準を求むるの外はない。例へば肉筆を以ても略々同一の文書圖畫を數多く作成し得ることは想像し得られるし又或る見解に依つては手寫に用ふる筆墨も一種の機械的化學的方法と爲し得るかも知れない。然し一般的に原

印刷方法

則として其の作成に比較的長時間を要する所謂肉筆による文書圖畫は、取締法規の精神より當然除外せらるべきものとするを穩當とする。木版石版活字版謄版寫蒨蒨版寫眞寫眞版等の複製方法は比較的短時間に多數の同を一物作成し得るものであつて此等の方法に依るものは最も有效なる意思の發表物であると同時に一方取締の對象としての眞髓であるべきである。唯茲に問題となるは所謂炭酸紙に依る複製物である。即ち炭酸紙に白紙を挿み骨筆の運用に依りて同時に數多の複製物を得る方法は果して印刷方法と認むべきや又は手寫の範圍に屬するものなりやの點である。要するに前記の標準より判定する外はないが自分は現行法規の下に於ては印刷行爲と解釋する説を採りたい。此の方法は一般觀念から所謂機械的化學的方法と謂ひ得ないかも知れぬが、出版法第一條は方法を廣く規定し且つ此の方法に依るものは手寫の方法に依るものより更に比較的短時間をも以て同一物を數多く作成し得るを以て之を包含せしむるが取締法規の精神に適合するものと思ふ。但し判例は反對説を採つて居る。(註二)

(ロ)複製物を發賣し又は頒布すること 發賣とは不特定の多數に對し賣却を目的とする賣却行爲の開始である。即ち(一)不特定の多數に對することを要するが故に行爲者が偶々其の所有する一冊の文書を特定人に賣却するは出版法新聞紙法に所謂發賣と爲すを得ない然し乍ら(二)賣却

發賣

を目的とする賣却行爲の一なるが故に行爲者が其の製造に係り又は商品として所持する文書を賣却するものなるときは假令其の賣却が單に一回に止まるも尙之を發賣なりと解すべきである。(明治四十一年五月十二日大審院判例同説) (註二)換言すれば發賣は單一な賣却と同一ではない、同種類に屬する多數の文書圖畫を賣却する行爲の一として爲す有償讓渡である。然し勿論必ずしも購讀者に現に其の文書圖畫の引渡しありたることを要件としない。

次に頒布とは多數の者に頒つことを謂ふ。即ち(一)不特定人たると特定人たるとを問はずして唯多數の者に頒つるの意なるが故に印刷物にして苟も多數人間に配布せらるゝものなるときは特定の團體員間に頒つものなると知人間に頒つものなるとを問はない。或は印刷を以て謄寫に代ふとし或種の團體が其の團體員のみに頒つるを以て印刷したる文書の如きは特定人に頒布するものなるが故に出版法に所謂頒布又は發賣に非ずして出版法の適用外なりとする説があるけれども吾人は之を採らない。若し此の如く解するならば會員組織に頒つ印刷物は如何に多數の者の間に頒布するも、又如何に取締を要すべきものを包含しても出版法規は一指だも觸れることが出来ないこととならう。多數の者に意思の宣傳に依つて生ずる危害を取締らんとするのが出版法規の目的である。然るに前述の如き頒布行爲を逸するが如きは決して出版法本來の目的でないと同時に多數

の觀念が必要であるから特定人甲が特定人乙に頒つ事は所謂頒布行爲と謂ひ得ない。要は多數人間に頒布するゝや否やにあるのであつて多數ならば不特定と特定とは取締の要否と没交渉である。特定なるが故に多數人に頒つても出版法の適用を受けないといふ根據は絶對に出て來ない。吾人は頒布の文字を廣く解釋して單に多數人の間に頒つものならば足ると信する、又或は發賣頒布に「多數」なる觀念を必要としないと言ふ説を爲す者あるけれども單數又は比較的小數に對する分布行爲は出版法規の關知する所でないとして解するのが穩當と考へる。(二)多數人の間に頒つとは有償たるは無償たるを問はない。或は發賣を以て有償行爲なりとし、頒布を以て無償行爲なりとする説あるも吾人は採らない。(註三)非賣品と稱し或印刷物を會員に實費を以て頒布し又は會費として別途に徴收し會員に配付するが如き場合は全然無償行爲なりと云ふ能はず又發賣とも稱し得ざるが故に頒布を無償行爲なりと限定するは狭きに失する傾きがあると思ふ。又發賣と謂ひ頒布と稱するは共に出版法規の取締要件であるが其の發賣頒布は必ずしも現實に讀者に到達することを要件としない、苟も發賣頒布の目的を以て其の印刷物を發賣頒布の状態に置きたる以上は既に發賣行爲ありと謂ふを妨げない、故に例へば販賣店に送達したるときは勿論、會員に宛て之を郵送に付したる以上は未だ其の者に到達せざるも發賣頒布の状態に置いたものであつて、現實に多數

に對する頒布の完了又は賣買の受渡なくとも、尙且つ該印刷物の發賣又は頒布行爲ありたりと謂はなければならぬ。警察法規が危害の豫防に目的を存する以上は此の解釋を正しいと認むべきである。出版法第三十五條に於て「文書圖書ヲ印刷スルトキハ直チニ發賣頒布セスト雖モ其ノ目的發賣頒布ニ在ルモノハ總テ此ノ法律ニ依ル」と規定したのは此の趣旨を明白にしたに過ぎない。(同趣旨判例、大正八年八月三十日)

但し茲に疑問とすべきは公衆の認知し得る場所に印刷物を貼付し又は街頭に於て朗讀するは之を頒布と稱すべきや否やの點である。思ふに出版法規の目的とする所は印刷物そのものの頒布行爲であつて、一個の印刷物を掲貼し又は朗讀し以て多數人に其の内容を知悉せしむるが如きは、假令同一の效果を生ずるとあつても直に出版法規の適用を見ることが出来ない、然し乍ら印刷物を各所に掲げ又は數人をして朗讀せしむるが如き場合に在りては、貼付朗讀の行爲以前に既に其の印刷物を多數人間に頒ちたる事實あり且つ多くの場合頒布の目的を推定し得るが故に該印刷物の頒布行爲ありと認むることを得ると信ずる。

以上述ぶる如く出版法第一條は「文書圖書ヲ印刷シテ之ヲ發賣又ハ頒布スルヲ出版ト謂ヒ」と明かに出版行爲の意義を定めたが新聞紙法には何等規定する所がない。加ふるに出版に代ふるに發

行なる文字を用ひて居る。例へば第一條「本法に於テ新聞紙ト稱スルハ一定ノ題號ヲ用ヒ………」
 ……發賣スル著作物云々」と云ひ第十一條「新聞紙ハ發行ト同時ニ………云々」と規定したるが如きはこれである。元來新聞紙と云ひ普通出版物と云ふも取締の對象としては殆ど其の間徑庭の存する所がない。唯或は單に形式上一方に存するものが他に之を缺くといふが如きことあるに止まるものであつて、本來同一法規の下に規定せらるべきものである、我國に於て現今出版法と稱し新聞紙法と稱する二法規を單獨に所有すると云ふことは全く法制上の沿革に止まり他に存する理由がない。故に其の法規の解釋に當つては同一の理論の下に兩者の矛盾撞着を避くべきは其の最も忠なるものであり且つ正鵠を得る所以であると信ずる。

吾人は以上の精神の下に新聞紙法に所謂發行とは出版法に所謂出版と同一に解すべきものと思ふ。即ち發行とは新聞紙を印刷して發賣頒布するを云ふと解する。前掲大審院判例は(大正八年八月三十日)「一、新聞紙法ニ所謂發行トハ新聞紙ヲ發賣又ハ頒布スル行爲ヲ謂フモノトス、一、苟モ新聞紙ヲ發賣ノ状態ニ置キタル以上ハ未タ一般購讀者ニ到達セサルモ發賣行爲アリト謂フヲ妨ケサルモノトス云々」とし、上告理由に所謂「發行トハ發賣頒布ノ行爲ハ勿論其印刷シテ發賣頒布ヲ爲ス迄ノ行爲モ亦發行行爲ナリト解スルヲ相當トス」と云ふ解釋の全部を是認したるや否や或

は其の點に重きを措かずして發賣の状態に置きたる行爲をも發賣行爲と謂へる第二段の理由に主たる論點を置きたるものなるや明かでないが、吾人は前述の通り解釋すべきものと信ずる。

第二節 出版物の意義

第一項 出版物並文書圖畫の意義

何を出版物と謂ふかは我が出版法規には直接の規定を有しない。法の本質より之に定義を假りに下すならば出版法規の對象となるべき出版物は要するに、發賣又は頒布の目的を以て機械的化學的其他の方法に依り複製せられたる文書圖畫を謂ふものである。故に(一)發賣頒布の目的を有せざるべからざるを以て主觀的にも客觀的にも此の目的を有しないものは所謂出版物に非ずして取締を要しないことは自明の理であるが唯多くの場合複製物は發賣又は頒布の客觀的要件を推定し得らるゝに止まる。又(二)單に作成せられたる文書圖畫は著作に屬し未だ出版物と稱するを得ない。印刷の方法に依り複製せらるゝことを要すること亦明かである。次に文書圖畫の意義に關しては學說の一定を見ない所であつて一概に定義を下すことは困難である。一般の學者は文書とは文字に依りて思想を發表するもの、圖畫とは形象に依りて思想を發表するものとして居る。然

出版物

文書圖畫

し乍ら思想の發表が出版物の要件なりや否やは最も考察を要する問題である。而して此の論争の實益は陶器織物其他の物品の上に文書圖畫を表象したる場合に於て此の複製物を出版物と認むべきか否かの點に在る。茲に於て説を爲す者は出版法規上に所謂出版物は必ず思想を發表すべきものたるを要し従つて名札、引札、諸種の用紙陶器織物金屬器の類は假令文書又は圖畫を表象するも思想發表の要件を缺くを以て出版物と稱するを得ずとするのである。然し第一に疑問の生ずるのは所謂思想の發表である。若し之れを人の智的又は意的觀念の發表であるとするならば繪畫の如き人の情的判斷に依り感興を表象するものは思想の發表と稱し得ないが故に其の複製物も尙且つ出版物と稱し得ないことになるであらう、又若し繪畫の如きも一種の思想の發表なりとなすならば一般の美術品は悉く思想を發表するものと言はざるを得ざるに至り出版法規の取締を受けなければならぬこととなるであらう。又法理上から見ても出版法第九條に書簡通信報告社則塾則引札諸藝の番附諸種の用紙、證書の類及寫眞は納本、届出及形式的要件の規定から除外したのは決して出版物と認めない法の趣旨ではなくして却つて法は出版物と認めたるが故に茲にかゝる取締上輕易なるものに對して前述の除外を規定したるに過ぎない、而して同條但書に此の種の出版物と雖も内容が取締を要すべきものなるときは夫々此法律の正條に依つて處分すべき旨規定した

のは單に注意的規定たるに止まり立法政策から見れば、蛇足を加へた傾きがあると謂ひ得るであらう。(註四) 要之思想の發表といふことは決して出版物の要件でないと同時に其の印刷を施さるゝ物體の種類も亦之を問ふことを要しない。通常は紙片であると言ふに止まる。然らば如何なる標準に依つて出版物法規に所謂文書圖畫を區別すべきかは要するに其の複製物の作成又は使用の目的に標準を置くの外はない、即ち其の複製物が文書圖畫其のものとして作成頒布せらるゝものならば此の複製物は出版法規の對象となるべきものとし、反之或る他の目的の爲め作成頒布せられたるものなる時は出版法規に所謂出版物となすを得ないと信ずる。例へば普通の出版物は文書夫自體として印刷頒布せらるゝものなるに反し陶器織物等の上に表象せられたる文書圖畫等は文書圖畫それ自體として複製せられたるものにあらずして裝飾其の他の目的に出ずるものなるを以て所謂出版物と看做し得るのである。實地の問題に付て見るならば、手巾扇子等の類に猥褻繪畫又は不穩の文書を印刷したるものゝ如きは手巾扇子それ自身の用途の爲め作成せられたるに非ずして、寧ろ文書圖畫そのものとして作成せられたるものと言ふべく即ち形式的に手巾又は扇子であつても實質的には一個の文書圖畫と認むべきものであつて出版法規を適用すべきは毫も妨げない。唯一般の事實としては織物、陶器、漆器等に於ては其の用ふる文書圖畫は此等の物品

を裝飾するに過ぎざるものと推定して誤りなきが故に問題は起らないと言ふに止まる。從來實際問題として頻發するのは主として春畫の印刷であるが將來思想の宣傳用として此の種のものゝ出現は想像するに難くないと思ふ。

第二項 出版物の區分

以上は我出版法規に於ける出版物若は文書圖畫の觀念であるが、次に具體的に各種の出版物に付て研究を進めて見たい。

先づ大體之を其の根據とする法律に依つて分ち、出版法に依る出版物と新聞紙法に依る出版物及其の他の法規に依る出版物として論ずるを便宜と思ふ。

第一目 出版法に依る出版物

出版法に依るものは更に普通出版物及び雜誌に分つことが出来る。普通出版物は所謂單行本其の他一般の印刷物を含み雜誌は新聞紙法に所謂新聞紙を除き専ら學術技藝統計廣告の類を記載するものを謂ふのである。(出版法第二條)即ち通俗所謂雜誌と稱するものは新聞紙法に依るものと出版法に依るものと存する譯であるが、後者は専ら其の雜誌に掲載する所の事項が前掲の如く専

門的の學藝に關するもの若は單に統計廣告の類に限定せらるゝを以て、此の範圍を超脱して時事に關する事項に及び又は専ら此の種の事項と認め得ざるものは出版法上の雜誌と稱するを得ず従つて新聞紙法に準據しなければならぬ。雜誌が出版法に依ると新聞紙法に依るとは寧ろ實際上の價值を有する問題であつて、例へば新聞紙法に依り且つ時事に關する事項を掲載するときは保證金の納付を必要とするに反し出版法は之を要件としないが如きは其の一例である(後掲參照)

普通出版物中第九條に列擧して手續的要件を除外せるものに付て一言するに、書簡は即ち信書の義である事は明かであるが通信は稍明瞭を缺く。然し茲に謂ふ通信は交際其の他平常の生活に用ゐるものに限るべきであつて(明治四十三年五月二十八日大審院判例)社會的事象を報導する所謂通信は當然新聞紙に屬し茲に包含せらるべきでない事は法の精神より明かである。報告は單純なる事業報告を意味し廣義に解すべきではない。故に議員が選舉民に頒布する議會報告の如きは理論上當然本條の報告に入るべきでない。寫眞も亦本條の列擧する所であるが茲に所謂寫眞其自身を指稱するものたるを以て彼の銅版寫眞帳の如き寫眞を材料として銅版に依り印刷作成するものゝ如きは一種の圖畫であるが茲に謂ふ所の寫眞ではない。(大正二年十一月二十五日大審院判例)次に最も實際問題として疑の生ずるのは本條の引札である。茲に列擧したる出版物より考覈す

るならば所謂引札も單純なる商業上の廣告乃至人寄せビラ又はチラシの類を指稱するものであつて、此範圍を超えて或種の思想を發表し若は宣傳する所謂檄文の如きは出版法に豫期する所の引札に非ずと解釋する。例へば労働組合に人を勧誘するに當り現社會組織の缺陷を縷述し、労働者團結の必要を説きて加入の勧告に及ぶが如き檄文は決して茲に謂ふ單純なる引札ではない。要するに主として廣告勧誘若は人寄せを目的とせる單純なる引札なりや又は或種の思想の發表宣傳を目的とするものなりやは個々の事實問題として裁判所の決定を待つの外ない、若し後者をも尙且つ引札とし納本を要せずとするならば實際上の取締に付て見るも甚だ法の精神と背馳する結果に陥るであらう。何となれば引札は第九條の規定に依り、納本、發行者印刷者の氏名の記載等を要しないが故に最も放縱を想像し得らるゝ此の種の印刷物が殆ど取締を爲し得ないからである。吾人は法の精神と理論との上から所謂檄文、主義主張の宣傳ビラの如きは引札に非ずと解釋する。(註五)

第二目 新聞紙法に依り出版物

新聞紙の意義に付ては新聞紙條例に何等規定する所なかつたが新聞紙法に及んで第一條に先づ其の定義を與へた、曰く「本法ニ於テ新聞紙ト稱スルハ一定ノ題號ヲ用ヒ時期ヲ定メ又ハ六個月以內ノ期間ニ於テ時期ヲ定メスシテ發行スル著作物及定時期以外ニ本著作物ト同一題號ヲ用ヒテ

臨時發行スル著作物ヲ謂フ同一題號ノ新聞紙ヲ他ノ地方ニ於テ發行スルトキハ各別種ノ新聞紙ト看做ス」と。即ち(一)一定の題號を用ひ時期を定めて發行するもの(二)一定の題號を用ひ六個月以内の期間に於て時期を定めずして發行するもの(三)定時期以外に本著作物と同一題號を用ひて臨時發行するものを總稱して法律上新聞紙と稱するのである。故に法律上の新聞紙は通俗所謂新聞紙と雜誌とを包含する。更に法律上の新聞紙たるべき要件を見るに第一に一定の題號を有する事を要するが故に、之を變更して發行したるときは別種の新聞紙と看做さるべきである。但し題號に付ては本法は何等の制限なきが故に現に發行する他の新聞紙と同一題號を用ふるも法律上別段の制裁はない。(註六) 然し如此新聞紙の名稱に何等の保護を與へない事の當否は考慮を要すべき問題でなからうか。第二に定期に發行するか若は時期を定めざるも尠くも六月以内の期間内に發行するを要する。即ち繼續的なるを本質とするのである。蓋し定期とは其の發行について一定の期日を定むるものであつて、一般には日刊又は毎月一日發行の類である。反之期日を定めず單に月何回發行とし一月中隨時發行するもの、如きは所謂定期發行でない。茲に注意すべきは法の規定は單に一定の期日を定むるを以て足り期間に付ての制限を定めないが故に定期なるに於ては其の長短を問はない。實際上新聞紙たるものが其の發行に隔月以上の期間を定むるが如きは有り

得ない事例に屬するかも知れないが、法の文理解釋上當然理論の推定を許す所と言はねばならぬ。又繼續的なることは新聞紙の特質であるが法は號數を逐ふことを要件として規定しないが故に理論から言ふならば全然逐號の意を掲記するを要しないし又新に發刊する場合に於て第百號より初むるも可なるべく其の他或は奇數若は偶數の數字を逐ふも違法と認むることは出來ない。然し乍ら新聞紙の本質より觀察して定期と雖も尠くも最大限度の期間を定め、又逐號を要件とせしむるといふことは共に立法上更に賢明な規定であるまいか。

定時期以外に本著作物と同一題號を用ひて臨時發行する著作物とは特殊の事由に依つて發行の定日以外に發行するもので要するに新聞紙の所謂號外である。

臨時に發行せらるゝものなるが故に本質上新聞紙の例外に屬し新聞紙の定義としては例外的規定と目すべきものである。而して同一題號を用ふることが要件なるが故に其の同一ならざる場合は適法なる發行ではないこと勿論である(大正八年五月二十九日大審院判例)又或る新聞紙と或る新聞紙とが同一新聞紙なるや否やは其の題號發行人若は發行地等を考慮して定むべき事實問題に屬するが新聞紙法第一條は、同一題號を用ひて他の地方に於て新聞紙を發行するときは各別種の新聞紙と看做すと規定した。此の規定の實益は新聞紙の號外の場合に於て生ずる。即ち甲縣發行

のA新聞紙が乙縣に於てA新聞紙の號外を發行したる場合は假令同一題字を用ふるも發行地を異にするが故に同一新聞紙と看做すを得ないことは本規定に依つて明かである。然し本規定より同一地方に發行する同一題號の新聞紙は悉く同一新聞紙と看做すべき反對の類推解釋を許す趣旨ではない。

新聞紙法第一條は著作物なる文字を用ふるが故に恰も新聞紙は著作者の思索に係る著述のみを指稱するやの疑あるも茲に著作物と謂ふは斯く狹義に解すべきに非ずして要するに出版物の意である。従つて單に著作者の所謂著述の外社會上の時々々の事象の報導をも包含するものである。(明治四四年二月九日大審院判例)

以上述べたる所は我が新聞紙の法律上の性質であつて、現行法は即ち新聞紙と所謂雜誌に關しては法律上の區別を認めない、然し乍ら新聞紙と雜誌とは其の掲載事項、體裁題號、發行の期間等より、社會一般の觀念に於て大體區別せらるゝものであるが故に法律上或る標準を求めて之を區別し納本其の他の點に於ても兩者其の規定を異にせしむるものは決して無益でないと思ふ。出版法に雜誌なる文字を用ふるも其の意義を明にせず新聞紙法には上述の如く何等の規定もなく同一に取扱つて居るが故に現行法の下に於ては兩者の意義を區別し研究するの求むべき標準なきの

みならず其の實益もない。各國の法律を參照するに、獨逸國は區別を設けず總稱して一月以内の期間に於て發行せらるゝものを定期刊行物 *periodische Druckschriften* とし佛國は新聞紙及び定期印刷物 *journal ou écrit périodique* を總稱して定期刊行物 *presse périodique* とし同一の規定の下に之を律するものとした。反之英米は區別主義を採り前者は一八八一年新聞紙誹謗及登記法に依れば「新聞紙トハ英蘭若ハ愛蘭ニ於テ販賣ノ目的ヲ以テ印刷シ二十六日以内ノ期間ヲ隔テテ定期ニ、又ハ部若ハ號ニ分チテ發行セラレ公ノ新報 *public news* 報導 *intelligence* 通信又ハ評論若ハ觀察ヲ記載シタル物、及頒布ノ目的ヲ以テ印刷シ毎週一回又ハ一回以上又ハ二十六日以内ノ期間ヲ隔テテ發行スルモノニシテ廣告 *advertisements* ノミヲ内容トスルカ若ハ廣告ヲ主タル内容トスルノ印刷物ヲ謂フ」と規定したるを以て、大部分の所謂雜誌 *magazines* 小説雜誌 *story-papers* 斷片的讀物雜誌等は此の法律及一八八八年の誹謗法より除外せらるゝと共に、多くの純粹なる事務報告、商人株式仲買人書籍商等の回章劇場番組演技引札の類は専ら若は主として廣告を内容とせるものなるを以て若し二十六日以内の期間を隔て、一般に頒布の目的を有するものなるに於ては法に所論新聞紙 *Newspaper* と稱するものである。(Fisher and Strahan "The Law of the Press") 又米國に於ては第二種郵便物に關する法律に依れば一週間以内の期間を隔て、定期に發せらるゝものを

新聞紙とし其の二週間以上の期間を隔つるものを定期刊行物(雜誌)とした。若し立法上新聞紙と雜誌とを分つとしたならば主として時事の報導を内容とする新聞紙と所謂「雜」を以て生命とする雜誌とは内容に依つて分つても或は可ならんも今日我國の實況に照せば寧ろ其の發行の期間に標準を設くるを妥當と信するが之は立法論に亘るから茲に省略する。

以上述べた如く我新聞紙法は新聞紙及雜誌の區別を認めないが時事掲載の新聞紙と否らざるものとの區別を認め前者には其の發行に保證金の納付を必要とした。(新聞紙法第十二條)保證金制度に付ては後述する所であるが茲に時事の意義を論じて見たいと思ふ。思ふに法に謂ふ所の時事に關する事項とは汎く現時に於ける社會上の出來事を指稱するものである。從て尠くとも「現在」に於ける時の觀念を必要とすると同時に廣く社會に現はれたる事象を包含する。故に換言すれば假令社會上の出來事にも現時の觀念を離れたものは時事でないと同時に社會上の出來事は獨り政治上に限らず教育經濟宗教產業其の他の社會現象に生ずる事は勿論である。而して時事に關する事項を以て足れりとするが故に時事の評論觀察のみにあらず單純なる報導をも包含するは言を俟たない。又「現時」といふは要するに一般社會觀念に依つて認めらるゝ所ではあるが、現在を離れた歴史的事項に屬するものは包含せしむべからざると同時に其の新聞紙發行當日又は一日前の

時事掲載
の有無

出來事たるを要しない。(大正六年四月九日大審院判例)一般の解釋に依れば時事を以て單に政事に限定するものゝ如きは非常な誤謬である。例へば織田博士(行政法講義第三三三頁)は「新聞雜誌ニシテ政事的ナルモノノ出版ハ必ス新聞紙法ニ依ルヘク又新聞雜誌以外ノ出版ハ必ズ出版法ニ依ルヘキコト論ヲ待タサルト同時ニ新聞雜誌ニシテ非政事的ナルモノノ出版ニ就テハ新聞紙法ニ依ルモ出版法ニ依ルモノニ發行者ノ選擇ニ任スルモノト謂ハサルヘカラス若シ出版法ニ依テ出版スル新聞雜誌ニシテ其内容カ政治上ノ事項ニ涉リタル場合ニ於テハ之ニ對シテ一定ノ制限アリ云々」とし時事を以て政治上の事項と解し美濃部博士(日本行政法第一九五頁)は又同様の見解の下に「政治上ノ事項ニ關スル事項ヲ記載セサル雜誌ニ付テハ出版者ハ出版法ト新聞紙法トノ何レニ依ルカヲ選擇スルノ自由ヲ有ス云々」と論じた。出版法第二條但書に所謂「専ラ學術技藝、統計廣告ノ類」は要するに時事に關せざる事項であつて從つて此の種の事項を掲載せんとする雜誌は新聞紙法に依り無保證新聞紙として出版するも又出版法第二條但書に依つて出版するも者の選擇に任ずることは眞に所説の如しと雖も時事の解釋を政治上の事項としたるは吾人の採らざる所である。若し織田博士の如く政治上の事項と解するならば「時」の觀念を問はないが故に歴史上の敘述も亦時事と稱せざるを得ない結果に陥るであらう。又抑も法が時事に關する事項を掲載する新聞紙に保證金

制度を設けた趣旨は現時の社會上の時象を捉へ來つて評論報導するものは最も公共の安寧、社會の秩序と密接なる交渉を有する可能性を有するが故に之を以て其の取締に遺憾なきを期した爲めであらう。果して然るに於ては奚んぞ政治上の時事又は政治上の事項に限定する必要があらう。政治以外の社會上の出來事にも亦齊しく此の制限を及ぼすべきは理の當然である。時事に關する事項とは汎く現時の社會上の出來事を指稱するものなること、法の精神より見るも寔に明かである。或は難じて曰く凡そ宇宙の森羅萬象何ぞ時を離れて觀念するを得んやと。洵に然り、而して吾人の謂はんと欲する所は現在の時と密接なる關係を有し且つ其の出來事が一般の社會的性質を有することである、故に例へば或る會同の案内の如き記事は假令現時の問題なるも未だ以て社會上の出來事と稱するを得ない、純粹なる學術的研究、單純なる宗教論、家事上の雜報、文學、美術等に關する事項は多くの場合所謂時事と稱し得ないだらうが要するに程度問題に歸着するが如き場合が實際問題として生じ得ることは吾人と雖も否定しない、然し理論上時事の解釋に就ては前述の見解を主張せんとするのである。(註八)

新聞紙法に於て新聞紙と雜誌との區別は爲さず又之を爲す實益もないが、時事掲載の新聞紙と時事不掲載の新聞紙とは前述の如く保證金納付義務の有無に關して重大なる區別の實益を生じて

來る。而して後者は或は出版法第二條に依ても出版するを得るが其の準據する方法に依つて重要な差異の生じ來ることあるは免れない詳細は其の條文の説明の時に讓る。(註九)

第三目 其の他の法規に依る出版物

我國特殊の事情と慣習とに依つて出版法や新聞紙法の適用を受けず特別の規定に依る出版物がある。曆及守札即ち是れである。

曆に付ては明治三年四月太政官布告第三〇七號を以て「頒曆授時之儀ハ至重之典章ニ候處近來種々之類似曆世上ニ流布候處趣無謂事ニ候自今弘曆者之外取扱候儀一切嚴禁被仰出候事」と規定して伊勢大神宮より發行こととし其の頒布は一定の金を納付したる一私人に特許して之を爲さしめた。明治五年太陰曆を改めて太陽曆としたる際明治六年に限り略曆板刻に許可し検査の上販賣せしめたるが明治十五年に至り太政官布達第八號を以て「本曆並略曆ハ明治十六年曆ヨリ伊勢大神宮ニ於テ頒布セシムヘシ」と爲し但し一枚摺略曆は明治十六年曆より何人も出版條例に準據して出版することを得せしめた。即ち此等の規定に依つて今日に於ても尙本曆畧本曆の出版は伊勢大神宮の專業に屬し他人に於て之を爲したる場合は太政官達違反となるものである。一枚曆發行の要件に付ては明治二十三年文部省令第二號(改正明治四十一年省令第二九號)の規定する所である。

彼の所謂引剝し曆(カレンダー)の數は假令一部、曆事項を掲載するも本曆畧本曆と形式に於て全く其の趣を異にし用途も異なるを以て畧本曆と看做すべきではない。

守札も特別の規定に依つて支配される。即ち明治十五年十月内務省乙第五五號達である。之に依れば「神社寺院ノ守札ト可認モノ及神佛號ヲ記載セル畫像ハ其ノ神社寺院ノ外出版不相成儀ト可心得此旨相達候事但從前屆濟ノ分ト雖モ本文ニ牴觸シ不都合ト認ムル場合ニ於テハ更ニ申出ツヘシ」と定めた。蓋し其の趣旨は守札畫像の類は崇高なる信仰心の標的であるが故に其の神佛の尊嚴を維持し營利行爲の對象となさしむるを防禦すると共に之を祭神とし本尊とする神社寺院を保護するが爲めに、一般に守札畫像の著作印行を禁止したものであらう、而して之に違反せる出版物に對して國家權力を以て任意破棄せしめ又は之を留置して出版の効果無からしむる等の行政處分は法令の範圍内に於ける當然の作用である。(註十)

(註一) 大正八年十月大審院判例第一七三七號 一、出版法ニ所謂文書圖畫ノ印刷ハ機械ヲ以テスルト化學的作用ニ依ルト將タ其他ノ方法ヲ以テスルトハ問フ所ニ非スト雖モ筆墨若クハ之ニ類似スル物ヲ以テスル文書圖畫ハ之ヲ印刷ナリト解スヘキモノニ非ス。

一、炭酸紙ヲ白紙ノ間ニ挟ミ骨筆ノ運用ニ依リ文書圖畫ヲ複製スルハ手寫ノ範圍ニ屬スルモノナレハ此ノ方法ニ依リテ縱令同時ニ二通以上ノ文書圖畫ヲ複製シ得ルモノトスルモ之ヲ以テ出版法ニ所謂印刷ト云フヲ得サルモノトス。

(註二) 刑法第一七五條に規定する複製の文書圖畫の販賣の意義に關し泉二博士(日本刑法論七七六頁)大場博士(刑法各論下

卷四六九頁)は此の趣旨なりと認めらるゝも牧野博士は販賣を以て有價名義の譲渡と解せらるゝが故に(刑法講義一二二頁)特定人に對する單一の譲渡をも販賣とせざるを得ないものと思ふ。

(註三) 從來多數の學説は頒布を以て單に公衆即ち不特定人に對してのみ存するものと解して居るが出版法規の目的から言へば一般に或思想を表徴する爲めの文書圖畫であるならば其の出版の取締を要することは不特定と特定とは問題でない(同説織田博士行政法講義二九頁、市村博士行政法原理八五二頁、異説大正五年九月大審院判例一四四九號)頒布トハ不定多衆ニ對シ出版物ヲ配付スル行爲ヲ指稱ス。

(註四) 織田博士の所説に依れば出版法第九條に列擧せる書簡通信報告等の類は「國法の除外する所に係る」が故に出版物に非ずとするは(行政法講義三〇頁)吾人の其の意を解するに苦しむ所である。第九條は單に此の種のものの手續若ば形式上に關する除外規定であつて手續に關する除外規定あるの故を以て列擧の文書圖畫が所謂出版物に非すと云ふことは絶對に論理の歸趨ではない。若し夫れ法の除外に依つて出版物にあらずとするならば、法は自ら除外したる出版物に非らざるものに對し同條但書に依つて再び適用を及ぼす如き矛盾と非理を繰り返へす結果に陥るであらう。

(註五) 試みに引札の語義について邦語の辭典を見るに大日本國語辭典には「商品を賣り弘むる爲に諸方に引き配る廣告の札と註解し、こぼのいづみに於ては、紙に貨物の名及其の價などをしたるもの商家の賣り弘めなどに諸方に配付す」とし共に商業上の廣告札の意に解して居る。

(註六) 但し若し現に發行する他の新聞の發行人が其の題號に付て商標の登録を爲せる場合は自ら別問題となる。然し題號に付て著作權の發生を想像するは稍困難であらう。

(註七) 我郵便法第十八條は第三種郵便物を以て毎月一回刊行する定期刊行物に限り、且つ記載事項の性質終期を豫定すべからざること、書籍の性質を有せざること、汎く公衆に發賣すること等を要件とした。

(註八) 時事に關する事項の評論若は報導等は文書に依ると繪畫寫眞に依るとを問はない。繪畫又は寫眞に依つて社會上の出來事を報するものにして新聞紙の他の要件を具ふるものは勿論有保證新聞紙と爲すべきである。

(註九) 試に大正十年十二月末日現在に於ける新聞紙雜誌數を示せば出版法に依る雜誌一、八四四種、新聞紙法に依る新聞紙にして有保證のもの(時事掲載)三、〇五六種、無保證のもの、九二四種なり(内務省調査)

(註十) 日本法政新誌一九卷六號、石原學士「守札神佛畫像出版の取締法」參照。

第四章 出版手續

第一節 出版法に依る出版物の出版手續

曩に述べたる如く我國法は出版物に付て檢閲許可主義を採らない故に文書圖畫の出版は何人と雖も、出版届と納本を爲せば即ち足るのである。但し出版届と納本とは到達すべき日數を除き發行の日より三日前に内務大臣に届出つることを要する。(法第三條) 即ち納本の期間に付ては到達主義を明にし新聞紙法に依る發行届と異りて地方廳を経由せずして直接内務大臣に届出つるものとする。(註一) 新聞紙法に依る新聞紙の納本は發行と同時に之を以て足れりとするに拘らず出版法に依る出版には三日前の期間を設けたのは兩種出版物の性質より胚胎する相異なることは明かである。即ち新聞紙は日々の社會上の出來事を報導評論するを生命とするものなれば發行の一

納本

定期間前に納本せしむることは本質上不可能に屬するを以てである。而して普通出版物に三日の期間を設けて納本せしむるは、内務大臣に行政處分の權限を認めたる以上其の權限の行使に徹底を期せんがためなることは言を俟たぬ。

出版届に付ては法は「著作者又ハ其相續者及發行者連印ニテ之レヲ差出スヘシ」(出版法第五條)と定めた。著作者とは何ぞ。現行出版物法は著作者に付て何等規定する所がない。著作者とは文書を著述し又は圖畫を作成する者を一般に謂ふか、又は文書圖畫の作成と關係する所なく所謂著作者の義なるやは稍疑なき能はざる所である。一説に曰く「出版物取締法規の本來の目的よりするならば、著作者と稱するか如き財産權の所有者を取締の對象とする必要がない其取締を要する文書若は圖畫を作成したる者即ち著作者を捉ふべきである。多くの場合或は著作者と著作者と一致すべきを以て不都合なからんも著作者は之を讓渡し得べきを以て之が讓渡ありたる場合讓受人の責任を問ひ而して取締を要する文書圖畫の作成者を逸して顧みざるが如きは出版取締法規の本來の趣旨と背反するに非ざるなきか、例へば出版法第二六條第二七條は出版物の内容が朝憲を紊亂し若は風俗を壞亂したるものなるは發行者と相駢んで著作者を處罰すべき旨規定したるが此の場合著作者が著作者に非ずして著作權讓受人なるときに於て之を處罰するか如き

出版届

は條理の命する所ではない其の出版物の源由を爲せる作成者を罰するのが法の精神である」と。
 又一説に曰く「茲に謂ふ所の著作者は著作権者の義である。何となれば著作権の所有者にして初めて正當なる出版物の出版を爲し得るものなるか故に出版に付て最も直接の責任者たるものは著作権者と發行者である。凡そ人が如何なる事を腦裡に畫くも單に思考の範圍に屬するが故に完全に自由であるが如く如何なる事項をも單に文書に表象する範圍に於ては自由であるべきである。唯之を公序良俗と最も密接なる交渉を有する手段方法に付したる時に於て初めて取締の對象となるべきものなるが故に之を頒布の方法に置きたる直接の責任者を取締の對象とする事が條理の要求する所であらう。又之を文理解釋に求むるも此の精神は明瞭である。即ち法第五條第二項に「版權ハ保護ナキ文書圖書ヲ出版スル時若クハ著作人又ハ其ノ相續者ヲ知ルヘカラサルトキハ其由ヲ記シ發行者ヨリ差出スヘシ」と爲したるは版權の保護なき文書圖書と相並びて著作権者の不明なる文書圖書の出版を豫想したる規定である。法は著作者を著作権者の義に採るか故に「版權の保護なき」文書圖書の出版と相共に規定した事は明かである。若し本法の著作者を文書圖書の作成者と解するならば著作権を有する作成者が連印を拒絶したる場合は出版不可能に終る事あるべき不合理を生ずべきを以て出版法としては此の如き場合又は著作人の死亡、不明其他連印し能はざる

場合を豫想して何等か規定を設くべきが當然である。然るに此の事なくして單に版權の保護なき場合又は著作人の不明なる場合のみを規定したるは、法が明かに著作人を以て著作権者と解したる證左である」と。

吾人は立法論としては第一説を採りたい。出版物取締法の目的としては著作権者の何人なるかを知り又は之に著作上の責任を負はしむるよりは何人が其の文書圖書の作成者なりやを知り且之に責任を負担せしめる方がより多く理論の存する所だと思ふ。即ち出版法規の目的から言へば權利の何人に屬するや又は發行者が著作権者と合意の上出版したるものなるや否やは關知する必要がないと同時に其の著作物にして取締を要する場合に於ては著作物の作成者を對象とすべきである。然し乍ら現行出版法の解釋として第一説を採ることは文理解釋上其の失當なるを思ふのである。文理解釋としての第二説は所説の通りと信ずる。法は立法當時に於て著作物の作成者と著作権者は多くの場合一致するものとし著作人即ち著作権者と解釋したるものと思ふ、出版法と同時に發布された版權法は版權條例を踏襲し版權條例に於て初めて著作権に關する規定が出版法規より分離したことは沿革に於て述べた通りである。而して版權條例並に版權法に於ては共に版權の讓渡を別に認めたるに拘らず「版權ハ著作人ニ屬シ著作人死亡後ニ在テハ其ノ相續者ニ屬ス

ルモノト云々」の原則規定を設けた。出版法に所謂著作者又は其の相續者なる語は之を同時に發布せられた版權法に用ふる所のそれと同義に解することは一應の理由ある所と思ふ。殊に第五條第二項に「版權ノ保護ナキ文書圖書ヲ出版スルトキ」云々の規定と對比するときは更に本法が著作權を豫期したることの明瞭なるを信せんとするのである。然し乍ら出版法は飽く迄も警察法規であるが故に權利者の何人なるかは版權法乃至著作權法の定むる所である。然るに出版法第十二條乃至第十五條の規定を以て出版法が著作權者の何人たるかを定めたる規定と爲すが如き解釋を採るは非常なる誤謬と謂はねばならぬ。(市村博士行政法原理第八五九頁) 右の條文に付ては出版物法上の責任者の項に於て述ぶる所であるが要するに法が「演說若ハ講義ノ筆記ハ演說者若ハ講義者ヲ以テ著作者」とし「翻譯ハ翻譯者ヲ以テ著作者」と看做したるが如きは何れも出版上の責任者を定めたる主旨であつて決して權利關係を定めたるものではない。右の如き權利關係は版權法第七條以下に規定したる所で、出版法は著作權者を對象としたるが故に版權法の規定と其の步調を一にしたるに止まるのである。然し前述の如く取締の目的の上から單に出版法上著作者と爲したるに過ぎないので直ちに著作權者を定めたるものと爲すが如きは謬れることの亦甚しいものと謂はねばならぬ。

以上縷述したる如く出版届は著作者發行者の連印を必要とするを原則とするが法は例外を認め(一)非賣品に在りては著作者若は發行者の何れか一人の届出を以て足り(二)版權の保護なき文書圖書の出版又は著作者若は其の相續者の何人なるやを知るべからざる場合に於ては其の事由を發行届に記し發行者のみにて届出づる事を得るものとした。第一の場合には非賣品なるを以て頒布の範圍一般に亘らす従つて連印の必要なきものと法は見たるものならんも、今日の社會状態に於ては蓋し妥當なる規定ではない。非賣品なるの故を以て除外する理由は今日毫も存在しないと信ずる。第二の場合には要するに有益なる文書圖書を單に著作權者の連印を爲し得ざるの理由を以て埋没せしむるは策の得たるものに非らざるが故に此の規定を必要としたのである。又學校會社其他團體が其の著作名義を以て出版する文書圖書に在つては責任者を明定せしむる要あるを以て法は其の代表者を以て著作者と看做す(第一五條)と同時に發行届に於ても其の代表者の連印を必要とした。(第五條第三項)冊號を逐うて順次出版する場合は勿論其の各號毎に出版行爲あるものなるが故に其の都度出版届と納本とを必要とするも雜誌は其の本質上煩に堪へず且つ其の必要もないが故に内務大臣の許可を得て次回より出版届を省畧することが出来る。(第十條)但し法に「其ノ手續ヲ省畧スルコトヲ得」と規定したるは稍々明瞭を缺き納本をも省畧し得るが如き觀な

官廳出版
物

き能はざるも精神は單に出版届を必要とせざる主旨に止まるものと解するが至當である。然し一と度び正規の手續に依つて出版したる出版物の再版は第一版と内容に於て異同なき限り出版届並に納本を必要としない。但し其の内容にして改訂増補したる場合は再び原則の規定に立ち歸るべきは論を俟たない。問題は出版法に依る雜誌を合本して一冊の書と爲したる場合である。此の種のものとは雖も形式上新に一の出版物を形成したるのみならず新なる出版行爲の存在するものなるが故に正規の届出を必要とするものと解する。官廳より出版する文書圖畫に付ては法は其の納本の義務を認めただけれど期間の制限を爲さず單に發行前に内務省に送付するを以て足れりとした。此の種のものとは取締の目的と言はんより寧ろ國家の文書圖畫を聚集する精神に出たものである。(法第四條)法は尙書簡、通信、報告、社則、塾則、引札、諸藝の番附、諸種の用紙、證書の類及寫眞は何れも多くは取締上輕易のものなるが故に出版届納本を必要とせざる旨規定した(第九條)のは當を得て居る。此の種のものとは意義に付ては前述した所である。

終りに納本の規定に付て法第三條は「製本二部ヲ添へ云々」と規定したるが製本とは要するに製作の完成したる文書圖畫の意義であつて公衆に頒布するものと表紙其他に於て異りたるものを納付するは正規の届出と言ふを得ない。彼の所謂假綴のまゝ、納本するが如きは嚴格なる意味に於

て違法なるを免れない。而して製本と稱するも其の文書圖畫が一葉なると數葉を編綴したる所謂書籍なるとは毫も問ふ所ではないことは言を要せぬ。(同說大正四年十一月六日大審院判例)

第二節 新聞紙法に依る出版物の發行手續

新聞紙の發行に付ても現行法は許可主義を採らないが故に單に届出を以て足りるのである。

第一項 發行 届

發行人は發行せんとする新聞紙の第一回發行の日より起算し十日以前に管轄地方官廳を經由して内務大臣に届出づることを要し尙其の届出は新聞紙發行事業の事業主たる持主(若し未成年者たる場合は其の法定代理人)と連署することを條件とした。而して届出書面に記載すべき事項は一、題號、二、掲載事項の種類(例へば政治、經濟、財政、教育と云ふが如き)三、時事に關する事項の掲載の有無、四、發行の時期、若し時期を定めざる時は其旨、五、第一回發行の年月日、六、發行所及印刷所、七、持主の氏名若し法人なるときは其の名稱及代表者の氏名、八、發行人、編輯人及印刷人の氏名年齢但し編輯人二人以上あるときは其の主として編輯事務を擔當する者の氏名年齢である。(新聞紙法第四條)題號及掲載事項の種類を要したるは専ら取締の必要に出で、時事に關す

届出事項

る事項を掲載するや否やを記せしむるは保證金制度の爲めなること論なく又發行が定期なるや不定期なるや又其の定期なるものは月の何日に發行するものなりやを記せしむるは新聞紙の發刊の起算を明にせんが爲めである。故に定期のものは(日刊を除く)單に月刊若くは週刊とするを以て足れりとすべきではない。必ず月の發行時日を明記するを要する。第六號に所謂發行所及印刷所とせるは稍々明瞭を缺く疑があるが法の精神は單に發行所等の名稱を要求せるに非ずして發行所及印刷所の所在場所を求むるのである。發行所の所在場所は保證金額に影響を有し又印刷所の所在場所は第三條の禁制と關連し共に届出でしむるを要するのである。持主に對し何等の責任を規定しない現行法の下に於て第七號に其の氏名を掲記せしむるは單に取締の參考に過ぎないと解する外は理由を發見するに苦しむのである。若し夫れ第八號の發行人、編輯人印刷人に至りては出版行爲に關する重大なる責任者なるを以て其の氏名、年齢を届出でしむるは固より其の然る所と言はねばならぬ。唯新聞事業の實際として所謂編輯人は往々數人存在することあるを以て法は斯る場合には主たる編輯人の届出を以て足れりとして居る。

右届出事項は或は變更することを免れない。之に關して法は大體其の變更の届出は原則として事前主義を採りたるも其の變更が豫知し得ざる等の場合あるべきを豫見し第一號乃至第三號の如

届出事項
の變更

き性質上當然事前に爲し得べきものを除き其の變更後に於て届出づることを得べき旨規定した。此等の變更は何れも發行届と同じく管轄地方官廳を経由することを要するは勿論である。尙詳細は條文の規定に譲りたい。(第四條乃至第六條)

第二項 納本の義務

出版警察の目的から言ふならば發行前に納本せしむるを便宜とするかも知れぬけれど法は主として新聞紙自體の性質から之を不可能として發行と同時に遲滞なく納本せしむるものとした。然し乍ら現行新聞紙法には通俗所謂雜誌と稱すものを包含し、而かも此の雜誌は本質上ニユースの報導を生命とせる所謂日刊の新聞紙と區別せらるべきであつて之を例へば發行の二日前に納本せしむるも何等不可能の事由を見出すことは出来ない。之れは現行新聞紙法が雜誌と新聞紙とを區別して規定せざる缺陷に胚胎する。出版物に對する行政處分の當否は姑く之を措き苟くも法に之を認めた以上は法に權威あらしめねばならぬことは言ふを俟たぬ。然るに雜誌類に在つても發行と同時に納本するを以て足るが故に其の處分に徹底を期し得ざるは想像に餘る所である。

新聞紙法に於ては其の納本に付て單に内務省に二部納本せしむるに止まらず管轄地方官廳、地

方裁判所若は區裁判所の検事局にも各一部宛之を爲すを要するは全く取締の目的に出てたものなることは明かである(法第一一條)(註二)

第三項 保證金の納付

等しく新聞紙法に依る新聞紙に在りても其の時事に關する事項を掲載するものは納本届出の外更に管轄地方官廳に保證金を納付するを要する。(法第二一條)法は納付の期限を直接に示さないけれど元來保證金の納付は届出義務の一部であるが故に届出と同時に即ち第一回發行の日より十日以前に之を爲すべきは規定の主旨より見て明かである。又何人が納付すべきものなるかも法文上稍明瞭を缺くが現行法は發行人の義務としたること亦十分に推定し得られる。立法論から言へば斯の如き經濟上の責任は新聞事業の持主に負擔せしむるが穩當でなからうか。

其の納付すべき金額は發行所の所在場所及發行の度數に依つて異なる。(一)(A)東京市大阪市及其の市外三里以内の地に於ては二千圓。(B)其の他の都市は人口七萬以上の市又は區及其の市又は區外一里以内の地に於ては千圓。(C)其の他の地方に於ては五百圓とし(二)若し當該新聞紙が月三回以下發行するものならば各々其の半額とする。但し保證金は現金なるを要せず命令の定

保證金額

むる種類の有價證券を以て之に充つることを得る。(註三)

保證金に對する權利義務は納付義務者たる發行人に屬するが故に其の變更ありたる場合は後任發行人之を承繼するも(法第一三條)凡て其の還付の請求又は其の債權の讓渡は新聞紙が自動的に其の發行を廢止したるに非らざれば之を爲すを得ない。然し國稅徵收法及之を準用する法令の適用又は名譽毀損罪に依る損害賠償の判決の執行は保證金の充當を妨げない。(第一四條)又檢事は發行人又は編輯人が其の新聞紙に關して言渡されたる罰金又は刑事訴訟費用を言渡確定の日より起算し十日以内に完納せざるときは其の保證金の全部又は一部を以て之に充當するを得る。(第一五條)以上の理由に由り規定の保證金に關額を生ずるに至りたるときは、其の關額を填補するに非ずんば其の新聞紙を發行するを得ないのは保證金を設けた精神より當然である。(第一六條)

右は保證金に關し新聞紙法に規定する所のものであるが更に保證金制度自體に就て考察をした。抑も新聞紙發行に付て此の保證金(Cautioment)制度は重大なる言論自由の制限であること論を俟たない。其の發行に付て相當なる資金を要するが上に更に保證金の納付を必要とするが爲茲に言論の自由は大に掣肘を受ける事となる。而して之を設けた主旨を窺ふならば「元來新聞紙は社會の公器なるが故に其の一舉手一投足は國家社會の政治經濟風教乃至國民思想上絶大なる波

還付の請求及債權の讓渡

保證金制度の考察

紋を起し其の影響するところ甚だ深刻である。言論の自由は大に尊重すべしと雖も一方公益の侵害に付ても國家は相當考慮を須る其の自由に或種の制限を設くるは當然の任務であらねばならぬ。保證金制度は此の制限の一方法であつて、殊に我國の如き文化の程度に在つて何等の條件なくかゝる有力にして公益上重大なる關係を有する新聞紙の發行を許可するに於ては其の弊の生ずる所其の害の及ぶ所想像するに餘りある。保證金制度の精神は決して言論自由を妨げんとするものではない。要するに不良分子の發生と其の蠱毒する所を防がんとするに在るのであるから之が爲めに一國文化の進歩を阻害し向上の理想を啄むが如き憂はない、總て自由に絶對の自由なきが如く言論に於ても絶對の自由を認むるは社會の健全なる發達を冀ふ所以でない」と言ふに在る。又其の反對論者は「言論の自由は各國憲法の保障する所其の自由權の眞髓を爲す所である。勿論國家は同時に公益や個人の權利の保護を考へねばならぬから従つて或程度の制限は之を是認するも保證金と稱する財産上の標準に依つて徒に自由を束縛するは角を矯めんとして牛を殺すの類である。元來此の制限は恒産なくんば恒心なしの思想に生れたものであつて根本に於て重大なる誤謬を含み全く時代思想に盲なるものと言はねばならぬ。若し夫れ所謂不良分子の醸す害毒に至つては他に取締るべき幾多の方法が存在して居る。豈に保證金の存在に依つてはじめて全しと言ふ

を得やう。又之れを以て出版犯罪の罰金等に充當する意を含むと爲すに至つては全く立論の根據を爲さない。之を政策の上より見るも斯くの如く無産者階級に容易に發言の自由を與へず強て箝口せしめ爲めに勢ひの迸る所測り知るべからざらしむるが如きは國家百年の計を樹つる道ではない。要するに封建思想を汲んだ古代の遺物を以て今日の社會人心を律せんとするは實に文化の發展を阻害するのみならず重大なる自由權の侵害である」と論駁する。前者は實際に重きを置き後者は純理に立脚した論である。其の何れを採るべきかは自明の理であつて理想として言論は他くまで尊重すべきであり、獨り保證金制度のみならず出版物の行政處分の如きものも須らく撤廢すべきである。吾人に理想の追隨を許すならば國家は努めて各人の意思の發表に干與すへきではない。立憲政治が輿論を指南車とするものならば民をして依らしむべく知らしむべからざる主義は須らく排除し忌憚なき思想の發表を遮斷すべきではない。殊に第一説の如く不良分子の簇生は一種の杞憂に終るであらう。民心の向上は能く不良分子を陶冶して其の存在を許さぬであらう。殊に財産上の制限を以て言論の自由を左右せんとするが如きは理論上肯定さるべき根據は少しもない。理論として後説の正鵠妥當なるは言を俟たぬ。今日文明諸外國に於ては此の制限を認めて居る所はない。白耳義憲法第一八條は「記者編輯者又ハ印刷者ハ保證金ヲ要求セラルルコトナシ」と規定

し、佛國出版法も「保證金ヲ差出スコトナクシテ」定期刊行物を發行し得る旨明定し *sanstépot de continuation* 獨逸出版法には斯の如き規定なしと雖も第一條に「出版ノ自由ハ本法ノ規定ニ依ルノ外制限セラルルコトナシ」と大原則を示し、奥國は一八六二年の出版法規には保證金制度を認めたが一八九四年七月九日の法律に依り之を廢止した。此の大勢を見るならば何人も思ひ半ばに過ぎるものがあるであらう。(註四)

第三節 新聞紙雜誌の失效

新聞紙は出版犯罪に依り裁判所の判決を以て其の發行を禁止せられ其の存在を失ふ外或一定の期間其の發行を休止したるときは法の規定に依り當然消滅する。(法第七條)即ち(一)届出を爲したる發行時期又は發行休止の日より起算して百日間發行せざる場合、(二)其の新聞紙が三回發行の期間を通して百日超ゆるものなるときは其の三回發行の期間發行せざる場合に於て廢刊と看做され失效する。茲に「發行休止ノ日ヨリ：發行セサルト云々」と規定せるは新聞紙か自發的に其の發行を爲さざりし場合のみを意味するや又は法第二二條に依り虚偽の届出又は保證金の未納若は缺額ありたる場合に地方官廳より命せらるゝ發行の差止ありたるが爲め強制的に發行を爲し得

さらしめられたる場合をも包含するやは稍疑問あるも吾人は後説を採る。何となれば新聞紙にして長期に亘りて漸く發行するものの如きは其本質に反し且つ此の種のもは往々公器たる勢力を擁して社會に害毒を及ぼす虞あると同時に一方に於ては假令此の虞れなきものと雖も元來新聞紙に連關せる諸種の權利關係を長期に亘り不安定ならしむるは不合理なるを以て茲に法は其の失效の規定を設けたる者なれば其の發行の休止が自發的なるとは他發的なるとは問ふ所ではないと信ずる。唯失效の起算點につき本條の規定は時期を定むる新聞紙に在りては明瞭なるも一定の期間内に時期を定めずして發行する者に付ては尠からず曖昧たるを免れない。例へば毎日發行又は毎月一日發行のものは發行休止の日又は其の發行の時期より起算して百日間を経過するときは廢刊と看做すべきも時期を定めず毎週一回又は毎月一回發行のものは期間又は發行休止の起算點を知るに由ない。故に實際に於ては此の種のもは發行届に其の期間の起點を曆日を以て定めしむるの外はない。(前掲新聞紙取扱心得第二條)又同じく時期を定めざるものにして一期間二回以上發行のものは休止期間が百日を超ゆるや否やを如何にして計算するかについて同上心得は「一期間二回發行のものは二期間を通して計算し三回發行のものは一期間のみを計算し四回以上發行のものは其の期間全部を通して計算するものと定め(同上第三條)三回發行の期間を通し百日以下の新

聞紙にして不定期のものは期間の末日を以て所謂發行時期と看做し起算點とした。(同上第四條)
 尙本條は法定の期間内に唯一回發行するも可なるを以て例へば毎月一日發行のものは百日を超えざる程度に於て一回宛發行すれば永久に其の生命を存続せしめ得る缺陷があつて本條の趣旨を徹底せしむることが出来ない、故に一方休止の期間に制限を設けること同時に其の發行度数に付ても最小限度を設け其の以下に下るものは同しく失効せしむるに非ずんば完きを期し得ないであらう。

出版法に依る雑誌は十二月間一回も發行せざるときは失効するものとし(出版法第十條第二項)又其の記事の内容が同法第二條但書の範圍を超ゆる場合は内務大臣に依り其の發行を差止められ且つ此の場合は一年を経過するに非ざれば此の法律に依り再び發行するを許さない(出版法第三四條)新聞紙が自發的に其の發行を廢止する場合に如何なる手續を必要とするかに付て法には何等の規定をも發見するを得ない。警察の目的から見ても既に發行に當りて嚴重な手續を必要とした以上は、其の廢刊に當つても之が届出手續を必要とするのは論ずるに及ばない。殊に有保證新聞紙に在りては廢刊と共に保證金還附の權利關係につき屢々問題が生ずる。それにも拘らず法に何等の規定がないと云ふことは明に欠缺と言はねばならぬ。理論から見ると如此廢刊に付ては何

雜誌の失
效

廢刊と届
出

等の形式的手續を必要としないと言ふ解釋が生じ得るのは已むを得ないけれど、實際の行政取扱の上からは、發行届と同じく一定の廢刊届を必要とすることは、能く立法の精神に合致し實際上警察の目的を達する所以であらうと思はれる。

果して然らば如何なる形式の届出を必要とすべきか。吾人は法第四條の規定から其の精神を斟酌したい。即ち發行行爲に就て總括的に責任を有する發行人が其の發行廢止に付ても届出義務を有するものと見るのが穩當であると思ふ。而して新聞紙の創立に當つて、其の届出に新聞紙經營の事業主たる持主(又は其の法定代理人)の連署を必要とする如く、新聞紙の廢滅に當つても其の連署を要するものと爲すのが條理に合する所であると思ふ。

(註一) 出版物の取締に付ての行政處分の權限は内務大臣に專屬する所であつて地方長官に委任されて居らぬ。新聞紙法に依るものが其の届出に地方廳を經由し其の納本も亦管轄地方廳になすを要するは畢竟するに行政官廳内部の實際取締上の便宜に基くに外ならぬ。出版物取締に付て地方官廳は單に其の執行機關に止まる。

(註二) 出版物の納本制度は其の出版法に依るものなるを新聞紙法に依るものなるを問はず單に取締の爲めのみと見るは十分でない。此の外國家の一所に國內に於て出版せられたる文書圖畫を聚集せんとする文化的目的を有することに着眼することを要する。佛國出版法は規定に此の趣旨を明にし「國家ノ用ニ供スル爲メ」(第三條) *destinés aux nationaux* として英國は著作權法に於て博物館及大學に納本すべき規定を設け(前掲英國出版法規參照)て此の精神を明にし其の他納本制度は出版の自由を認むる國に於ても等しく認むる所である。我國明治二年の出版條例は「刻成ルノ後五部ヲ學校ニ納ムベシ此レ

各所ノ書庫ニ項ツ爲メナリ」と説明的規定を設け納本の目的を示した。

(註三) 市又は區の人口は内閣統計局より公にせられたる日本帝國人口靜態統計表に依る(明治四十二年五月内務大臣訓令新聞紙法取扱心得第五條)

有價證券の種類を定むる内務省令は數度の改正を爲したるが現行のものは大正十年二月三日省令第五號であつて同年四月一日より施行せられた。是れに依れば新聞紙法第十二條第三項に依る有價證券は國債證券に限定し從來の勸業債券、日本興業銀行債券は之を除外するに至つた。従つて現今に於ては現金が然らずんば國債證券に限られる。

(註四) 各國に於て所謂檢閲制度 censorship や保證金制度は十七世紀又は十九世紀初頭の頃歴見する所であつたが英國は早く既にウイリアム三世の議會に於て檢閲制度を廢し獨逸は一八四八年に至て之を撤廢し出版の自由を確立し佛國はフランシス一世の頃檢閲制度を設け革命まで繼續し一七九一年の憲法第十一條に於て「思想及意見ノ發表ノ自由ハ人ノ最も尊重スヘキ權利ノ一ナリ」と規定し出版自由の原則を明にしたが尙一八一〇年には保證金制度を創設し以後國內の動亂と共に自由權の保障に陰影が投ぜられて居つたが共和國政府の成立と共に完全なる自由が確定された其の他スペイン(一八一二年)白耳義(一八三一年)希臘(一八四四年)瑞西(一八四八年)何れも檢閲制度を廢止し出版の自由を認めた。

反之印度に於ては地方語を以てする新聞紙に對し保證金の納入及從順の誓約を課し(一八七八年)革命前の露西亞帝國に在りては極端なる壓迫を以て之に蓋し許可主義、檢閲主義を採り土耳其は一九〇八年の革命迄嚴重なる檢閲制度を施行した。

第三章 出版物の形式的要件

第一節 新聞紙

新聞紙雜誌の發行には一定の届出を必要とする外新聞紙雜誌其れ自體に於ても各號毎に一定の

形式を具備することを要する。新聞紙法第十條に「新聞紙ニハ發行人編輯人印刷人ノ氏名及發行所ヲ掲載スヘシ」と規定したのは即ち是れである。但し發行人編輯人印刷人の氏名とは單に此の種の責任者の氏名のみを掲載するを以て足れりとするに非ずして、此等の各資格を表はすべき文字と而して其の氏名とを併せ掲記することを要求する法意なることは説明を要しない。(大正七年大審院判例) 同時に、發行所は單に其の發行所の名稱のみを以て足るに非ず其の發行所の所在場所を法が要求するものなること亦自明の理である。

曩きに述べたる如く我國法は新聞紙及所謂雜誌の區別を認めないが故に新聞紙又は雜誌たることを表示すべき名稱を記載せしむるも法律上は何等の實益もないが故に法は之を要件としない。且つ我國語の用例に於て其の問題より新聞紙なるか雜誌の性質を有するものなるか頗る甄別に苦しむを常とする。而して僻郷の地に於て屢々悪用さるるは新聞紙である。故に立法政策から言ふならば所謂新聞紙と雜誌とは明に之を表示すべき文字を掲記せしむるの可なるを信するものである。又現行法の下に於ても保證金を納付するものと、否らざるものとあり前者は時事に關する事項を掲載し後者は之を掲載せざるものなるが故に、取締の目的から言ふならば尠くも有保證と無保證の新聞紙の區別を各號に記載せしむるを妥當と信する。又現行規定に依れば一方に印刷所の

設置場所に就て制限を設くるに拘らず(法第三條)新聞紙には其の所在場所の掲記を要件としないのは缺陷である。且つ發行の年月日に付ても何等言及する所がないが故に事實上發行と同時に納本したる以上は其の新聞紙に發行の年月日を掲記しなくとも追求することを得ない。唯事實上如斯場合の發生は想像し得ないかも知れぬが立法上は明に重大なる缺點と言はねばならぬ。更に又現行法は發行の届出に其の持主の氏名を要求して居るに拘らず刊行物には之を掲記の要件としなけれども新聞紙てふ偉力ある設備を經營する事業主は單に財産上其の責任を負擔するに止まらずして全體の事業に統括的の責任觀念を負擔せしむべき者なるが故に刑事責任の負擔は姑く之を措くも尠くも刊行物に其の氏名を明にして責任觀念の缺如を防ぐのも實用な方法でなからうか。

第二節 普通出版物

更に出版法を顧みるに出版法に依る文書圖書には(一)發行者の氏名住所及發行の年月日、(二)印刷者の氏名住所及印刷の年月日とを其の末尾に記載することを要する。但し住所と相異なるときは印刷所の所在場所をも併記し又印刷所が數人の共有に係るときは營業上其の印刷所を代表する者を以て印刷者とし若し印刷所が營業上慣用の名稱ある場合は其の名稱をも掲記すべきものと

所定事項

規定した。(法第七條第八條)其の記載すべき場所に付ては法は單に「末尾」と大體の範圍を定たに過ぎないが故に之は嚴格に解釋する必要はないと信ずる。唯法に「印刷の年月日」を要求したるは其の意を解するに苦しむ所である。發行の年月日は納本其他取締の目的上其の必要存する者と認め得べきも印刷の年月日に關しては他に何等關聯する所がない。舊出版法規たる出版條例(明治二〇年勅令第七六號)の第七條は凡て文書圖書を印刷する者は其發行と否とを問はず印刷の年月日を記載し其の發行に係るものは更に發行の年月日を併記すべき旨規定した。其の發行せざるものに對して出版法規を及ぼさんとしたるが如きは今日の法規觀念の許さざる所であるが現行法に於て印刷の年月日を要件とした事は此の規定に端を發する沿革的理由に基く者ではあるまいか、取締の目的から見らば之を形式的要件とするには餘りに其の理由の薄弱なるを思ふのである。反之現行法は或場合に於て著作者の責任を問ふべきものと爲したるに拘らず著作者の氏名を出版物に記載するを要件としないのは明に矛盾である。一方に責任を定めた以上は其の所在を明にする爲め其の氏名住所等を出版物に記載する事を強制しないならば取締の徹底を期し得ないことは明白である。思ふに版權法乃至著作権法の規定の結果著作者は別段の強制的規定を俟たずして之を掲記すべく又著作者が何人なるやは發行者印刷者等の方面より之を探知すること容易なるべき

を以て法は之を規定せざりしものならむ乎。然れども法理上は素より、立法の形式論としても、著作家の氏名を要求せざりしは缺陷と認めなければならぬ。

抑も法が新聞紙及出版物に形式的要件を必要としたのは、一方に於て法が發行者印刷者著作家の責任を定めたるが故に其の責任の所在を明かにする爲め及び利害關係者が此等の者に對して權利を行使する爲めの必要に基いたものである。佛國出版法は定期刊行物には必ず管理人 *Gérant* の氏名を印刷せしめ、其の他印刷物は總べて印刷者の氏名及住所を掲記することを要件とし（同國出版法第二第十一條）獨逸出版法規は總べて出版物には印刷者の氏名住所の掲記を必要とし且つ其の出版物にして販賣の目的を有するときは出版者の住所、氏名を記載するものとし出版書肆に依頼することなくして自身發行するものときは著作者又は出版者の住所氏名を擇一的に記載すべきものとし（同國出版法第六條）定期刊行物は右の外、責任擔當者たる編輯人 *Redakteur* の住所氏名を必要とした。（同第七條）白耳義刑法第二九五條は故意に發行人又は印刷人の氏名若は住所を記載せずして印刷物の類を發行又は頒布したる者を處罰すべき旨規定し、伊太利出版法は各印刷物に印刷の場所及年月日、印刷者の氏名を記載するを要件としたるが、編輯者或は著作者の氏名は義務的の要件ではない（同國出版法第二條）此の種の規定は何れも前述の精神に基いて必要を

認められたものである。

第四章 出版物に關する責任者

第一節 概論

責任者

凡そ文書圖書を作成し之を印刷其の他の方法に依つて複製して公衆に發賣頒布すること即ち文書圖書を出版する迄に之が直接關係者として、其の文書圖書の著作者、複製を擔當する印刷者、發賣頒布を擔當する出版者若は發行者が介在して居り、更に新聞紙に在りては掲載記事の整理を擔當する所謂編輯者を有し又新聞紙と稱する一の設備として之が事業の經營者たる所謂持主の存するのを見るのである。

出版違犯に付て何人が責任を負擔すべきか。今出版違犯を一般學者の分類に従つて出版警察違犯 *Presspolizeidelikte* 出版犯罪 *Pressdelikte* に分ち之を考ふるならば、（一）出版警察違犯即ち届出、納本、出版掲記事項等に關する違犯は直接、出版行爲其れ自體に關するものであつて、其の出版物の内容に依る犯罪でないが故に理論上内容に干與する著作者編輯者は犯罪の成立に關係のないことは明かである。換言すれば主として發行者は出版の手續上に關する此の種の違犯行爲の

客體は發行行爲に關する直接の擔當者たる發行者であらねばならぬ。反之正誤書、辯駁書の掲載義務違反の如きは發行者の外更に記事の編輯に付て責任を有する編輯者も亦當然之に關する負擔を分つべきものと見るが穩當であらう。(二)出版犯罪即ち出版物の内容に依る罪は其の出版物に掲載したる事項自身が犯罪を構成し或は安寧秩序を紊亂し或は風俗を壞亂するものなるが故に此の種の犯罪の成立に付ては更に複雑な關係を想像し得る。第一に發行者は犯罪を構成したる當該出版物を發賣頒布の状態に置きたるものなるが故に、又編輯者は當該記事の掲載を爲したる者なるが故に何れも刑責に任すべきは明白であるが、尙當該記事の作成者たる著作者及之を複製したる印刷者も亦其の責を免るることは出來ない。

我出版法に於ては文書圖畫の内容に依る罪に於て特に重大なる公の法益の侵害として朝憲紊亂の虞ある文書圖畫の出版に付ては著作者、發行者、印刷者を處罰し、風俗壞亂の文書圖畫の出版其他掲載禁止違反は單に發行者及著作者を處罰するに止まつて印刷者を除外した。又新聞紙法に在りては或場合に於て記事の作成者たる著作者の責任を問はないで唯著作者が其の掲載事項に署名したる場合に於てのみ編輯人の責任に關する規定を準用するものとした。故に自己を表彰する文字を用ひざる場合に於ては常に其の責任を免るゝのである。故に出版法の場合と同じく、皇

室の尊嚴冒瀆、朝憲紊亂等の重大なる法益の侵害に付ては發行人、編輯人及印刷人を處罰し、安寧秩序の紊亂風俗の壞亂其他掲載禁止違反の場合は單に發行人編輯人を客體とした。出版違反に付ては後述する所であつて茲に述ふる所でないが、法は列舉したる者を各々實行正犯としたものであつて、従犯の關係は別個の問題である。

出版責任
と持主

終りに持主に付ては現行法は何等の責任を問はない。唯届出に其の氏名を要求し届出に發行人との連署義務を負はしめたに過ぎない。持主—即ち新聞事業の經營者たる事業主は或は單に事業經營の全體に關する責任者であつて直接其の新聞紙の發行に付て責任を負ふべきではないと言ふ見解を持する説なきに非ざるも、之を實際に付て見るに單に事業の經營自身に止まらずして、其の掲載事項若は發行行爲が事業主の意思に依つて左右せらるる事決して尠くない。而かも發行者編輯者等の背後に隠れて言論機關を願使するに至つては當然發行行爲の責任を分擔すべきであるまいか。現行法は單に持主の氏名の届出を必要としたるに止まり、全く之を表面に現はすを避け、出版物上の責任者を全然除外し去つたのは了解に苦しむ所である。又其の資格に付ても何等制限を加へざる故に帝國領土外に在る者と雖も資金を投して主義主張の宣傳を爲し帝國の治安を紊さんとすることも容易であり而かも之に一指をも觸れることは出來ぬ。是れ惟ふに或は新聞

事業を保護助長せんが爲めに政策の茲に出でたるにあらざるなきか。今溯つて之が沿革を尋ねるならば、明治十六年の新聞紙條例は明かに持主を表面に拉致して其の資格を制限し又保證金納入其の他經濟關係に付ては勿論當面の責任者とし且つ毎號各新聞紙に其の氏名を掲記せしめ、内容に依る犯罪に付ても共犯を以て之を論じ、渠れを責むるに假借する所なかつた。然るに現行新聞紙法の前身たる明治二十年の新聞紙條例に至つて忽然此の主義を放擲して、届出すら不必要とし全然持主を法規の外に逸去せしむるに至つた。而して現行法は略々此の精神を踏襲したのである。發行人編輯人を待つに何ぞ斯くの如く嚴に持主を遇すること焉ぞ此の如く寛なるや。昨の保護は今日の失當を來しては居らないならば幸ひである。吾人は理論上事業主に付ては届出の外尠くとも保證金納入、損害賠償の義務負擔其の他經濟關係の責任者とし、又新聞紙の或種の重大なる内容に依る犯罪の客體たらしむると同時に一方に於て其の資格に關しても相當の制限を設くるの可なるを確信するものである。或は説を爲して持主は單に事業經營者に過ぎざるを以て之に責任を課するは酷に失すと言ふ。然し姑く理論を離れて見るも法は既に單に複製を擔當する印刷人に對しても重大なる責任を課し而かも印刷人は殆ど全部複製の事業を經營する單純な營業者である。而して尙且つ其の自ら印刷したる文書の内容に依り或る場合に於ては刑責を負はねはなら

ぬ。其の之に責任を課するの當否は別論として、既に如此印刷人の責任を問ひたる上は新聞紙發行の事業を經營する持主に對して一定の責任を負擔せしむるは權衡上より見るも妥當であると信する。吾人をして外國立法例の一斑を檢覈せしめよ。英國の新聞紙誹毀及登錄法（一八八一年）は持主 Proprietor の氏名、職業、事務所及住所を登録要件の一となし（第九條）且つ其の發行に關し責任を有し其の新聞紙に掲載したる事項に依る誹毀罪の被告となるべき旨規定した。（第一八條）紐育州一般營業法は新聞紙雜誌等の定期刊行物には必ず持主の住所姓名を掲記せしめ（同法第三三〇條）同州刑法は定期刊行物の持主は編輯人と相駢んで其の發行に係る刊行物に掲載せる事項に付て其の責に任すべきものとし（同法第一三四四條）佛國出版法は届出義務違反に對しても持主 Le propriétaire に對して責任を問ふ外、尙使用人の不法行爲に關し第三者の利益に於て言渡されたる金錢賠償の責に任せしむるを認むるであらう。（第四四條）吾人は持主を白日の下に立たしむることは單に取締上より云爲するの外新聞紙の内容を向上せしむる一助となるであらうと確信するのである。

出版物に關する責任者は何人を以てすべきかに關して以上縷述する所は我が國法に付て論じたのである。更に之を他の立法例に付て見るならば必ずしも一致を見ず各國法制區々に岐れて居

る。唯新聞紙雜誌の如き定期刊行物は一種の設備なるが故に之を統括して責任を負ふべき者を定むるは最も實際の要求に合致する所であるから、一定の統括者を定むるを常とする。獨逸出版法第七條は各定期刊行物には印刷者發行者等の氏名の外答責ある編輯者 *verantwortlichen Redakteurs* の住所氏名を掲記すべき旨規定し、而して此の編輯者は正誤の掲載、官公署より請求せられたる廣告掲載に付き義務を負担し(第一〇條第一一條)又出版の方法に依る犯罪行為に關しては原則として編輯者を以て犯罪人と爲し、特別の事情に依り犯罪人若は共犯者として處罰し得ざる場合は其の過失に依り一定の刑罰を科せらるゝものとする。(第二〇條第二一條 佛國出版法は定期刊行物には必ず管理人 *Gérant* を設けることを強制し(第六條)其の發行に當りては豫め其の氏名及住所を届出でしめ(第七條)且つ各部毎に其の氏名を掲記するを要し(第一一條)届出正誤の掲載、納本等に關し責任を有し(第七條乃至第九條、第一二條、第一三條)且つ當該定期刊行物の内容に依る罪の正犯として刑罰の第一順位の客體である。(第四二條)伊國出版法も略同様の精神を採り日刊新聞紙其他定期刊行物には必ず責任代表者を設置せしめ同時に之に主たる責任を負担せしめた。(第二六條第二七條)

我國法の主義は之と稍異り届出、納本其他手續に關する責務は發行人の負ふ所であるが、正

誤の掲載義務違反、記事制限違反は主として編輯人の責任とし唯重大なる記事の制限違反に付て發行人をも責任者とするに止まる。

其の他の責任者に付ては獨逸出版法は前述の如く内容に依る犯罪に關しては一般刑罰法規の定むる所に依り之を罰するものとするが故に何人が責任者なりやは個々の場合に付て判断しなければならぬ。反之佛國出版法は出版法を以て責任者の順位を定め出版の方法に依る重罪及輕罪の刑を科するものとした。即ち(一)職業若は名稱の如何を問はず管理人又は發行者(定期刊行物以外の刊行物に關す)(二)管理人發行者の欠缺 *leur défaut* せる場合は著作者 *auteurs* (三)著作者の欠缺せる場合は印刷者(四)印刷者の欠缺せる場合は賣捌人 *vendeurs* 頒布人 *distributeurs* 若は貼付人 *afficheurs* とし但し管理人又は發行者を起訴したる場合は著作者は共犯として訴追せらるゝものとする。(第四二條、第四三條)

要之出版法上の責任者に付ては各國其の見る所に依つて軌を一にしないが大體に於ては普通出版物は發行者、定期出版物は編輯者を以て重要なる答責者としたることに略一致して居り印刷者を處罰するは例外的の場合に屬するものと見ることが出来る。唯著作者は出版犯罪を刑罰法規に讓つた國は勿論然らざる場合でも之を以て編輯者に次く重要なる責任者と爲すに拘らず、我國の新

聞紙法は條件的に其の責任を問ふに過ぎない主義を採つたのは立法政策上非難さるべき所であつて吾人の與みせざる所である。

第二節 出版法に依る責任者

著作者

出版法は新聞紙法と異りて著作者發行者印刷者の定義を明定した。(イ)著作者とは「文書ヲ著述シ又ハ編纂シ若ハ圖畫ヲ作爲スル者」を謂ふ。蓋し茲に編纂とは二種以上の著作物を編纂して一部の書と爲す場合を豫想したるものなるが之は嚴格なる意味に於て著作者ではない、唯、法第十三條に依り著作者と看做されたる結果初めて著作者として擬制せられたるものなれば、定義として此に加ふるのは理論上失當であるまいか。要するに文書圖畫を作製したる者を稱するのであつて曩に述べたる如く著作権の存在とは没交渉である。權利關係は出版法の關知しない所であつて要は著作の責任者を定むるに在る。其の所謂著作者は著作権者なる否とは問ふ所ではないが故に定義の要素ではない。(ロ)發行者とは「發賣頒布ヲ擔當スル者」を謂ふと規定した。茲に謂ふ所の發賣頒布は第一次の發賣頒布であつて第二次以下のものを指稱しないことは法意に依つて明かである。換言すれば彼の通俗所謂元賣捌店及小賣商人の如きは第一次の發賣頒布者ではない

發行者

印刷者

が故に發行者ではない。法が販賣頒布とせずして發賣の語を用ゐたのは此の疑を避けむとするの用意であらうと察せらるゝ。出版法規の精神より見るも發行者として出版法上の交渉を要する者は第一次の發賣頒布者であることは論を俟たない。又法は單に發賣頒布すると謂はずして「擔當スル者」と規定した。蓋し擔當とは其の發賣頒布の行爲に付き統括主宰するの義であつて單に發賣頒布を行ふの意味ではない。主として其の指揮命令に依つて發行行爲を爲す者を指稱するのである。故に實際の場合に於て出版物の發行に當つては所謂第一次の發賣頒布を爲すにも、數多の者が之に干與するかも知れない。然し法の求むる所は主として其の發賣頒布を司る者である。これは發行者に付ては餘り議論の餘地がないかも知れないが、印刷者、編輯者に付て最も疑義の生じ易い所であるが故に茲に釋明を加ふる次第である。(ハ)印刷者に付ては「印刷を擔當スル者」(出版法第一條)と定義した。茲に印刷を擔當する者としたのは語の用例から見て稍、穩當を缺いて居る。何となれば印刷は普通活字版に依る複製方法であるが、出版法に所謂印刷者は決してかゝる狹義の複製のみを指稱するのではない。それは、法の精神解釋上然るのみならず、法は複製の方法を印刷に限定せずして「凡ソ機械含密其他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス」と規定する所より見るも明瞭である。故に「複製ヲ擔當スル者」とするを更に明白を加ふるものと信ずる。茲に擔

當と稱するは前述の發行者に關して云ふ所の擔當と同義なること言を俟たぬが實際上往々誤解を來す虞がある。或は印刷者とは出版物を印刷行爲に附する者なりと曲解し發行者にして印刷者を兼ねるが如き形式を有するもの尠からず然れども是れ亦誤解の甚しきものであつて法の要求して居る所は印刷と稱する實際行爲につき責任ある統括者である。故に多くの場合は印刷を營業とする營業主、法人の場合に在りては其の代表者であらねばならぬ。

出版法に依る責任者は以上述べたる著作者、發行者及印刷者の範圍を出でないが法は尙或る種の文書圖書に關しては責任の歸屬を明にする爲め著作者と看做すべき者を規定し著作者と同一に取扱つた。

(一)演說者は講義の筆記 原則として其の演說者若は講義者を以て著作者とする。然し若し筆記者が演說者若は講義者の承諾を得て自ら出版したるものなるときは筆記者を以て著作者とし責任は筆記者の負擔する所なるも、其の出版物の内容が法第一六條乃至第一九條第二一條第二六條第二七條の掲載事項の制限に關する規定に違反したるときは演說者講義者は筆記者と相駢んで處罰せられる。然し乍ら演說が公開の席に於て爲されたものにして新聞紙雜誌の所謂通信者記者等が之を筆記し而して其の新聞紙又は雜誌に掲載したるとき及公開したると否とを問はず演說者

著作者と
看做すへ
べき者

講義者の承諾を得ずして其の筆記を出版したるときは何れも演說者若は講義者は著作の責任を負はない。(法第一二條)本條の規定は簡明直截を缺き却つて疑問を生じ易い。第一項は冗長な規定であるが要するに演述の筆記は原則として總て演述者の責任とし、筆記者自ら出版に附したるときは筆記者も亦著作者の責に任ずとしたのである。然れども第二項前段に於て、公開の席に於て爲したる演述は演說者の承諾ある場合と雖も獨り筆記者のみ責任を負擔し、演說者は著作者の責を免るゝものとするのは穩當であらうか、尠くとも第一項の場合と其の權衡を失するものと信ずる。又第二項後段に於て「總て演說者講義者ノ承諾ヲ經スシテ其ノ筆記ヲ出版シタルモノニ關シテハ演說者若ハ講義者ハ著作ノ責ニ任セス」と規定したるは稍蛇足を加へた感がある。何となれば獨り演述の筆記のみならず總ての文書圖書に於て其の著作者は承諾を與へざる出版に對して責任を負ふの理由がない。出版に於て承諾を與へざる文書圖書に對して其の著作者に何等の責任を嫁し得べき根據のないことは自明の理である。此の規定は單に注意的のものを見る外はない。茲に用ゐた「通信者」なる語は狹義に解すべきではない。所謂探訪員、記者等を包含するものなること法意より自ら明かである。又「承諾」云々の語は必ずしも積極的明示の意思表示のみに限定さるべきではない。消極的默示の意思表示をも包含するものと解する。

同條第三項に「公開ノ席ニ於テ爲シタル演説ノ外ハ講義者又ハ演説者ノ許諾ヲ經ルニ非サレハ他人ニ於テ自由ニ其ノ筆記ヲ出版スルコトヲ得ス但シ本項ニ違フモノハ版權法ニ依リ其ノ責ニ任セシム」と規定したるは全く出版法の關知せざる點である。公開せる集會等の演述は著作権の目的となり得ないが故に（著作権法第一一條參照）此の種のもは他人に於て自由に其の筆記を出版し得るも然らざるものは版權法違犯となることは茲に規定すべきでないが單に婆心を加へたに過ぎない。唯第二項後段に於て其の規定の形式或は演述者に責任を負はしめざる場合は出版するも合法なるやの疑あるを虞れた爲めであつて、出版法規としては全然無用の文字を羅列したものと云はねばならぬ。

（一）編纂物 即ち二種以上の著作若は演説講義の筆記を編纂して一部の書を爲すときは其の編纂者を以て其の出版物の著作者と看做すのである。（法第一三條）而して本條は前條第一項末段及第二項第三項を本條に適用すべき旨定めたるが故に（本條第二項の此の規定は立法技術上極めて拙劣な且つ可成りに失當であることは言を俟たぬが）其の著作又は演説の筆記の原作者は其の内容が掲載制限を超越したときは亦等しく責任を有し演説が公開なる場合又は承諾なき場合は其の筆記に付きては原作者たる演述者は責に任じないこととなるであらう。本條に用ふる所の

「著作」なる意義は稍々不明である。要するに著作物の意義であり且つ單に文書のみを指稱するに非ず圖畫をも包含するものと解すべきである。

（三）翻譯物 此の種のものに付ては之を翻譯したるものを以て著作者と法は看做した。（第一四條）翻譯につき承諾を與へたる原作者の責任について前條の如く規定する所がないのは不備を免れない。

（四）團體にて出版の文書圖畫 即ち學校會社協會其他の團體に於て著作の名義を以て出版したる文書圖畫は其の出版届に署名したる代表者を以て著作者と看做す。（第一五條）蓋し學校協會等の出版に係る出版物は往々共同調査研究に依り作成せられたるもの多く實際上何人を以て眞の著作者と爲すべきや判定し得ざる場合屢次なるを以て法は一種の擬制を設け其の責任の歸趨を明にせんが爲め一方に於て出版届に其の代表者を發行者と共に記名せしむると同時に（第五條第三項）此の代表者を以て著作者と爲した。故に此の種のものに於ては犯罪を構成せる出版物の内容が事實上何人の著作に係るやを知り得る場合ありとするも法は之を措いて問はず代表者を以て責に任せしめる趣旨である。然し乍ら假令形式上團體著作の名義なるも一見何人が其の出版物各部の著作なりや明瞭にして實質上編纂に過ぎざる場合は第十三條の適用を受くべきものと解する

を妥當と信ずる。

出版法に依る出版物の發行者に付ては法は或る種の制限を爲した。曰く「文書圖畫ノ發行者ハ文書圖畫ノ販賣ヲ以テ營業トスル者ニ限ル但シ著作家又ハ其ノ相續者ハ發行者ヲ兼スルコトヲ得」と即ち普通は營業者でなければ發行者となり得ない、故に或る著作家が自ら發行者を助けて非營業者たる他人に出版せしめんとするは法の認めない所である。此の規定の由來する根據は營業者保護の觀念に出づるか將又取締の便宜に依るものなるや。其の何れに依るとするも存在の理由頗る薄弱なるを認めない譯にゆかない。營業者に非ざれば發行者たり得ないと云ふか如きは事實上思想發表について掣肘を受くる場合多くして不便なるのみならず理論上肯定すべからざるものと信ずる。

終りに各責任者の責任の範圍を見るに届出手續上の義務に付ては法の規定する所必ずしも明白でない。(第三條參照)文理並に精神解釋から届出は發行者の責任に屬するものと解釋したい。出版物の形式的要件に付ては法は發行者印刷者夫々各自の義務とした。出版物の内容に依る罪に付ては發行者及著作家は常に犯罪の主體となり、印刷者は其の最も重要な朝憲紊亂事項の掲載に付て處罰せらるゝのみである。

第三節 新聞紙法に依る責任者

新聞紙法は曩に述べたる如く新聞紙の發行に責任を負擔すべき發行人、編輯人、印刷人に付き定義を規定しない。且つ新聞紙に掲載したる記事の作成者に付ても凡ての場合に責任を問ふことを爲さぬが如きは出版法と大に趣きを異にして居る。従つて其の意義に關しては新聞紙法の規定と矛盾しない範圍に於て出版法の解釋を採り且つ新聞紙法の規定の文理並に精神解釋を基として之を定むるの外はないことは嘗つて新聞紙法の發行の意義を定めたるご其の軌を同じうする。

(イ)發行人 即ち新聞紙の發賣又は頒布を擔當する者を稱する。發賣頒布並に擔當の意義に付ては出版法の發行者に付て述べたると同一なるが故に茲に省略するが抑も新聞紙の發行人は其の最も極要なる機關であつて従て其の責任も重大である。殊に現行法は舊規定と異りて新聞紙の持主を表面より除却したるが爲め發行人は益々重要な地位を占むるに至り其の新聞紙の内容に關しては勿論届出手續形式的要件其他全部的に責任を有して居る。即ち(一)届出及變更の届出(二)保證金の納付及其の填補(三)新聞紙に法定事項の掲記等は等しく發行人の責に屬し、其の掲載事項が法禁を犯したる場合は編輯人と相共に處罰を免れない。如斯重要な地位を占むるものなるが

故に法は其の資格に付ても嚴重な制限を設けたが此の點は編輯人と同一であるが故に後述する所に譲る。

印刷人

(□)印刷人 是亦出版法の印刷者と同じく複製を擔當する者と解する。自ら親しく複製技術を行ふ者なることを要しないのは明かであるが、其の複製に付て直接統括する者を指稱するが故に印刷依頼者ではない。通常の新聞紙に付て言へば其の印刷事務に關し總括的に處理する者を謂ふ。雜誌等に往々散見するが如く印刷事務と全く關係なき者が發行人編輯人と印刷人とを兼るが如き形式を有するは法の誤解である。印刷人に付ては法は其資格に付て何等制限を加へないが印刷所に關しては其の位置を限定し「本法ヲ施行スル帝國領土外ニ之ヲ設クルコトヲ得ス」とした(第三條)朝鮮臺灣は本法施行せられざる故に從て此處に印刷所を設くるを得ない。印刷所は元來著作物か一時に多數複製せらるゝ場所なるが故に取締の目的を貫徹する爲めには此の制限は必ずしも非難するを得まい。唯現行法は其の違犯に付て何人を處罰すべきかを明にしない。第二九條は單に「違反シタル者ハ」云々と規定したるに止まる。抑も法に「印刷所ハ…設クルコトヲ得ス」としたるは必ずしも印刷所と稱する建造物を設置するを得ないとしたるに止まらず其の意は要するに複製事業を本法施行の帝國領土外に施すを得ざるものとするに在る。何となれば今日大規模

印刷所

經營の新聞紙を除いては多く印刷事務は新聞經營と分業して居り而して印刷事務は之に依頼するのである。此の種のものに對して若し印刷所の設置を建造物の設置と解するならば其の意を成さないこととなるであらう。果して然るに於ては此の制限規定に關する違犯は寧ろ發行人の責に屬すべきものであつて、印刷人に之を歸屬せしむることは酷に失するの虞れなきか、例へば内地の甲新聞發行人が臺灣の乙印刷所に印刷を依頼したりと假定すれば乙印刷所の印刷人は結局何等關知する所なくして處罰せらるることとなるであらう。寧ろ法を犯して印刷行爲に附した發行人を以て責任者とするのが法の精神であるまいかと信するのである。故に法も「第三條ニ違反シタルトキハ印刷者ハ」云々の形式を採らず「違反シタル者」としたのであらう。

編輯人

(ハ)編輯人 發行人と相共に新聞紙發行に付て樞要な責任者である。新聞紙と稱する一事業は最も有效なる言論の機關であつて従つて國家の治安風教に影響する所極めて大なるが故に其の取締に付ても法は周匝な注意を拂つて居る。我現行法は新聞紙發行に關する責任者として全部的に責任を負擔する發行人の外更に内部的に掲載事項の編纂整理に任ずる編輯人に就て其の資格及責任を規定した。然し乍ら茲に注意すべきは新聞紙法は編輯人の設置を強制する直接の規定がない。故に或は曰く「發行人又は印刷人は其の本來の性質上必然的のものであるけれども編輯人は

事實上多くの場合に於て設置を見ると云ふに止まつて理論上必然的の者ではない且つ法には佛國出版法に於けるが如く「管理人一名ヲ置クヘシ」とする趣旨の規定を有しないが故に其の設置を強制するものとは理論上解釋するを得ない」と。然し乍ら我新聞紙法も編輯人の存在を前提としたものなることは十分類推し得る。即ち届出事項に編輯人の氏名を必然的に要求し又第八條に編輯人の死亡、失格、一定期間以上に亘る不在等の場合後任編輯人若は假編輯人を設置せざれば新聞紙の發行を爲し得ざる旨規定したるが如きは何れも編輯人の必然的存在を認められたものである。且つ新聞紙の性質上より見るも編輯事務は當然相伴ふものであるが故に吾人は前説を排し法は其の設置を強制したるものと解釋する。

強制と否とは姑く措くも新聞紙其の他の定期刊行物に代表的責任者を定むるは各國法制の認むる所であつて佛國出版法は前述の如く之を管理人と稱し獨逸出版法奧國出版法は責任編輯者とし伊國出版法は責任代表者と爲した。然らば我が新聞紙法上の編輯人は如何に解すべきか、我國從來の新聞紙法規は未だ曾つて之に定義を與へなかつたのは遺憾である。之を實際に付て見るに小規模のものに付いては比較的其の組織簡單なるも其の大なるものに至つては複雑を極めて居つて等しく一新聞紙に在つても版に依り或は掲載記事の種類に依り其の人を異にすることは人の知る

所である。要するに其の掲載事項の編制整理の任に當るものであつて且つ其事務に關して指揮命令權を有する主宰者の意である。其の用例編輯なる語を最も通俗とするが故に吾人は編輯人を解して「編輯事務を擔當する者」と爲す。但し現行法は第四條届出事項中「編輯人二人以上アルトキハ其ノ主トシテ編輯事務ヲ擔當スル者云々」とし既に主たる編輯人以外に他の編輯人の存在を認めたるを以て吾人の所謂「擔當」の意義は嚴格に解する必要なく單に掲載すべき事項の整理編成の任に當る者と解する方が現行法の下に於ては正しいかも知れぬ。立法論から言ふならば法第四條が此の如く主たる編輯人以外の編輯人を認めたることは動もすれば實際責任を有する者を逸して所謂影武者を捉ふる結果を助長するの傾きなきにあらず。此の弊は殊に小新聞に於て屢々見る所であつて爲めに法が眞の編輯人の責任を問はんとする趣旨を實際に當りて没却するに至る虞れがある。故に此の趣旨を飽く迄も貫徹せんとするならば現行法第四條第八條但書の規定は寧ろ累を爲すものと謂はねばならぬ。法に規定する編輯人は以上述ぶる性質を有するものなるも實際に當りては前述の如く其の名稱、事務の分掌程度は各新聞紙區々として一定して居らぬを實際とするが故に係争の生じたる場合は専ら事實の認定問題に歸着する。

編輯人は新聞紙の發行に付て斯の如く重要な責任者なるか故に發行人と相共に法は其の資格

に付て嚴重なる制限を施した。即ち左の各號の一に該當するものは發行人又は編輯人たるを得ない。(第二條)

- 一、本法を施行する帝國領土内に居住せざる者
- 二、陸海軍軍人にして現役若しくは召集中の者
- 三、未成年者禁治産者及準禁治産者
- 四、懲役又は禁錮の刑の執行中又は執行猶豫中の者

(一)住居の制限を設けたのは至當である。發行人編輯人等の重大なる職務を有するものが本法施行區域外に在つて擔當事務を執行するのを認むるならば違反行爲に對して殆ど取締の目的を達するを得ないであらう。但し茲に「居住セサル者」とは住所及び居所を有せざる者の意なるや否や法の意味する所を捕捉するに難いが恐らく法は住所居所を要件としたのではあるまい。單に本法を施行する帝國領土内に住所を有せざる者を除外せんとする趣旨ではあるまいか、即ち生活の本據を有するを以て足り居所は本法施行の帝國領土外と否とを問はない精神であらうと解釋する。然らずんば余りに酷に失し且つ其の制限を之に及ぼす必要もないからである。立法論としては如此曖昧な字句を避くべきは言を俟たぬ。

(二)現役者は召集中の陸海軍軍人を失格せしめむとするのは穩當でない。此の制限を設けたのは恐らく此の如き資格を有することを身分上不穩當なりとする理由よりは寧ろ發行人編輯人の性質より之を排除したものであらうけれど現今の状態に於ては寧ろ失當である。爲めに此の種の團體は自ら言論機關を發行し得ない結果に陥り其の不便決して尠しとしない。

(三)未成年者等の如く法律行爲能力を有せざる者又は其の制限を受くる者に對し失格せしめたのは當然である。但し法が妻に對して規定する所ないが故に除外したものでないことは明かである。明治二十年の新聞紙條例に於ては發行人の資格を限定するに當り「内國人ニシテ滿二十歳以上ノ男子に非サレハ云々」としたるを以て妻は當然除外せらるゝも、本法は性の區別を資格制限に加へなかつた故に妻と雖も民法上の手續を履行して發行人若しくは編輯人たることは法の除外せざる所であると解釋する。

(四)懲役又は禁錮の刑の執行中に在る者が發行人又は編輯人たることは穩當を缺くのみならず事實不可能である。故に之を除外したのは固より首肯し得るが執行猶豫中の者をも失格せしむるは稍々酷に失するに非ずやと思惟される。凡そ刑の執行猶豫の言渡を受けたる者其の猶豫期間内に於て其の言渡を取消されざるときは刑の言渡そのものは效力を失ひ刑の言渡に伴ふ總ての法律

上の効果を全滅せしむるものであつて且つ既に此の言渡を受くる者は反社會性の危険殆どなき實證なるが故に之に發行人等の資格を許すも決して不穩當と言ふを得ない。又刑を執行せられないものであるが故に此の執務をすることは事實上何等の支障を來さない。其の何れの點より見るも之を刑の執行中の者と同日に論ずるは苛酷に過ぎる憾あるを思ふ。

以上を以て資格の制限規定とす。現行法は新聞紙條例と異り國籍の如何を資格要件としないが故に日本國籍を有せざる者と雖も本法に依る發行人編輯人たり得ることは明かである。又剝奪公權等の能力刑も新刑法の認めない所であるが故に現行法は之を採らない。新聞紙條例は印刷人に對しても發行人と同様の制限を施したが現行法に於て印刷人を埒外に置くに至つたのは當然條理の要求する所である。

尙試に外國立法例に付て見るに佛國出版法は定期刊行物に付て管理人の設置を強制すると同時に管理人は(一)佛蘭西人にして(二)成年者たり(三)民權 *droits civis* を享有し且つ(四)裁判言渡に依り公權 *droits civiques* を剝奪せられざるものなるを要件とし(第六條) 獨逸出版法は責任編輯人の資格に付て(一)行爲能力あり(二)公民權を享有し(三)獨逸帝國內に住所又は居所を有することを要すとし(第八條) 舊奧國出版法は(一)行爲能力を有し(二)發行所所在地に居住し(三)奧

資格制限
に關する
外國立法
例

國國籍を有することを要件とし(一)市町村會議員の選舉權を停止されたる者(二)重罪犯の爲め豫審に附せられたる者にして其の未決拘留中又は其の豫審中のものは失格するものと定めた。(第十二條) 其の規定する所夫々趣きを異にするが責任者に對し其の資格に一種の制限を設けることに於て一致して居る。

發行人及編輯人は當面の責任者なるが故に其の缺けたる場合若は一時の不在に對して法は新聞紙の發行を許さない。前者の場合に於ては後任の發行人若は編輯人後者の場合は假發行人の設置を其の發行の要件とした。(第八條) 即ち(一)死亡(二)失格(第二條該當)の場合には後任の設置を要し(三)一月以上本法を施行する帝國領土外に旅行する場合は假發行人又は假編輯人を定むべきものとする。而して假發行人若は假編輯人は其の不在中發行又は編輯に關して責任を負ふものなるが故に發行人編輯人に關する本法の規定を適用するものとした。此の規定は當然過ぎる位當然であるが唯發行人編輯人が從來の住所又は居所を去り其の所在明ならざる場合に關して吾人は不幸にも法の規定を發見するを得ない。法は其の欠缺せるが爲め發行し得ざる場合を限定するが故に所在不分明の場合に本條の主旨を類推することは理論が許容しない。而かも新聞紙法上の責任者を有せずして其の發行を認むると言ふことは本條規定の精神と撞着することも亦甚しいと言はね

發行人編
輯人の缺
如

假編輯人
假發行人

ばならぬ。實際の取扱ひは別問題とし純理の上からは只法の不備を説くの外はないと思ふ。

編輯人の責任に付て一言すれば、編輯人は且掲載事項の整理取捨に任ずるものなるが故に其の内容に關するものは主として編輯人の負ふ所である。即ち(一)正誤書掲載の義務(二)檢事の差止命令違反(三)其他掲載制限事項違反等即ち是れである。詳細は出版違反に付て後述したい。

其の他の
責任者

(二)其の他の責任者 新聞紙の發行に付て右に縷述した責任者の外法は更に第九條に於て特殊の責任者を定め編輯人の責任に關する規定を準用し以て編輯人と同日に之を論じた。

(一)編輯人以外に於て實際編輯を擔當したる者 編輯人と雖も常時時間の制限なく編輯事務に携はることは事實上不可能である。故に時に所謂名義上の編輯人以外に於て編輯事務を擔當する者あることは充分想像し得るか故に此の規定の必要を見たのである。而して法意は新聞紙に編輯人として氏名を表示せる者以外に於て現實に編輯事務を擔當したる者を指稱するのであつて勿論其の擔當が新聞紙の全體に亘ると否とを區別するを要しない。(大正三年九月大審院判例)

(二)掲載事項に署名したる者 即ち掲載の文書圖畫の作製者と認むべき者である。署名したる者なるを要するを以て單に材料を供給したる者は勿論包含せられない。現行法は形式主義を採つて著作者は其の著作に署名したる場合でなければ責任を問はない。署名せざる場合は假令何

人の著作に係るや事實上明白にされ得るときと雖も顧みないのを主義とした。單純なる材料供給者か又は記事作成者と認むべきか實際上舉證判定に苦しむ場合多く徒に煩雜を重ねるが故に署名したる場合の如き形式上明瞭なる場合のみを捕捉せんとした趣旨であらうと思ふが、立法論としては飽く迄實際の著作者を追求するのが條理に忠實な所以であるまいか。但し法に署名したるものとするには必ずしも氏名の掲記あることを要件としないと解する。單に氏又は名を以てすると又其の文字が假名漢字其他の形象なると將又雅號其他の符號文字なるとを問はない。苟くも一定の人が自己を表彰するため使用する名稱なるに於ては署名と看做すべきである。此の點に付ても判例の徴すべきものを發見しないが刑法文書偽造の罪に付いて大審院は署名の意義に關し同趣旨の解釋を採つた。(明治四三年一月三日同院判例參照)

(三)正誤書(辯駁書)の事項に付ては其の掲載を請求したる者 正誤書辯駁書の内容が或は禁制事項に牴觸する場合もあり得る。而して編輯人は一方に於て適法なる正誤書は其の掲載を強制せられて居るが故に其の内容に付て獨り責任を負擔しなければならぬとするときは酷に失するものと言はねばならぬ。故に別に其の請求者を責任者と爲さんとする者であらうが、請求者は第一七條第三項の規定に依て氏名を明記しなければならぬ故に要するに第三號の規定は第二號の範圍

を出ない。殊に若し立法論として著作者問責の主義を徹底せしむるならば第三號は全然不必要の規定に終るであらう。

編輯人の
責任との
關係

第九條の法意は編輯人の外之と同様の責任を負担すべき者を規定したるものであつて、且つ編輯人の責任は絶対的のものであるが故に同條列記の責任者ある場合と雖も編輯人の責任に影響を及ぼすことはない。換言すれば實際編輯擔當者又は署名者をして編輯人に代り全部の責任を負担せしむる意ではない。(大正四年三月大審院判例)唯純理上實際編輯人を處罰する外同時に名義上の編輯人も相駢ひて處罰するは他の二場合と異つて考慮を要すべき問題である。立法上から論ずるならば此の如き場合は名義上の編輯人を處罰するは餘りに軌を逸して居る。名義上の編輯人は編輯事務に付て常に責任を負担するに因ると解するならば實際編輯者は須らく之を措いて問はざるべきである。若し又實質的に追求せんとするならば名義上編輯人は當然閑却さるべきである。其の二者を併せ罰せんとする現行法の規定は其の主旨の存在を發見するに苦しむ所である。

法第九條の規定は單に編輯人以外に於て編輯人と同様の責任を負担すべき者を舉示したるに止まるや或は進んで刑責を負ふべき者を列舉して之を限定したる主旨なるやは疑問の存する所である。凡そ新聞紙の編輯掲載印刷發行は固より多數人の共同補助を必要とする。記事作成者たる所

謂記者以外に材料供給者又は所謂探訪者、印刷を幫助する者、校正其の他叙上各行爲に隨伴することを豫想し得る數多の幫助行爲者の存在するは明白である。然るに現行法が第九條を設けたのは要するに名義上の發行人編輯人印刷人以外に同法に依る罪の刑責を負ふべきものを列舉して之に限定したる趣旨と解するを穩當とする。從て前掲の材料供給者等は罰すべき法律なきものと解すべきである。其の當否は別問題とするも現行法の解釋としては第九條は前掲後説を正しいと信ずる。大審院も從來同様の見解を持して居る。(大正八年十月同二月、同院判例參照)

第五章 出版物掲載事項の制限

第一節 概論

曾てアブラハム、リンカーンをして「世界に於て著名なるものはミシシッピー河に次でロンドンタイムスである」と浩歎久しうせしめたるが如く、又エドマンド、パークをして議會に於て新聞記者席を指し「彼等は畏敬すべき憲法上の第四の威力なり」との警句を絶叫せしめたるが如く、將又英國民がノースクリップ卿を尊んで「世界の製造者」と爲す如く、然く言論機關は國家の政治に於て國民の生活に於て王侯の權力を凌ぎ鉅萬の富をして拜跪せしむる勢力と權力とを有して居る。

制限の理
由

其の一顰一笑は國家の利害に重大なる影響を有し其の一行隻句と雖も國民の休戚に切實な反響を齎らすことは何人も知る所である。言論の自由固より尊重すべく其の保障は近代立憲國の例外なく是認する所であり又一國文化の進展を冀ふ者の齊しく信條とする所であるが、叙上の勢力と權威とに何等の羈束なく奔馬空を駆くるの概あらしめたならば埒を逸して底止する所を知らないであらうことも亦想像するに難くない。國家は個人の自由を尊重すると同時に國家又は個人の法益の保護に任じなければならぬことは喋説を要しない。於是之が取締法規を要することは曾て論じた通りである。而して此の取締法規の骨子たるものは以下研究の歩を進めんとする「掲載事項の制限」であらねばならぬ。

固より言論の自由は原則であり羈束は例外である。各種法益侵害が國家の發達に重大なる支障を來す虞れある限度に於て例外を認むべきは亦多言を要せぬ。換言すれば其の制限は必要の最少限度に止むべきを理想とする。而して制限と稱するも廣義に於ては單に記載事項の制限のみならず、發行の許可主義、保證金制度、形式的要件其他を包含すること明かであるが、各國は前陳の理想の下に此等の各種の制限を漸次拋棄して努めて言論を自由の天地に徜徉せしむるの主義を採りつゝある事は曩きに述べたる所である。

記事の制限に付いて各國の出版法規を通觀するに積極的の制限例へば利害關係者より一定の要件の下に掲載事項に關する正誤書又は辯駁書の掲載を要求せられたるとき其掲載を強制する規定は英米を除き其他の各國の出版法規中に通して發見される所であるが、消極的の制限即ち一定の事項を禁ずる事は其の規定する所必ずしも其の揆を一にしない。此の種の制限を或は直接に出版法規に於て之を規定するものあり或は刑法の規定に委して間接に之が禁止を爲すものもある。佛、獨、白耳義の諸法は直接に出版法規に規定する所極めて尠く主として間接の刑法の規定に俟つを主義とした。我立法主義は出版物の内容に依る罪に關しても出版法、新聞紙法中に規定したるが故に其の掲載事項の制限も亦専ら之に索むるを得るけれども、其の規定の形式を見るときは、吾人は直接の禁止と司法處分若は行政處分の規定より自ら生じて來る制禁の二種を看取することが出来らるであらう。例へば朝憲又は安寧秩序を紊亂し風俗を壞亂する事項の如きは行政處分又は司法處分を要するものとして法の規定する所であるが之が掲載を禁止すべき直接の規定は形式的に存在しない。故に抽象的に若は廣義に掲載事項の制限となるは勿論此の種の間接の制限も當然包含さるべきは明瞭である。然し乍ら茲では専ら形式的若は狹義の記載事項の制限に限局して之を論じ實質的の制限事項は司法處分又は行政處分の項に譲らんと欲する。而して曩に述べたる積

極的制限は其の性質に於て稍異なる所あるも一般の學者の分類に従つて消極的の制限と對比して茲に研究して見たいと思ふ。

第二節 積極的制限

新聞紙法第一七條の規定する所であつて、普通出版物若は出版法に依る雜誌に於ては此の種の問題の發生は容易に想像し得ないが新聞紙に於ては反之常に頻出する所であると同時に研究の重要を痛感せしむるのである。抑も新聞紙は敍上の如く今や其の勢力は何者をも凌ぎ其の掲載記事の一行一句の文字と雖も直に社會的の反響を招き一般世人の利害禍福に痛切な關係を及ぼすに至つた。故に其の記事が假令一介の記者の管見に依るも又は無責任なる投書に依るも一度新聞紙上の文字と爲れる以上は直ちに社會的意義を帯びて讀者の眼に映するものである。彼の虚構又は誇張の事實により若は記者の感情、謬見、名譽等により其の勢力を濫用して曲筆し又は私行を摘發して他人を陥れ被害者は爲に冤を雪くに由なく又私生活の祕事を公にせられ竟に社會的に榮譽を損し又は葬り去らるるあり或は誤報訛傳に依りて人を誤らしめ世を欺くか如き實例は吾人の屢々見る所であつて殊に社會面記事に特殊の精彩を有する我國の新聞界に於ては最も惹起し易い所で

正誤の義務

あり識者の類覺して措かぬ弊害であるが、陋習の久しき、容易に改善を見ない。正正堂堂の言、諤諤の論は聞くべしと雖も如斯社會的罪惡は秩序ある社會に於て決して寛容さるべきではない。國家は一方に名譽毀損の告訴權を刑法に認むると同時に新聞紙法に於て掲載事項に關する正誤書辯駁書の掲載義務を新聞紙に命じた。蓋し刑法名譽に對する罪は親告罪であるが故に私行に關するものの如きは、裁判の爲め時に却つて世に周知せしむるの結果を招來する事ありて、爲めに被害者は多く此の方法に出でないを常とする。此の故に法は更に有效にして簡易なる救濟方法として新聞紙法に本條を設けたのである。

此の積極的制限に關し外國立法例を見るに凡そ二主義に分れる。一は單に正誤權のみならず進んで辯駁權を認むるもの、一は單に正誤權に止まるものである。白耳義、佛國及我新聞紙法は前者に屬し、獨逸、奧國、伊國は後者に屬して居る。(註一)

積極的制限に關しては外國立法例は我國よりも更に峻嚴を極めて居るが詳細は後述する所に譲り先づ我國法の解釋に移りたい。

(イ)正誤、正誤書、辯駁書の意義 第一七條は「本人又ハ直接關係者ヨリ正誤又ハ正誤書、辯駁書ノ掲載ヲ請求シタルトキ云云」と規定した。正誤 rectification. Berichtigung は字義の自ら示

正誤辯駁

す如く掲載せられたる事實の誤謬を訂正するのである。辯駁 *réponse* は單に事實の錯誤を訂正するのみならず其の錯誤を辯難駁論し或は意見の相違を辯駁することも包含するものと解すべきである。單に事實に關する錯誤のみに限局するならば辯駁權を認めたる理由は頗る薄弱なるを免れぬ。法は具體的事實錯誤の訂正を認むると同時に更に進みて新聞紙に掲げられたる批評議論の當否を是正する、抽象的なる訂正をも認むる必要から茲に辯駁權を規定したものと見ねばならぬ。若し事實に關する錯誤の辯難駁論に付てのみ認めたとするならば其の辯駁は要するに正誤の範圍を出でないが故に全く無意味に終るであらう。佛國出版法規は公權受託者 *dépositaire de l'autorité publique* の職務上の行爲に關する正誤に付ては形式や制裁は個人の正誤より更に嚴重にしなければならず辯駁權を認めず、單に正誤 *rectification* の文の掲載請求を規定したに止まる。(第二二條)反之個人に認めたる訂正の請求に於ては一層廣き範圍に於て辯駁書の掲載請求權を與へた。自耳義出版法規は我國法の如く官廳と個人とを區別しないと同時に齊しく辯駁書の掲載請求權を認め之を包含した(第一三條)。反之獨逸、奧國は前述の如く單に正誤 *Berichtigung* のみを認め而して個人と官公署に關するものごとを一律に規定する主義を採つた。(獨逸出版法第一一條、奧國出版法第一九條) 其の辯駁書の掲載をも認めたる主義は更に個人の利益保護に厚いものと謂はねばならぬ。

新聞紙法の規定より見るときは正誤は口頭を以てするも又文書を以てするも請求者の自由であるが、辯駁書は反之必ず文書を以てしなければならぬ。第一七條第一項に「正誤書、辯駁書の掲載云云」と規定したるより當然來る解釋であるが、同條第二項及第三項は共に「正誤、辯駁云云」の語を繰り返して用ゐて居るが故に稍疑問の生ずる所である。然し第二項及第三項の用例は單に當該事項を總稱一括したるに止まり、法意は等しく「正誤又ハ正誤書、辯駁書ノ掲載」であらぬばならぬ。蓋し立法技術としては盡して至らざるなしと言ふを得ない。

請求條件

(口)正誤請求の條件

正誤辯駁を請求するには一定の條件を具備するを必要とする。即ち

(一)正誤又は辯駁すべき事項が當該新聞紙に掲載せられたること(二)掲載事項に關する本人又は直接關係ある者より要求すること(三)請求者の氏名住所を明記すること(四)正誤又は辯駁の趣旨が法令に違反せざること是である。茲に直接關係者と云ふのは其の掲載事項に直接關係を有する者の意である。廣く利害關係者を指稱するに非らざること勿論であつて本人と對比したのは官公署其の他の團體の場合を豫想した結果である。請求條件に付ては獨逸法制は最も我國と近く署名及内容の違法ならざることの外前述の如く辯駁權を認めざるを以て、其の上に事實的辯明なることを要件とした、反之佛國、自耳義等は此の點に付て何等の規定する所がない。

(ハ) 請求の義務並條件 以上の條件を具備し正誤又は辯駁の要求ありたるときは新聞紙に於ては必ず之を掲載する義務を有し且つ其の要否を判断し又は其の内容を取捨することを得ない。而して新聞紙は其の掲載義務履行に付ては一定の條件を必要とする、即ち法は掲載の時期形式に制限を附し随意に掲載するを以て足れりしない。

(一) 全文を掲載すること—即ち法に「全文ヲ掲載スヘシ」と規定したる所であつて獨逸法規が特に「挿入又ハ省略スルコトナクシテ」と明規したると同趣旨である。是れ新聞紙をして其の内容を取捨選擇せしむるに於ては正誤辯駁権の趣旨を没却するを以てである。

(二) 次回又は第三回の発行の其の新聞紙に掲載すること—正誤又は辯駁は掲載事項に依つて惹起されたる錯誤の釋明であるが故に急速を尊しとし時日を経過するに従つて其の効果を減少することは明白であるから事後成るべく速に正誤文を掲載せしむることを最も必要とする所である。故に此の條件を必要としたのであるが次回又は第三回の意義稍々明瞭を缺くけれども法意は請求を受けたる後最近の號又は其の最近の號の直後に發行せる號に於て之を爲さしむるものとする故に新聞紙が定期たると不定期たるとを問はず要するに請求ありたる後遅くとも第三回の発行迄に之を履行しなければならぬ。

此の趣旨は各國立法例に見る所であつて、佛國は「三日以内ニ掲載スヘク」若し三日の期間内に其の新聞紙又は定期刊行物を發行せざるときは「其ノ最近ノ號中」に之を掲載すべきものとし、獨逸は更に期限を縮小し「印刷準備ヲ終了セサル次回ノ發行」とし、白耳義は「受領ノ日ヨリ起算シ翌々日迄」を期間とした。

茲に屢々疑問の生ずるのは、例へば日刊の有力なる新聞紙に在りて發行地に於て發行する新聞紙の外更に所謂「地方版」を發行するを常とするが故に(註二)此の種のものに於て正誤辯駁すべき事項が所謂市内版に掲載せられたる場合に、正誤又は辯駁を地方版に掲載するは適法なるや否やの點である。法は單に次回又は第三回の発行と言ふが故に法文の文理解釋上は曖昧を免れないが、法に正誤辯駁権を認めたる理由及前述したる正誤辯駁権自身の本質等より考察するならば、此の種の方法は明に法の精神に背馳するものと言はねばならぬ。若し市内版掲載事項を地方版にて正誤し地方版掲載事項を市内版を以て正誤するに於ては正誤の効果は殆ど其の實を失ふに至るべきは明かである。同様の理由に依り其の他の定期刊行物に於て掲載せられたる事項に對し所謂臨時増刊に於て正誤又は辯駁するは適法なる義務の履行ではない。

次に考ふべきは正誤、辯駁は請求ありたる後次回又は第三回の発行に於て其の掲載を完了すべ

きか或は單に次回又は第三回の發行に於て之を掲載し初むるを以て足れりとすべきかの問題である。惟ふに法は「次回又は第三回ノ發行ニ於テ正誤ヲ爲シ又ハ正誤辯駁書ノ全文ヲ掲載スヘシ」と規定するが故に解釋上は單に掲載を初むるを以て足れりとせず其の全文の掲載を完了しなければならぬものと言はなければならぬ。故に若し其の全文を掲載するに當りて新聞紙所定の頁數を超過する場合に亘りては其の頁數を増加する等の方法を取らなければならぬであらう。(同說明治四五年五月三十一日大審院判照例參)

同號の活字
掲載地所

(三)原文と同號の活字を用ふること——正誤辯駁は要するに錯誤の記事に依る世人の印象を是正するの目的なるを以て正誤請求の原因となれる原文と尠くも同一の情態の下に掲載せらるゝを要する。故に例へば原文が五號活字を以て爲されたるに反し正誤文を六號活字にて掲載さるゝに於ては所期の目的を達し得ない事は明かである。是れ此の條件を必要とする理由である(註三)此の點に付て佛國、獨逸は共に同一の規定を有するが白耳義、伊太利は之を要件としない。

正誤辯駁の請求に對し新聞紙は以上の三條件の下に之に應ずる義務を有するのであるが我國法は其の正誤、辯駁書を掲載すべき場所に付て何等の制限を加へないのは稍完璧を缺く嫌ひがある。獨逸出版法は活字の同一なるを要すると同時に其の掲載は原文と同一の部分 in denselben

Jelle der Druckschrift und mit derselben Schrift tarenを條件とし又佛國出版法も「之ヲ爲サシムルノ原因タル文章ト同一ノ場所ニ於テ且ツ之ト同一活字」à la même place et en même caractèresを以て爲すべきものとした。(白耳義、伊國は共に此點に付ても何等の制限を設けぬ)又現行法以前の規定に於ては我國法も曾て場所に關して制限を設けて居つた。即ち明治十六年の新聞紙條例第二九條は「別ニ一欄ヲ設ケ」之を掲載すべきものとし、明治二十年の新聞紙條例第一三條は「同一欄内ノ首部ニ掲載ス」べきものと規定した。抑も記事の不正確事實の誤傳等の公知は新聞紙の最も苦痛とする所なるが故に正誤書の掲載の如きは其の頗る快しとせざる所であるから努めて讀者の視聽を惹かざらんことを期するは當然である。故に場所に付て何等の制限なき現行法下に在りては正誤書の掲載は概ね一隅に追ひ込むもの比々然らざるはない。斯の如くんば法に依りて與へられた正誤辯駁權も其の形骸を留むるに過ぎないことを俟たぬ。現行法が場所に付ての制限を削除したのは反對の宣傳與りて力ありしか(註四)或は「同一ノ場所」又は「同一ノ欄内」と規定するも字義曖昧であつて争を生じ易いからでなからう乎。蓋し日刊の大新聞に在りては頁數、各部(例へば經濟、社會、政治等の各方面)又は欄數は每號一定し従つて同一部分、欄又は場所に付ては略々指定し得る所なるが小新聞殊に所謂雜誌に至りては此等は必ずしも毎月一定しない。故に

例へは雑誌に於て原文が第二百十頁に掲載せられたりとするも、全誌百頁の次號に於て掲載すべき所謂同一の場所若は同一の部分は之を索むるに由ないことは火を賭るより明かである。又或場合に於ては叙上の如く不可能なりとするも果して同一場所なりや否やに付て争の生ずることは亦想像するに難くない。如斯實際問題に當りて時に不可能を強制し又は不分明の憾みを遺すことがあらうけれども、活字の制限と共に、場所の強制は正誤の掲載に當りても最も重大な要素であり且つ最も多くの場合大體に於て凡そ同一の場所又は部分を推定し得るが故に、立法論としては此の制限を設くるの可なるを信して疑はぬ。絶大なる威力を有する新聞紙の社會的罪惡に對して弱者たる個人の權利利益は十分に保護せられなければならぬことは當然である。

(二)料金の請求 所定の正誤、辯駁書の掲載は固より料金の請求を許さず無償にて掲載するを要するが之を掲載する爲め貴重なる紙面を無制限に認むるときは新聞紙の非常なる損害なることは同時に考慮せねばならぬ所であるが故に、法は之に一定の制限を設けた。即ち若し正誤辯駁書の字數が、原文の字數を超過したるときは其の超過字數に對して料金を支拂はねばならぬものとし而して其の料金は一般の廣告に付き發行人の定むるものと同一額たるべきものと定めた。正誤辯駁書自身に付ては直接其の字數を制限せざるも料金の請求を認むることに依つて間接の制限

料金の請求

を與へたるものと見るべきである。

料金の請求に付て正誤辯駁書の字數の限度を定むるに當り立法例は二つに岐れて居る。即ち原文の字數とするもの及び原文の字數の二倍を以て限度とするもの是れである。獨逸、我國は前者に屬し、佛國、白耳義、伊太利、奧國は後者に屬して居る。察するに獨逸は曩に述べたる如く事實の正誤のみを認め辯駁權は之を規定せざるが故に原文を以て其の限度とし、佛、白等は單に事實の正誤に止まらず反駁論難をも認めたるを以て比較的長文に亘るべきを普通とするを豫想し、其の限度も原文の二倍量に及ぼしたるものに非ざる歟。果して然りとせば等しく辯駁權をも認めたる我新聞紙法が之を認めざる獨逸法と限度を共にして原文の字數に限定したるは其の保護、新聞紙に厚く個人に薄き憾みなきや。之を法の沿革より見るならば、明治十六年の新聞紙條例は正誤のみを認め而かも字數に付て何等の制限規定なく新聞紙は凡て無償にて正誤辯駁書を掲載するを要した。(第二九條)更に明治二十年の新聞紙條例は初めて辯駁權をも認むると同時に之が制限を加へたけれども、其の限度は原文の二倍量を以てした。(第一二條)然るに現行法に至りて、掲載場所の制限を撤廢すると同時に其の限度を原文の字數に縮小したのである。正誤辯駁の掲載を最も嫌忌する新聞紙の反對宣傳が竟に立法者をして茲に出づるを餘議なくせしめたるに非ざるなきや

字數の限度

を憶測せざるを得ないのは甚だ遺憾とする所である。

以上述べたる如く新聞紙は正誤辯駁書の掲載につき所定の請求ありたる時は、必ず之に應じなければならぬ。第三者より見て掲載事項が事實若は眞理にして毫も錯誤の原因なしとするも新聞紙は之に應じなければならぬ。法は新聞紙の此の警察義務の發生に付て唯、關係者の請求を原因とするに止り錯誤が絶對性を有するを要件とせずして關係者が錯誤なりとして請求したるときは直ちに請求の義務を發生するものとする。而して其の事項は當該新聞紙に掲載せられたるを以て足るが故に、其の論説たると報導記事たると將又社告たるとを問はないことは論ずるに及ばぬ。

(明治四三年十二月一) (註五)
(七日大審判例参照)

正抄録の是

(ホ)抄録の是正 我新聞紙法は佛國出版法に於て見る如く別に官公署の正誤請求に付き規定する所ないが、官報又は他の新聞紙より抄録せし事項の正誤辯駁に關し特殊の規定を爲したのは頗る異色とすべきである。

新聞紙法第一八條は「官報又ハ他ノ新聞紙ヨリ抄録セシ事項ニシテ官報又ハ新聞紙ニ於テ正誤シ又ハ正誤書、辯駁書ヲ掲載シタルトキハ本人又ハ直接關係者ノ請求ナシト雖モ其官報又ハ新聞紙ヲ得タル後前條ノ例ニ依リ正誤シ又ハ正誤書、辯駁書ヲ掲載スヘシ但シ料金ヲ要求スルコトヲ得

ス」と規定した。思ふに新聞紙の記事は其の新聞紙自ら得たる材料に依るも時に或は他の新聞紙既載の事項を轉載抄録する事がある。殊に地方新聞紙に於ては頻繁に見る所である。然るに正誤辯駁せられたる或る新聞紙又は官報の原文を轉載抄録したる場合に於て原新聞紙又は官報のみの是正を以て未だ十分でない事は自明の理である。抄録したる新聞紙も一樣に是正するに非ざれば一度周知せる或る事項の印象は消失せしむるを得ざるが爲め原新聞紙の是正は時に徹底を缺くに至るであらう。然し被害者の請求を俟つて是正せしむるものとせば、被害者は廣き範圍に亘つて各新聞紙を探查通讀しなければならず而かも此れは絶對に不可能を強ゆるものである。故に法は此の非難を避くるが爲め、正誤辯駁は此の種のものに限り被害者の請求を待たず當該新聞紙をして自發的に之を掲載せしむるものとした。而して掲載義務の發生は原文の正誤又は辯駁書を掲載したる其の新聞紙又は官報を得たるときを以て時期とした。且つ其の掲載の條件は通常の正誤辯駁の例に依らぬばならぬ。又正誤辯駁か原文の字數を超過したる場合に於て、原新聞紙と同じく尙且つ所定の料金を要求し得るものとしたならば、關係者は爲めに莫大な損害を蒙むるの結果に陥るべきを以て、法は本條の場合に於ては料金の請求を許さないものとした。是れは當然な理由である。

惟ふに正誤辯駁權を認めたる立法の趣旨を徹底せしむる上に於て本條規定の精神は洵に諒すべきものがある。殊に數の上から見るならば他新聞紙より轉載抄録せし事項を重要とする新聞紙が遙かに多い現在の我が言論界に於て、本條の規定は意を用ふる事極めて周匝なりと認めなければならぬ。然し乍ら其の實際の適用を想像して見るならば、何人も其の輪煥の美徒らに壯にして内容の空虚なるに啞然たらざるを得ないであらう。其の重大なる缺陷は警察義務發生の時期である。「其官報又ハ新聞紙ヲ得タル後」に於て創めて義務發生するものであつて原新聞紙又は官報に於て正誤又は辯駁ありたる後直に無條件に發生するものでない。然るに一方新聞紙は官報又は他の凡ての新聞紙を購讀する義務もなければ又正誤辯駁を聞知すべき義務もない。正誤辯駁・法定の公示方法を用ゐざる限り新聞紙に他新聞の正誤の了知を認定するを得ないことは明かである。従つて了知せしや否や其の官報又は新聞紙を受領せしや否やの舉證は専ら其の新聞紙に在りと言はねばならぬ。果して然るに於ては義務發生の事實認定は容易でないと共に義務の履行は殆ど見るを得ない結果を伴ふことは想像するに餘りある。更に官報掲載事項の正誤を規定したるは蛇足の感なきを得ない。法令の公布其の他重要な事項の公示の爲めに權威ある法定の公示方法たること、是れ官報存在の理由である。新聞紙等は誤聞訛傳の虞あるか故に茲に官報の存在を必要と

官公署の
正誤と廣
告の請求

したるにも拘らず、其の掲載事項の正誤について尙且つ新聞紙にも正誤の義務を駢び課したのは聊か酷に流れないであらうか。且つ官公吏の任免其の他の日常茶飯事の掲載記事に於て新聞紙に正誤の義務を課するは煩に堪へざる所であらう。況や罰則を以て勵行を期せんとするは實際上望み得べからざる所である。明治十六年の新聞紙條例に於ては官報に關する此の種の規定なく明治二十年の新聞紙條例に於て之を見るに到つたのであるが吾人は其の立法の理由を知るに苦しむのである。若し本條を裁判官に於て法の命する所に依り嚴重に適用するならば蓋し重大なる結果を來すであらう。然し前述の如く其の官報又は新聞紙を「得タル後」に於て初めて義務發生するものなるが故に問題の生ずる場合は極めて稀れなるを知るのである。之れと同時に本條規定の精神を佳しとするも其の實際上の價値に於て言ふならば吾人は甚だ悲觀論者であらねばならぬ。(註六)

以上述ふるが如く我國法に於ける積極的制限は單に正誤辯駁書の掲載義務を規定するに止まるが佛國は更に一步を進めて官公署の正誤請求を別に認め、又獨逸、奧國は官公署の請求にかかる廣告に於て一定の制限を附したのは特筆を要する。即ち佛國出版法は一方に於て新聞紙等に指定又は指名せられたる個人の正誤辯駁を認むると同時に他方に於て、公權受託者の職務上の所爲に關する正誤の請求に於て別段の規定を設けた。(第一二條)之に依れば請求には(一)職務上の行爲に

關すること(一)誤謬の記載なることを條件とし之を受けたる管理人は(二)最近の號の冒頭 *le plus prochain numéro* に於て(三)無償にて之を掲載するを要する。但し其の長さは原文の二倍を限度とした。然し一般の場合と異りて超過したる場合に付ての料金の請求を別に規定しない。如斯官公署の請求にかかるものに付ては嚴重なる條件を付したるのみならず其の違反に付ても一般の場合には五十五法以上百法以下の罰金なるに此の場合には課するに百法以上千法以下の罰金を以てした。

獨逸法は正誤請求につき個人たると官公署たるとに付て我國の如く別段の區別をしないが廣告 *Anzeigen* を掲載する定期刊行物に對し官公署より廣告を依頼したるときは必ず次に發行する二號迄の中に之を掲載するを要する。但し官公署は之に對し通常の廣告料を支拂へばよいのである。(第一〇條)其の違反は正誤の請求と同じく親告罪なるも其の有罪の宣告ありたるときは裁判所は其の請求事項を次回の發行に於て掲載すべき旨を併せ命ずるものとす。(第一九條)奧國出版法は更に嚴格を極め廣告請求の外、定期刊行物の内容に關する刑事裁判の處分判決にして檢事若は被告の請求あり且つ裁判所にて同意したるときは其の次號第一頁に之を掲載すべきものとし、且つ當該刊行物又は其の他の定期刊行物は其の處分及判決に關する附言又は批判を掲載するを得ない

ものとした。(第二〇條第二二條)又伊太利出版法は公式の文書正誤等に付て官公署の掲載請求を認めたるのみならず定期刊行物は官廳より政府の利益の爲めに送付せられたる記事をも掲載するの義務を有するものとしたるが如きは(第四六條)更に徹底したものであらう。

由是觀之我國は記載事項の積極的制限に付ては最も其の寛容なる態度を示すものである。單に正誤辯駁權を認めたるに過ぎざるのみならず其の制限條件も各國立法例に比して一段の微温を感じしむる、沿革を溯つて知る如く新聞紙法に至つて俄かに弛緩する所があつた、前顯正誤文の掲載場所のみならず曾て奧國法の如く新聞紙の内容に依る罪に關する判決文を其の次回發行の紙上に於て掲載せしむる規定の如きも(明治二十年新紙條例第一五條)現行法に至つて抹殺した。又更に看過し得ないのは現行法が正誤辯駁書掲載義務違反に關する處罰は其の私事に係る場合を以て親告罪と改めたのである。告訴手續の煩雜と之に對する因習的嫌忌とは被害者をして容易に權利の上に眠むらしむるものなるが故に、さなきだに正誤辯駁權の行使を敢てしない風習は益々新聞紙をして弊風を助長せしめ、恬として社會的罪惡を犯さしむる傾向がある。條件の寛容と親告罪の規定とは相俟つて正誤辯駁權を有名無實ならしむる素因を成すものであると信ずる。

(註一) 英米は何等の正誤權又は辯駁權を認めず唯誹毀其他權利侵害の場合に於て訴訟を提記せしむるに止まる。(英國一

八八一年新聞紙誹毀及登記法第四條第五條、及一八八八年誹毀修正法、紐育州一九〇九年修正法典第四十章等參照)

(註二) 市内版に在りても多少内容を異にし第一版第二版等の存する場合ありと雖も當該掲載事項が市内版紙上なるに於ては、正誤辯駁の掲載は其の版の第一第二を論せず市内版たるを以て足れりすべきであらう。

(註三) 同號の活字は通常用ふる所の用例に従つたものであつて要するに同大の活字の義である。普通に在りては同一記事雖も全部同號の活字を以て終始すること稀れにして二、三種の號を用ふるを常とするが故に、同號の活字と言ふも稍鮮明を缺くと言はれはならぬが、要するに法意は原文に於て「主として用ひたると同大の活字」の意義である。

(註四) 前述の如く訂正正誤の如きは新聞紙の聲價面目の上に於て最も避くべき事なるが故に新聞紙の經營關係者にして論の新聞紙法改正に及ぶや必ず正誤掲載義務條件の輕減に付て異口同音に叫ぶ程に重大視されて居る所である。其の立場より肯定さるべき理由がないが決して公正なる要求ではない。

(註五) 正誤辯駁權は現行出版法に何等の規定を見ない。普通出版物に付ては掲載の方法がないから假令正誤請求の必要ある事實が発生するも之を是正せしむるは不可能である出版法に依る雜誌は時事に關する事項を掲載し得ないから問題は容易に起らない。

(註六) 獨逸出版法は官公署、帝國議會、聯邦各國議會より出版する出版物にして其の内容公報 amtliche Mitteilungen なるときは正誤に關する規定を適用しないと明文を以て規定した(第一二條)我國法には此の種の明文はないか所謂官廳出版物の類は沿革上及其の性質上獨り正誤に關する規定のみならず一般に出版物法は特別の明文なき限り適用のないものと解釋するか穩當であらうと思ふ。但し自治團體の出版物に於ては稍疑問の餘地があるが吾人は積極説を採りたい。

第三節 消極的制限

出版法は自由出版の主義を認むるも決して其の實質を出版者の自由に放任するの意義でないことは數度述ふる所である、各國の出版法皆何れも一定の事項を限りて掲載を制限するに於て一致して居る。以下述べんとする消極的制限吾人の所謂狹義の掲載禁止の外廣義の制限即ち處罰するに依りて間接に掲載禁止せらるるものを擧ぐれば(一)安寧秩序を紊す事項(二)風俗を壞亂する事項(三)朝憲を紊亂せんとする事項(四)皇室の尊嚴を冒瀆せんとする事項(五)他人の名譽を毀損する事項等である。掲載禁止事項といふならば勿論廣義に解すべきであるが茲では便宜上狹義の制限のみを論し間接的禁止は行政處分若は司法處分の項に於て論じたい。(市村博士は出版法第一二條第三項に依る著作權に基く制限をも掲載事項の制限として列擧するも(行政法原理八六二頁)此は警察上の制限と全く性質を異にするものなるが故に之に列するは失當である)謂ふ所の消極的制限は更に絶對的制限と相對的制限とに分つことが出来る、蓋し前者は法の絶對に禁止する所であり後者は許可を要するか若は特に命令ありたる場合に禁止せらるるものである。

第一項 絶對的禁止事項

(一) 公判以前に於ける豫審の内容其の他檢事の差止めたる捜査又は豫審中の被告事件に關する事

項又は公開を停めたる訴訟の辯論(新聞紙法第一九條) (註一)

社會現象の敏捷な報導は新聞紙の重要な任務である。重大な犯罪の發生について新聞紙が力を其の報導に用ふるは元より其の所である。然し乍ら其の報導は時に犯罪の捜査又は審問の上に非常な支障を招き處分の發展を妨碍する事あるは同時に考慮の中に加へねばならぬ。これ本規定を必要とした所以である。而して要するに犯罪捜査上の障碍を排除する目的を有する取締法規であるが故に、苟も此の目的に牴觸を來す虞ある記事は其の實害の生じたと否とを問はず處罰を免れない。

豫審の内容

(イ)豫審の内容 豫審秘密の原則に基き現に繫屬する被告事件に付き豫審判事の爲す一切の處分に係る事實例へば被告人、證人、參考人等を訊問したる場合に於ける其の顛末、臨檢、搜索、物件差押若は證人、參考人、鑑定人の喚問決定等に關する事實即ち豫審判事の職務執行に伴ふ事項を包括指稱するものである。従つて其の被告事件に關し豫審の内容を推知せしめ以て豫審處分の發展を妨碍する虞ある記事なる以上は其の事實の内容が果して公訴事實に符合すると否と又其の記事の出處が當該官廳に在るとは勿論問ふ所ではない。(大正四年四月大審院判例參照)

(ロ)檢事の差止めたる捜査又は豫審中の被告事件に關する事項 此の種の事項は檢事の差止め

檢事の差止

命令ありて初めて禁止の效力を生ずるものなると同時に法が檢事に差止め命令權を認めたことは明かである。故に檢事が一旦其の必要を認め命令を以て新聞紙上に或事項の掲載を差止めたる以上其の解除又は取消を爲さざる限り該命令の效力は依然として存在し他の官廳の行爲如何は其の效力に何等の影響を及ぼすものでない。(大正三年二月大審院判例) 又檢事は其の管内に於て發行する新聞紙に對して記事掲載の差止命令を發するの職權あるものであるが故に記事の内容たるべき事項が其の管内に屬すると否とを問ふ所ではないことも論のない所である。(上掲大審院判例參照) (註二)而して檢事の爲すべき差止事項は犯罪の捜査又は豫審中の被告事件に關する事項即ち豫審の内容に非ざるも其の被告事件に關係を有する總ての事項を包含するものである。故に差止命令の範圍に屬する事項なるに於ては、假令一般讀者をして其の記事の文詞のみに依り直に當該被告事件に關するものなることを了知せしむるに足らざるときと雖も、之に依つて該被告事件に利害關係を有する者をして其の被告事件に關するものなる事を感じせしむべき性質を有するものなるときは差止命令に牴觸したものと認めなければならぬ。(大正八年三月大審院判例參照) 事實上捜査の目的たりし犯罪人の死亡又は大赦の如き公訴權消滅の原因たる事實發生するも之が爲め犯罪事實を消滅せしむるものに非ざるを以て檢事の差止命令にして取消若は解除なき以上は其の效力に影響を及ぼさない。(大正三年一月大審院判例)

検事の差止命令に就て最も屢々生じた實際問題は該命令は新聞紙の如何なる機關に對して通知を爲さるべきかの點である。此に關しては何等準據すべき明文がないのみならず性質上發行人に對して爲さるべきものなるに拘らず違反行爲の主體として法は第三六條に於て編輯人を以てしたるが故に益々疑を生ずるのである。惟ふに發行人は新聞紙の發行行爲に付き統括的に責任を有する者なるか故に法は發行の届出若は届出事項の變更等を以て發行人の責任とした。從て又管轄官廳より新聞紙に對して命令其の他の告知を爲すに當りても亦等しく發行人に爲すべきものである。故に検事の差止命令も發行人に通知するに因りて效力を生ずる者と解すべきが穩當である。又一方編輯人は掲載事項の編成整理の任に當る者であつて新聞紙の記事に關しては發行人よりも更に直接的の責任を有すべき者なるが故に差止命令の違反行爲に付ては當面の責任を負担しなければならぬ。換言すれば差止命令は發行人及編輯人に對する禁令である。從つて理論上發行人及編輯人を以て犯罪の主體と爲さねはならぬと思ふが、現行法第三六條は編輯人のみを其の主體とした故に或は差止命令は編輯人に爲すべきものなりと論ずるものありと雖も吾人は性質上發行人に通知するを以て原則とすべきものと信する。而して發行人に通知ありたる上は編輯人が實際其の差止められたる事實を認識すると否とは之を問はない。又其の掲載事項が差止命令の範圍

に屬することの認識を必要としないことは言を俟たぬ。

然し編輯人も前述の如く掲載事項に付は全責任を有するが故に差止命令の通知が偶々發行人に爲されずして編輯人に爲され、編輯人にして右命令に依り差止の事實を了知したる場合に於ては編輯人は第三六條の犯罪主體たるを回避し得るや否やに關しては、吾人は當該差止命令は發行人及編輯人に對する禁令たる性質を有するものなるが故に命令の通知が編輯人に對してのみ爲されたる場合と雖も尙效力を有し編輯人は未だ發行人に通達せられざるの理由を以て制裁を免るゝを得ないと解釋したい。(大正三年六月大審院判例)但し編輯人にも發行人にも命令の通知なき場合は假令事實上編輯人若は發行人に於て止めの事實を認知するも犯罪を構成しないとは自ら明かであらう。(註三)通知の方法に關しては法に何等の規定する所がない故に検事は直接發行人に對し電話電信其他の通信機關に依り之を通達すると又は警察官を経由して之を爲すとは問ふ所ではない。唯一般に受信主義に依るべきは性質上明かである。

(八)公開を停めたる訴訟の辯論 裁判の對審判決は之を公開するを原則とするも安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは法律に依り又は裁判所の決議を以て對審の公開を停むることあるは憲法第五九條の規定する所である従つて出版物に於ても斯の如き公開を停められたる訴訟の辯論

の掲載を禁止せらるるのは當然である。而して公開の停止を爲すには安寧秩序又は風俗を害する虞あるを必要とするも其の虞あるや否やの認定は其の事件の受訴裁判所の専權に屬し受訴裁判所以外の者の意見は公開停止の效力を左右するものではない。且判例に依れば單に其の公開を停止したる辯論の内容のみならず其の辯論進行に關する一切の事項をも掲載を許さないものとした。(四四年七月判例)然し法は單に「訴訟ノ辯論ヲ掲載スルコトヲ得ス」とするに止まるを以て辯論進行に關する一切の事項を包括せしめむとするは稍々困難ではあるまいか。

豫審處分の發展を妨害する事項の掲載禁止に關しては外國立法例に於て別段の規定を見ざるも裁判に關する事項に付ては或種の制限を爲すを常とする。獨逸は刑事訴訟に關する官の書類を公開の審理に於て公にせらるる前又は手續が終局する前に新聞紙を以て公表することを禁じ(出版法第一七條)又風俗を害するが爲めに公開を禁止され裁判所の審理又は其の審理の基礎たる官の文書中より人をして不快を懷かしむべき事項を公然報導するを禁じ(刑法第一八四條の二)又「公判公開ノ閉鎖ニ關スル法律」第三條は國家の安寧に危險なるが爲め公開を禁じたる公判に關しては新聞紙に辯論を公表するを許さざるものとした。佛國は被告事件の書類を公の審問席に於て讀上くる前は之を公表するを得ざるものとし(出版法第三八條)惡事醜行の立證を許さざる誹謗の訴

訟及陪審員若は裁判所の内部の判決は之を報導することを禁じた。(同第三九條)又「無政府主義教唆の抑壓を目的とする法律」第五條は本法に規定したる場合及無政府主義の性質を有する行爲を爲したる場合に於て上級裁判所下級裁判所は辯論の掲載が公安に危害を及ぼす虞あるに於ては其の全部又は一部の掲載を禁止するを得べき旨規定し、又一九一二年七月二十二日の法律は兒童及未成年者裁判所の辯論、被告の肖像、處罰行爲に關する圖面繪畫の掲載を禁じ、判決の公表に當り未成年者の姓名は頭字以外のものを用ふるを許さないものと規定した。伊國は一八七七年五月七日制定に係る單行法を以て同しく手續の完了せざる刑事訴訟書類、陪審員裁判所内部の判決を公表するを禁止した。共に同一精神に基いた規定である。

(註一) 捜査又は豫審中の被告事件に關する事項は檢事の差止に依りて禁止事項となるものなるが故に所謂相對的禁止事項に入るべきも便宜上茲に一括して述ぶ。

又出版法第一七條の規定は新聞紙法の規定と其の形式をも異にするが要するに同一義である、唯檢事の差止めたる捜査又は豫審中の被告事件に關する事項に付て規定する所を缺くが、惟ふに此の差止めは内容自身が「時」に密接の關係を有するものであつて一定の時の経過は必然に差止の解除を要求するものであるが故に出版法に依る出版物の性質上日々の時事を報導する新聞紙と異りて其の必要を認めなかつたものであらうと思はれる。又實際方面から見れば普通出版物は新聞紙と異りて常置の責任者たる編輯人又は發行人の存在を想像し得ないか故に假令之に對しても差止權を認むると雖も官報揭示其の他の公示方法を採るに非されば其の權利の行使は事實上不可能である。而して如上の公示方法を採る事は却つて

禁止事項を周知せしむるの結果を惹起すべきが故に策の得たるものに非ざること勿論である。此等の理由に依り出版法に此の種の規定を缺くものと解する。

(註二) 唯掲載差止命令は重大なる言論の制限であるが故に検事に之を認むるは統一を缺くの虞あるのみならず他の差止命令と權衡を失する虞がある。かかる重大の制限は慎重なる手續の下に爲すべきものであるから司法大臣を以て命令權を執行せしむべきであると言するものあり首肯すべき點とせざるも一方此の種のもは多く地方的の事實であり且つ迅速を尊ぶものなるが故に必ずしも前説の理論を率直に追求し得ないかも知れぬ。

(註三) 大正三年三月大審院判例は法第三六條が編輯人を以て犯罪の主體と爲したるが故に差止命令は發行人に對する禁令に非ずして編輯人に對する禁令たる性質を有するものたりと爲したるは吾人の與みせざる所である。第三六條は單に實際掲載事項につき直接的の責任者たる編輯人を犯罪の主體と爲したるに止まり差止命令は其の本質上發行人及編輯人に對する禁令である。

(二) 犯罪を煽動若は曲庇し又は犯罪人若は刑事被告人を賞恤若は救護し又は刑事被告人を陷害する事項(新聞紙法第二一條 出版法第一六條)

國法が認めて以て犯罪となしたるものを挑發擁護し又は犯罪人を庇護するが如き掲載事項は國權を蔑視するものであつて、國家社會の公安に禍害を及ぼす憂ある事は想像に余りある。然れども之と同時に刑事被告人は即ち以て犯罪人と爲す能はざる者なるに拘らす之を誹譏謗し陷害するが如きは個人の權利を尊重する上に於て又刑事政策上よりも共に國家として當然用ふべき考慮

でなければならぬ。本規定存在の理由も茲に在るものと信ずる。

(イ) 犯罪の煽動及曲庇 國法が認めて以て罪となしたる行爲を煽動し若は之を擁護する記事を指稱するのであつて其の範圍は理論上甚だ廣汎であり且つ重大な言論の制限である。煽動とは不特定人に對し罪となるべき行爲を犯すの意思の構成に或る影響を與ふる行爲である。而して掲載事項が果して所謂犯罪を煽動するものに該當するや否やは其の記事自體が煽動性を有するや否やを標準として定むべきものであつて、若し煽動性を有するものなるに於ては、之に對する罪の成立には、犯人が必ずしも當該記事を以て犯罪を煽動するものなりと認識するを必要としない、唯其の記事の掲載に故意を必要とするものなることは、出版物内容に關する一般の罪の成立と同一である。(大正四年二月 大審院判例) 又其の記事自體が犯意の構成に影響を與ふる性質なるを以て足るが故に實害の發生は其の間ふ所ではない。

犯罪の曲庇は消極的に犯罪行爲を辯護する事であつて其の庇護が事實たると法律上の意見たるとを問はない要するに文章を以て犯罪行爲を庇護する行爲を包含するのである。(明治四三年十二月 大審院判例)

(ロ) 犯罪人若は刑事被告人を賞恤若は救護する事項 犯罪人とは其の者の死亡したると否とを問はず又刑の執行を終了したると否とを論せず汎く確定判決に因り刑の言渡を受けたる者を指稱

し(明治四四年一月治安警察法第九條に關する大審院判例參照)賞恤とは單に賞揚するもののみならず之を憐恤する場合をも包含し(大正九年四月判例)又嘗に物質的に或物を供與するが如き事項のみならず精神的に賞揚憐恤の意を表するものも亦茲に所謂賞恤なりと言はなければならぬ。(大正九年四月判例)救護とは事實の叙述たると法律上の意見たるを問はず文章を以て犯罪人又は刑事被告人を庇護するを謂ふものであつて、假令其の掲載の目的が刑事被告人を救護するの意に在らずして例へば眞犯人は他に在るもの如く記述し單に當局の注意と警戒とを希望するの目的に出でたりとするも、其の掲載せる記事自體に於て害惡を生ずるものなるに於ては所謂刑事被告人を救護する記事なりと謂ふべきである。(大正八年三月判例)犯罪人又は刑事被告人の賞恤救護は元より其の犯罪の内容を指摘するを必要としないけれども其の掲載記事が犯罪に關聯して犯罪者又は刑事被告人夫れ自身を賞恤救護するの意なるを必要とする。

本條の犯罪の主體は編輯人であるが問題は編輯人が自己の犯罪を曲庇し又は自ら犯罪人、刑事被告人たる場合に、自ら賞恤救護する記事は本條の禁令に該當するや否や争の生ずる所である。惟ふに犯人自身の辯護は法の夙に認むる所であり又犯人藏匿若は證憑湮滅等の犯人庇護に關する罪に付ては本人は其の主體たり得ざるのみならず(犯罪の不成立)他人を教唆して自己を藏匿せしめ又は自己の犯罪の證憑を湮滅せしむる場合に於ても通説は教唆犯の成立を認めない。(反對明治三五年大

自己の庇護賞恤

審院判例)且犯人の親族にして犯人の利益の爲め犯したるときは之を處罰せざる旨刑法は規定した。(刑法第一百五條)蓋し親族互に相憐み庇護するは人情の然らしむる所であり之を處罰するは酷に失するを以てである。此等の點より考察するなれば新聞紙上に編輯人が自己の犯罪を庇護し自己を賞恤救護するは亦當然是認ざるべきであつて本條は如此場合を除外したものと見るの説を爲す者があるかも知れない。然し出版犯罪は違反事項が出版物に掲載せられたるによりて成立する。換言すれば記事自體が違反性を有するを以て足る。故に本條の場合に於ても其の犯罪は犯人又は刑事被告人を賞恤救護するためにする事項を新聞紙に掲載するに因りて完成するのである。従つて編輯人が刑事被告人たる自己を辯護する爲め其の事項を掲げたりとするも、又其の記事の署名者が犯人又は刑事被告人たりとするも之が爲め該犯罪の成立には何等の影響を及ぼすものではない。(大正九年四月判例同說)法が此の制限を設けた趣旨は此の種の事項が國權を蔑視し公衆をして疑懼の念を懷かしむる虞あるからである。而して禁令違反に關しては記事整理の擔任者たる編輯人を以て犯罪の主體としたるものであるが故に例へば編輯人が自己の犯罪を辯護し賞恤する爲め掲載したるものなりと雖も法益の侵害は即ち一であつて其の制裁を免るることを得ない、又之と同時に編輯人自身に於て犯人を賞恤する目的若は意思を有せざる投書の如き記事なりとするも、夫れ自體に於て

所定の害悪を生ずるものなるときは只其の掲載に因りて犯罪成立するものなるが故に又其の責を免るを得ないのである。要するに本條の犯罪の成立は犯人又は刑事被告人が自己たると他人たるとを問はず之を賞恤救護する爲めにする事項を掲載するに因りて完成するものと解すべきである。

(ハ) 刑事被告人を陷害する事項 犯罪人は國法に觸れたる者なるを以て時に之に酷評を投し非難憎惡する事は自然の致す所にして看過すべきも、未だ確定判決を経ざる刑事被告人を事實又は法律上の意見等に依りて陷害するは社會道徳上將又刑事政策上許さるべきではない。本規定は出版法及新聞紙條例には發見し得ざる所であつて新聞紙法に至つては初めて見たのであるが蓋し法の進化と認むべきである。

重罪輕罪の教唆 *provocation aux crimes et aux délits* 若は有罪の挑發行爲 *Die strafbaren Aufforderungen* は外國立法例に於ける重大なる言論の制限であるが其の研究は司法處分を論ずるに當つて之を述べんと欲する。又犯罪人の賞恤救護に關しても類似の規定を見るのであらう。即ち獨逸出版法第一六條は犯罪行爲に付き言渡されたる罰金並費用を集むる爲め新聞紙を以て公然挑發すること及此の目的の爲めに拂込まれたる釀金の領收を新聞紙上に證明することを禁し其の

違反ありたる場合は第一八條の處罰ある外右の挑發の結果領收せる金又は其の價額は募集地の貧民救助基金 *Armenkassen* に歸屬する旨宣告すべきを規定し又佛國出版法第四〇條は重罪輕罪に付き裁判上言渡されたる罰金訴訟費用及損害賠償を補償する爲め公然釀金を廣告するを禁じた。又第二十四條は或る特定の重罪の一を庇護 *apologie* したる場合は教唆と同一に之を律した。(一八九三年十二月十二日の法律を以て追加) 即ち獨逸法は物質的供與を以て犯罪を庇護する場合のみを禁じ佛國法は一般の庇護を重罪の或る程度に限定したるものにして我國の如く全部の犯罪に對し精神的補助を以てする庇護をも禁ずるものとはしなかつた。犯罪の賞恤救護を禁ずる趣旨を徹底せしむるには制禁の玆に及ぶに若かすと信するのである。

第二項 相對的禁止事項

謂ふ所の相對的禁止事項とは法が絕對的に掲載を禁ずるものに非ずして其の掲載に當りて許可を條件とし若は或る事項を限り禁止又は制限せらるるものである。

(一) 官署公署又は法令を以て組織したる議會に於て公にせざる文書又は公開せざる會議の議事及公にせざる請願書訴願書(新聞紙法第二〇條 出版法第一八條)(註)

此の種のもの掲載に當りては當該官廳等の許可を要するものとする。蓋し官公署議會に於て公にせざる機密文書若は議會の秘密會に於て爲されたる議事等は其の性質自體に於て公然性を缺くものであるが故に之を猥りに出版物に依り公表さるるに於ては其の弊の及ぶ所鮮少なからざるを以て茲に規定を爲したるものならんか。蓋し外國立法例には直接の規定を發見し得ない所である。

官公署の
文書

(イ)官署公署に於て公にせざる文書 官署は我が法令上確定的の用例ではない。殊に官署は多くの場合に於て官廳と同意義に用ゐらるるが要するに茲に謂ふ官署公署とは刑法第七條に所謂公務所の意義に用ひたるものと解釋する。即ち官吏公吏法令に依り公務に従事する議員委員其他の職員(公務員)の職務を行ふ所を謂ふ。文書とは之を廣義に解するときは或物體上に示されたる意識の記載である。意識の記載には或は象形的方法に依ることあり或は發音的符號を以てすることもある。通常文書とは後者を指稱し其の前者を圖畫と呼ぶが、茲に謂ふ文書の意義に付ては廣義に解すべきものと思ふ。又出版法第一條に所謂文書は機械的化學的方法に依り複製せられたる印刷物のみを指稱するが、新聞紙法第二〇條及出版法第一八條に所謂文書は印刷のみならず當然肉筆をも包含することは言を俟たぬ。吾人は文書を廣義に解すべきものと思ふが故に圖畫を包含

すると信する。或は出版法に文書圖畫は必ず併稱し之を區別するが故に所謂文書に圖畫を含むと解するは困難なりとする説あるも吾人は採らない。或事實又は意思を表明する記載なるに於ては其の表示方法が象形的なると發音的なるとは區別すべきものではなく、又立法の精神より言ふも公にせざる狹義の文書のみを對し制限を設け圖畫は如何に機密を要すと雖も之を捨てて顧みざるが如きは其の採らざる所である。但し意識の表示なるを要するが故に單純に技巧を表示するもの例へは畫幅扁額の如きは茲に謂ふ文書に包含されない。

官署公署の文書とは又必ずしも官署公署の名義を以て其の職務執行の範圍内に於て作成せられたるものなるを要しない。公務所の用に供する文書なるを以て足るが故に例へは個人の作成せる文書であつても公務所の保管に係る以上は本條に謂ふ文書と見るべきである。(大正三年九月)次に公にせざる文書とは要するに機密に屬するものの意であつて、機密に屬せざるも公にせざる文書を一般に包含すると解するは廣きに失する。蓋し此の種のもの公表に付きては制禁の保護を與ふる立法上の根據頗る薄弱であるからである。然し乍ら機密に屬する文書なる以上は掲載事項が當該公務所の意思に反する事由に因りて世上に公にせられたりとするも、爲めに直ちに其の文書の秘密性を失ふものではない。(大正三年六月判例)又或は文書の所謂保存期限の經過したるものは公務所

の文書と稱し得ずとの説あるも(大場博士刑法各論六九五頁)保存期限の経過は直ちに其の公務所の文書たる性質を失ふものと謂ひ得ない、同時に其の機密に屬するものなる以上は保存期限が経過によりて當然亦秘密性を喪ふものではない。

(口)法令を以て組織したる議會に於て公にせざる文書又は公開せざる會議の議事 總ての議會の文書又は議事に付て許可を必要としたのではない。國家社會に重大なる影響を有するものに付てのみ、之に關する秘密性を保護せんとした趣旨であつて、法は法律命令に依り組織せられたる議會に限定した。公開せざる會議の議事にして當該議會の意思に反して其の議事の一部又は全部が公にせられたることあるも、其の秘密性に影響を與ふるものでないことは、公にせざる文書と同様に肯定すべきであると思ふ。

(ハ)公にせざる請願書訴願書 請願書は憲法第五〇條に所謂請願書のみを指稱するや又憲法第三〇條の認めたる所に基き請願令(大正六年勅令第三七號)に依りて爲す請願をも含むやは稍々疑問の生ずる所なるも、請願令に依る請願も文書を以てすべきものであつて(同令第二條第一項)等しく請願書の内に包含するものと解する。請願書訴願書の類は其の性質上時に公にし得ざるものがあるが故に茲に規定を見たるものならんも其の必要は大聲叱呼するに當らないと思ふ。且つ多くの場合所謂公務所又は議

議會の文書
秘密性の
議事

請願書
訴願書

會の公にせざる文書中に包含さるるであらうと思ふが故に吾人は更に此の規定存在の理由を疑はざるを得ない。請願書の掲載に關し判例は之を必ずしも其の儘掲載することに止まらず如何なる趣旨の請願書なるやを知り得べき程度に於て掲載したる場合も亦本條違反なりとしてゐるが(大正八年三月)當を得たものと思ふ。

以上述べたる如く本條所定の事項の掲載は許可を受けざるに於て違反するものなれども新聞紙法は何人の許可を必要とするものなるや明示しない。按ずるに出版法の規定する所と同じく當該公務所若は當該議會の許可を要する注意であらうと思ふ。

(註) 出版法第一八條は官廳の公にせざる官文書、若は議事及傍聽を禁したる公會の議事を以て禁止事項とした新聞紙法の規定は更に詳細を極むるが故に茲に包括して説明するを便宜とする。

(二) 軍事、外交に關する事項(新聞紙法第二七條出版法第一八條第二條)
絶對的禁止事項でなくして、陸軍大臣、海軍大臣若は外務大臣の命令以て禁止又は制限せらるるに依り初めて制禁事項となる。軍機軍略若は國際間の樽俎折衝は固より國の重要な事務なりと雖も、國民の公正なる輿論が其の背景となり基調とならなければならぬ。故に原則として軍事外交に關する事項と雖も自由に報導論評し得べきものなるや論を俟たない。然し戦時の場合の兵力

軍事

艦船の進退又は國際關係の機微忽せに爲し得ざる場合の外交問題は猥りに之が批評論難を試み又は機密事項を公表せらるるに於ては重大なる不利を招くことあるべきは明かである。故に法は陸海軍大臣、外務大臣に禁止權を認めたのである。禁止權を有する官廳は絶對の禁止を爲すの外或は許可權を留保し之を禁止し或は出版に先つて豫め檢閲を経ることを命し得るものと解する。

(イ)軍事に關する事項 新聞紙法の規定は出版法と異りて廣く之を制限し得るが故に重要な言論の制限である。新聞紙法制定以來初めて此の命令を見たのは日獨戰爭の際である。即ち「軍機軍略ニ關スル事項新聞紙掲載禁止方」に關し大正三年八月十六日陸軍省令第一二號、同日海軍省令第八號が制定された。之に依れば「當分ノ内軍隊ノ進退(若ハ艦隊艦船軍隊進退)其ノ他軍機軍略ニ關スル事項」は豫め陸軍若は海軍大臣の許可を得たるものの外、新聞紙に掲載するを禁じた。省令は汎く軍機軍略に關する事項と規定したるを以て其の秘密を確保する爲め之に關係ある事項を總て猥りに掲載することを禁止したるものである。

大審院判例に依れば我軍の執るべき作戰の方法を説示したるが如き記事は單に一當局の提議若は一私人の意見として掲載したる場合に於ても我軍略を推測窺知するの資料たる虞あるに於ては省令の趣旨に違反するものと言はねばならぬとした。此の種のものが必要や我軍機軍略を窺知推

測せしむる虞あるを以て省令違反なりとしたるも稍廣きに失せざる歟、斯の如くんば戰爭の發展は勿論、一般的國防に關係する批評報導に付ても國民は箝口を余儀なくせらるるであらう。省令は軍略の秘密を確保するを目的とするものなれば其の記事が我軍機を推測し得る程度なるや否やを標準として限定すべきものであると考へる。(大正三年十二月二二日大審院判例参照)然し乍ら我軍機軍略を推測し得るものなるを以て足るが故に必ずしも軍事當局の現實に規畫したる機密方略に符合すること
を要せず又必ずしも露骨に軍事當局者の確定的計畫なりとして公表するの要なきは判例の説示する通りである。

外交

(ロ)外交に關する事項 軍事に關する事項と同じく大正三年九月十六日外務省令第一號を以て

「國交ニ影響ヲ及ホスコトアルヘキ事項新聞紙掲載禁止方」を制定し當分の内豫め外務大臣の許可を得たるもの以外は此の種の記事の掲載を禁止した。吾人は此の省令に付て最も疑問とするのは、新聞紙法第二七條は外交に關する事項の制限を認めたるに省令は此れに基いて國交に影響を及ぼす事項を禁止した點である。問題は國交は外交に包含されるや否やである。惟ふに國家が國際法上の主體として各國と和親交通の關係を保持せんが爲めに或は國際法上の條規を遵守し或は國際間の禮讓を尊重する必要がある。故に國交即ち國際間の交誼を害すべき行爲は嚴に國法の禁